

右の如き作業が未成年女子に悪影響を及ぼすばかりでなく、既婚女子特に妊娠中の女子に重大な影響を及ぼすことは容易に察せられる。

尙、企畫院が労働科學研究所に委嘱して、工場二五一、鑛山二九に付いて調査した結果に依れば（上記調査）、經營者側より見た女子勤勞者使用の利點は、第一に手先が機敏であると云ふ技能上の理由、第二に單純反覆作業を嫌はず、或は眞面目、従順、辛棒強い等の女性の精神的状態による理由、第三には人件費低廉、補充容易等の經濟的理由の順を示して居り、また不利點としては、缺勤、退職、移動の多いことが最も多く主張され、次に保護職工であるために手がかかると云ふ理由、更に使用の範圍が狭い、頑張りがきかぬと云ふ女子の肉體的精神的劣勢の理由、また研究心が乏しい、感情的である等の理由があげられてゐる。これ等の利點不利點は、女子の勞務配置に當つて貴重なる參考になるであらう。

また同じ調査に於いて、缺勤については女工は總體として男工より缺勤し易く、退職もまた斷然男工より多いことが示されるが、災害、疾病等は男工より女工の方が少いと云ふ結果が出てゐる。

企畫院の調査によれば、最近女子の従事する傾向の多い職業は次表の如きものである。（昭和一七年五月、企畫院「女子ノ従事セル重要職業」）

職業中分類	甲類	乙類	補	要
事務者	一般事務者	改札係		特に接客、案内、レジスター、出札、整理、計算等の係の事務者 鐵道軌道業に於ける改札
礦物、土石等ノ採取作業者	手選炭夫 手選礦夫 富岡工			
製圖、現圖作業者		製圖工		簡単な機械器具の製圖作業、土建の製圖作業
金屬材料ノ製造加工作業者		金屬小物壓延伸張工 金屬線伸張工 金屬捻線工		特に冷間で、線線を伸張するもの 細い捻線

- (一) 本表には、當然女子の職業と考へられるもの、及び時局重要産業外の職業は記載してゐない。
- (二) 甲類は、戦争以前から女子が多數従事してゐた職業で、今日も益々増加する傾向がある職業を示す。
- (三) 乙類は、支那支那後女子の進出著しいと見られる職業、但し甲類程には今日増加する傾向なき職業を示す。

機械器具の製作業者

鑄物芯取工 鑄物溝口造り工	鑄物砂型工	熱處理工 火造プレス操縦工 金屬紙取工	銅合金、輕合金等の薄板のきさげに依る坳取作業 小型火造プレスの操縦桿の操作 但し、連續加熱炉を使用して小物を熱處理する場合、加工品の出入をする作業 小型鑄物、特にモールドینگマシンを使用する砂型の作製 小型鑄物の中子製作 鑄物の溝口を作る作業 四呎以下の旋盤で單一反復作業をなすもの
卓上旋盤工	旋盤工(金屬) 旋盤工(木材外の) タレット工	金屬ロクロ工	ロクロでネヂを切削る
卓上ボール盤工	形削工 フライス盤工 齒切盤工 研磨盤工	單一反復作業 小型齒切盤の操作 ベヤリングのリング等の研磨及單一反復作業	

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

小物打抜工 ブリヤ機製造工 點熔接工 レンズ研磨準備工 レンズ研磨工 レンズ心出工 レンズ心取工 電球鍍條工 小型電巻ベネ成型工 電線糊、綳巻工 電線紙工	フラッピング工 (手作業) 板金鉄打工 小物プレス工 ハンダ付工	皮膚掛、ヤニ付、レンズ貼付 絹糸、絹布、綿糸、綿布等で電線を被覆する
---	--	---------------------------------------

但し補助作業

皮剥、切断、真綿巻、端子付、束縛等の作業

機械器具の仕上、
組立、修繕作業者

電線ゴム被覆工
電線編被覆工
巻線工
絶縁工
配線工
乾電池組立工
電球製造工
真空管製造工
鉛布工
金属打刺工

蓄電池組立工
X線管製造工
索具工
手仕上工
機械器具部品仕上
組立工

化学製品の製造作
業者

内張工
シート張工
火工
マッチ工
ゴム成型工、加工
セルロイド成型工、
加工工
人造レジン成型工、
加工工
糊塗手漉工
バルカナイズドフ
アイペー成型工、
加工工
人絹、スフ仕上工

バルサム工
電気機械器具部品
組立工
電気通信部品組
立工

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

窯業土石類の加工
作業者

成型工

電極工

一八六

小型電極の成型及仕上の作業
特に流込成型、壓搾成型の作業

施釉工

耐火煉瓦型打工

小型耐火煉瓦の型打作業

石綿紡績工

ガラス銀引工

石綿糸、石綿布の紡績作業及其の縫製

雲母判工

寶石工具工

従来より女子勤労者の多い所故省略

紡績品製造作業者
被服身の廻り品製
造作業者
印刷紙製品製造作
業者

マイカレックス工

従来より大體女子勤労者の多い所故省略

解版工
手引印刷工

文選工
植字工

皮革、骨、羽毛類
製品の製造作業者

製本手打丁合工
紙函紙器製造工

靴詰め、縫ひ、金具取付

木、竹、草、藁類
製品の製造作業者

馬鞍工
草パツヤング工
刷毛製造工

畳表藁蔎産織職
具田編工
葦網打職

飲食料品、嗜好品
製造作業者

罐詰食料品製造工
煙草製造工

其の他の製品の製
造作業者

料理人コック
本輪船修造工
模型工、標本工

輪附、塗装、メツ
々作業者

輪附工

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

一八七

吹付に依る小物塗装
皮革、ゴム引布の製造に於て塗料を塗布する作業
小物の電氣メッキ

- 塗装工
- 塗布工
- メッキ工
- メッキカラゲ工
- ペフ磨工
- 実験工
- 試験工
- 分析工
- 紡績品検査工
- 選別工
- 市街電車中部車掌
- 乗合自動車車掌
- 理髮師
- 店員、賣子
- 機械器具部品検査工
- 自動車運轉者

実験、試験、検査
作業者

運輸運轉作業者

警察理容従事者
商業的作業者

接客業
其の他の作業者

教育者、研究員

- 給仕人
- エレベーター運轉手
- 包装工
- 機請工
- 小使
- 給仕
- 雑役者
- 国民学校教員

企畫手

第二節 作業環境と諸設備

一九〇

一 作業環境

工場事業場内の空地、建物、室内、機械器具、材料等一切のものが清潔であり、整頓され、美化され、また保健衛生的であることによつて、勤勞者の身心を爽快にし作業を快適ならしめ、手順をよくし、以つて結局能率を高めることは勤勞管理の第一課であるが、此のことは女子勤勞者を擁する工場事業場に於いて特に影響を及ぼすことが大きい。「居は人を遷す」と云ふが、勤勞者にとつて工場事業場は其の生活の半ば以上を過す大切な居である。殊に感受性の鋭い女子勤勞者が其の居から受ける感化影響は決して小さくない。きちんと整へられた家に住み、小ざつぱりした身なりをしてゐれば、起居動作も禮に叶ひ、人の性も自ら改まる。あの殺人的な雑沓する乗物にもみくちやになり、イライラした氣持で工場の門をくぐつた時に、そこに美しい花の咲き緑の繁つた庭園を見、色とりどりの魚泳ぐ清冽な池の水を見るならば、氣持はさつぱりと轉換してサバサバとするであらう。日本人は自然を愛する。紙屑も塵埃もない水をうつた小路、廊下、整頓された明るい更衣室、綺麗に手入れの出來た機械、整然と揃へられた器具、採光通風のよい爽やかな作業場の空氣、力強い動力のリズミカルな響き——工場

勞働を夢のやうな綺麗ごとにつち上げるわけではないが、かかる環境に置かれた女子勤勞者が、健康を保持することが出來、常に靜澄な心神をもち、たしなみを身につけ、その結果は作業能率が進むだけでなく、自ら女性本來の特性を作業場内に活かして、職場を美しく和やかなものにすることは必然である。其の結果は更に全體の能率を上げる。女子の共に働く職場が若しも美しさも和やかさもない殺伐ながさつなものであるとしたら、それは唯にそこに於ける女子の罪ではなく、女子をして女子としての本性を發揮せしめない原因がその環境、その職場管理にあるものと考へなければならぬ。或る程度よき環境が與へられれば、後は女子の本能が自からその環境を益よきものにしてゆく筈である。下品な卑猥なエロティシズム以外には全く女らしさのない男そのものがさつな女工、そのやうな女子勤勞者であるならば、そのみでその工場の作業環境が想像出來るのである。そのやうな環境で、どうして女子勤勞者がその能率をあげ、母性を保ち、教養を身につけることが出來るであらうか。工場・作業場は女子勤勞者にとつて、その全生活を營む居であると共に、その性格を創る鍊成教育の場なのである。斯る意味に於いて、勤勞管理のいろはである作業環境の合理化、健康化、明朗化、美化が、特に女子勤勞者のために與へられなければならない。それがその母性保護の第一歩でもある。此の理想に一步でも進めることを女子勤勞指導者は心がけなければならない。

然し、このことは最近の少し能率をあげてゐるやうな工場事業場では、既に何れも相當を注意を拂つてゐるの

であつて、女學生の勤勞報國隊などが、工場とは、きたない荒々しい恐い所と思つてゐたのに案外にきれいで氣持のよい所であつた等との感想をもらしてゐるのを聞くのは愉快である。しかしまた、その逆に、もう少し工場を綺麗に美しくしたらどうであらうか、等とのがつた批評も一方には少からず聞かされるのである。決戦下日本の勝利のために、勤勞報國の一念に燃ゆる若き女性達が、心から魅力を感じ、進んで行きたくなるやうな工場、そしてそこを辭めてからもあの工場で働いてゐたのならばと結婚のよい條件になるやうな工場、またそこで働いてゐることによつて教養の低かつたものも自ら情操の高められて来るやうな、さう云つた工場に、指導者はしてゆかねばならないのである。

二 更衣室其の他諸設備

朝來た時に作業衣に着かへ、夕方歸るときに通勤衣に着かへる更衣室は、一日の氣分を整へ、また轉換する場所である。成るべく部屋を広くゆとりをつくり、採光・照明等を明るく、氣分のよい所にしなければならぬ。大きな姿見も是非ほしいものである。所持品を一日置いてゆく所であるから各自鍵のかかる整理戸棚を備へることは當然である。雜然としてゐれば大勢の中であるから間違ひも起り、盜竊のある者もゐないとは限らぬ。紛失物が出ればお互ひに疑心暗鬼も生まれ、不愉快な想ひもし、人の和を缺くことにもなる。それはまた全體の平和

を亂し、作業能率にも忽ち響くのである。斯くては勤勞指導の努力も水泡に歸してしまふ。洗面所、浴場等がこの更衣室に近接してゐることも必要である。

三 休憩室と讀書室

一日に僅か三十分、一時間の休憩時間ではあるが、女子勤勞者には特に休憩室の設備が必要である。ここは是非とも椅子席でなしに疊敷きにした。終日長時間、必ずしも立居作業のみでなくとも、とにかく勤勞に疲れた體を、疊の上に休めることは日本の婦人としては必要である。欲すれば手足をのぼして寝ころぶことも疲勞を恢復するためには効果がある。勤勞の休憩時間中、色々に遊戯や運動をさせるよりも、太陽の下、草原にでも寝ころばせた方が、疲勞恢復にも健康増進にも有効であるとして、獎勵してゐる有名な工場がある位である。此の疊敷きの休憩室は出来るだけひろびろとして明るい快適な部屋とし、花や繪畫等も適當に裝飾することは言ふまでもない。一日に僅かな時間しか利用しないのだからと云つて、普段使はぬ片隅みの物置部屋みたいなところを之れに當てるやうな心掛けでは駄目である。日當りをよくするだけでなく、冬期は必ず煖房の設備をし温かにする必要がある。また男子からのぞかれたりしないやうに、短い時間でものびのびと手足を伸ばせる楽しいわが家、と云つた氣分の部屋にしなければならぬ。此の休憩室に隣接して讀書室を設けることが望ましい。此處は椅子

式にした方がよい。女子勤勞者に読ませる適當な圖書を豊富に備へ、そこで閱覽させるだけでなく、必ず貸出制度を併用しなければならない。そして同時に讀書指導を行ふことである。此の方法により一般に讀書をしないと云はれる女子勤勞者の讀書力と讀書の習慣をつけることになり、それはまた云ふまでもなく彼女達の教養と文化能力を昂める結果となつて、更にそれは當然作業能率にも、また將來の日本の母性としての教養にも、大きな關係をもつて来る。尙、此の讀書室には新聞閱覽の設備も必ず附設すべきである。

四 浴場と洗面所

憩ひのとき、また食事のとき、作業に汚れた手や顔をさつぱりと洗ひ、歸るときには終日の勤勞に汗と汚れにまみれた體を浴みしてきれいに洗ひ流すことは、どんなに氣持をすがすがしくさせ、疲勞を恢復させるか分らない。短い休憩時間ではあつても清潔にされた顔と手は氣分までも爽かにしてよく憩ひの効果をあげるであらうし、またそれは女性としての好ましい慣習となり、嗜みとなつて、やがて自分の身なり身の廻りまでも常にきれいにする性格を形成することにならう。

工場にはわざわざ經費をかけずとも蒸氣や湯は豊富にあるところが多い。之れを利用してでも女子勤勞者のための浴室だけは是非設けなければならない。殊に終日粉塵にまみれ油によごれるやうな重作業に従ふ女子のため

には尙更である。また高熱や高濕の場所で作業するもののためにも設けなければならない。終業のベルをきいてほつとがつかりした氣持も、一風呂浴びれば生きかへつた氣持になり、一日の疲れもふつとんで新しい元氣で家路につける。それが主婦であり母である場合、明るい元氣で戻る妻と母親は、その夫に、その子に、その家庭に、明るい希望と力をもたらすのである。疲れを持ち越しては明日の作業能率も下らないではゐない。せつかく設備する浴室は出来るだけ広くしたい。大勢の人間が歸宅を急ぐ短い時間に入るのである。芋を洗ふやうに、肌と肌とが觸れ合ふやうでは困る。上り湯は必ず豊富に出すことである。日本人は生來風呂好きであると共に潔癖である。細かな點だが、せつかく設けた浴室なら氣持よく效果的に使はせなければ何もならぬ。尙、流し場は必ず明るい色のタイル張りにすることである。板は不潔になり易いし三和土は暗い汚い感じがする。尙、家庭婦人のために洗濯場を設け之れを利用させることはどんなに感謝されるか分らない。女子勤勞者にとつて夜間か休日だけしか出来ぬ洗濯は大きな負擔である。工場でこれを済ませられれば非常に助かるのである。是非考へてやる必要がある。此のやうな設備は、今日の如き饑渴の不自由な時には勤勞者の生活援護としても大きな意義がある。

洗面所か浴室に隣つて明るい結髪室を附設する。板張りにして毛髮一本落ちてでも紙屑があつても氣にかかるとやうな清潔な場所でなければならない。亂れた髪で作業をしたり、歸途につくやうでは困る。毎日さつぱりと髪に櫛目の入つてゐることが日本女性の身だしなみである。洗面所にも浴室にも、そして結髪室には言ふまでもなく、

大きな、いつもきれいに拭はれた曇りのない鏡—姿見がなければならぬ。鏡は人の心を寫す。常に鏡に向ふことは己れを正すことにもなるのである。

五 食 堂

食事の場所は、とりわけ清潔に、しかも心やすまる楽しい所であつてほしい。出来れば作業班に従つて一組一卓と決めて置くのがよい。自分達の共同の卓が決まつてゐれば自ら掃除もとどくし、花の一つも卓上に飾る氣持になる。餘り大規模な食堂は反つて戦場のやうな喧嘩を起し易く、落付いて食事が出来ない。長いベンチの行列などは殺風景である。臭氣は極力防ぎたい。食堂特有のあの臭ひは美味しい食事もまづくする。出入口には縄のれんをかけて蠅を防ぐ心づかひも必要であらう。自分の使つた食器を洗へる設備もして置くことが親切である。

六 便 所

明るく清潔な便所を成るべく澤山設けることが必要である。男女別にするとは言ふまでもなく、出来れば全く別の場所に設けたい。内側から鍵がかけられることは言ふまでもないが、之れはよく壊れて用をなさなくなつてゐることが多いから常に注意する必要がある。内部に落書等の出来ぬやう腰壁はタイルにする。地の利や設備

が許せば水洗便所が絶對的に望ましい。但し其の場合はその使用法を充分教育しないと異物を投入して直ぐに詰まらせてしまふことが多いから注意を要する。便所の敷についても少な過ぎるときは作業能率にも影響する。警視廳の定めた「工場附屬寄宿舎設計指針」によれば、女の寄宿舎での便所は、百人以下百人に付き七箇以上、百人を超ゆる場合百人に付き五箇以上、五百人を超ゆる場合百人に付き四箇以上を設けることになつてゐる。

以上の他設備については色々必要なものがあるが、ここには直接母性保護に關聯がある主要なもののみについて要點を簡単に述べたのである。工場事業場に於けるこれらの設備は出来るだけ明るく而かも廣々とさせることが最も大事である。女子は特に集團生活の場合、暗くて狭い人の見ないところは不潔にし散らかし易い。社會生活の訓練に乏しいためであらうが、個人では思ひもよらぬやうなふしだらをするものである。筆者の経験した著しい例では、或る女子の講習會であつたが、十日間の合宿による講習會が済んで皆歸宅した後、引出式になつた各自の所持品入れ箱の中を調べたところが、紙屑やら汚れたもの等をそのままにし、中には月のものの不潔物まで残して行つたものがあり、あきれたことがある。便所等も汚して困つたものである。

尚、これらの諸設備の清掃其の他の管理は、小使や掃除婦のみに任せず、女子勤勞者にも當番制度で自治的に責任をもたせることが、やり方によつては双方のために有益であり、効果がある。このことばかりでなく、女子勤勞指導の一つの秘訣は、何ごとによらず一方的に與へるばかりでなく、之れを受ける女子側の協力、若くは自

發的な参加をさせることである。

一九八

七 一つの感想報告

大日本産業報國會の女子勞務指導者養成講習會の一受講生が記した、某工場實習見學に於ける感想報告を参考として掲げよう。これは産報より出された同講習會報告書に載せられてゐるものであるが、その短文の中に恰かな觀察を含んで居り、女子勤勞指導の核心をついてゐる批判に満ちてゐる。報告者S・K子君は恐らく相當経験を積んでゐる女子勤勞指導者であると思ふが、本文を分析し、論及してゆけばそのままで立派な女子勤勞指導の要領が出て來る程の内容をもつてゐる。ここには説明を略し原文のみを掲載させて貰ふ。

「勞務管理に立派な特異性をもつて居られると聞く紡績工場の見學に赴く。

正門内に歩を印しただけでも整然とした工場であり、寄宿舎であることが首肯される。紙片一つ落ちてゐない広い通路の兩側の廣場は小公園式になつて居り、目、心の淨化と共に綠化によつて保健衛生の一助ともしてあるのだと細かい心づかひの程がしのばれる。休憩室にて工場長、人事主任、寄宿舎係の先生方の御挨拶を頂く。職場の見學に移る。

先づ炊事場。

何所にも見ることの出來る設備である。まだ土のついた野菜類の調理場に置いてあるのはどうかと思ふ。調理場と下準備の室とは違つた方がよいと思ふ。

次に食堂。一室一卓の制度は大變よいと思ふ。卓上に何寮何號室と云ふふうに表示のあるのは、各室が責任をもつて卓を綺麗になさるでせう。早速講習が終つて歸つたら實行したいと思ふ。かうすれば自ら食堂は淨化されるに違ひない。

工場の見學に移る。

仕事の行程は絹糸紡績と殆ど變りないので、別に事新しく感ずる點もない。埃が多く、大きいので反つて體には害は少いのでせう。女工さん達の中にはお仕事の手を休めてわざわざ機械の端まで來て見學者を見てゐる方もあつたが、氣分を亂し、能率に影響はなかつたかと案じられる。

職場内で仕事の場合は、通路等で出會へば會釋ぐらゐる程度で、何時もの通りに仕事の手を休ませない様に訓練する方がよろしい様に思はれた。

續いて寄宿舎を見させて頂く。

丁度退場時間で工手さん達が寄宿舎に歸られるところ、一日の疲勞かしら、それとも色とりどりの見學者に見とれたのか、人事主任さんがお玄關に立つてゐらしても、元氣に挨拶して歸られる方が少い様にお見受

ける。只今、と元氣に嬉々として歸つて来る姿がほしいと思ふ。行事等で明朗さが缺けてゐられるのではなからしむ。

建物、設備については勿論云々は出来ないことだ。むしろ立派過ぎる位だと思ふ。常に思ふことであるが、山村の中農以下の子供が多いので、今まで生活して来た家と格段な相違がない方がよいと思ふ。

整理、整頓、清潔等は萬點と言つてよろしいと思ふ。微に入り細に互れば、批判する點もあらうがそんな必要はない。實際に於いて、ここまで出来てゐる寄宿舎は少いと思はれる。

夕べの行事を拜見する。

立派なのに驚いたと言ふより自ら頭が下り、あの雰囲気胸がいつぱいになる。行事はややともすればお役目的になり、形式のみにとらはれるので、効果の點を何時も云々言はれてゐるやうだが、此處の行事は各自の魂のこもつた行事なので敬服の外はない。

寄宿舎管理に長い御経験のおありの工場長以下を載く舎生はほんとうに幸せであると共に、お國のために喜ぶべきことだ。とかく工場長、人事主任と舎生との間は隔り遠いものであるが、すべての工場に於いて此處のやうであつてほしいと希ふ。世話係りの講習も必要だが、工場幹部の者に、産報精神なり労務管理の講習が其の筋の命でしてほしいとつくづく思ふ。長い御経験から生み出された工場長さんのお話、誠に有難く

拜聴する。種々の款待を耐しつつ七時半頃お暇する。(K・S子)

第三節 勤勞母性の健康保護施設

——主として産業保健婦のこと——

女子勤勞者の尊い母性を保護するためには、上述の如き、勞務の適正配置や、勤勞環境の合理的・保健的且つ美的な整備、また作業時間其の他の勤勞條件の配慮等を大前提として、更に直接的には、其の、(一)健康保護と、(二)生活援護、及び(三)それらを通しての勤勞女子の指導、教育、訓練(文化的指導)の三つが主要なる目標となり、対策として考へられる。其の健康保護施設としては、健康保険、病院、診療所、健康相談、特に結核対策等勤勞者一般の健康管理施設が當然考へられるのであるが、これらの問題は他の専門書に譲り、茲に於いては、女子勤勞者の母性保護に最も關聯の深いと思はれる産業保健婦と産院施設とに付いて記し、其の他のこともこれらの問題の中に入れて述べることにする。

一 産業保健婦

保健婦と言ふ名稱は今日でこそ一般に用ゐられ、既に常識としても知られるやうになつたが、其の歴史はわが國では決して古いものではない。今日保健婦事業と稱ばれる仕事は、最近までは巡回看護婦或は訪問看護婦等の名によつて、主として社會事業方面に於いて行はれ發達してゐたものである。日本では明治二十二年京都で新島襄氏が巡回産婆の形式で之れを行つたのが最初であり、東京では大正の末期に日本赤十字社が社會事業看護婦養成を始め、大正十一年には芝に於ける社會事業施設で乳幼児の保健指導に此の方法を採用、更に大正十二年關東大震災火災の後で恩賜財團濟生會に於いて臨時看護班を設けて巡回看護を組織的に行ひ、また之れと連絡して賀川豊彦氏の主宰した本所基督教産業青年會に於いて産婆看護婦の巡回事業を目的とする講習會を行つて以後、昭和年代に入り保健所の設置と共に之れに採用されてから漸次此の仕事が社會的に普及し發達して來たものである。

斯くして今日では、保健婦は都市の醫療機關、農村の隣保團體、國民健康保險組合、産業組合、保健所、健康相談所、工場事業場等に採用せられ、また厚生省研究所、道府縣厚生課に所屬する社會事業協會(厚生事業協會)或は衛生課、其他恩賜財團結核豫防會、恩賜財團濟生會、聖路加病院等公共團體に於いて其の養成が行はれつつある。而して保健婦事業のかかる發展の趨勢に鑑み、厚生省は其の重要性を確認し、之れが指導、監督、助長の徹底を期するために昭和十六年七月「保健婦規則」を制定公布し、同時に本規則によつて資格を與へられた全國の保健婦を以つて日本保健婦協會が結成され(東京市芝區白金臺町厚生省研究所内)、各地方廳衛生課内にその

地方支部が設けられた。今日資格の有無に拘らず實際上保健婦活動に従事してゐる者は二萬を超えると言はれ、有資格者は昭和十七年五月末に於いて七、三四七名(日本醫療團調査)。其の數は益々増加の傾向にある。

右の如き發達過程を辿つた保健婦事業は、全く社會事情の必要性から生まれ發展し來つたもので、自然その仕事も名稱もそれぞれの場合の目的に従つて、巡回看護婦、訪問看護婦、巡回産婆、保健指導婦、母性及乳幼児指導婦、結核豫防指導婦、農村保健指導婦、産業衛生婦、國民學校養護訓導等とまちまちであつたが、之れに従事する者は看護婦、産婆(助産婦)、或はその兩方の資格をもつてゐる者が多かつた。このやうに自然發生的に、統一したる方針も與へられず、まして一定した資格も認められずに働いて來た全國の保健婦は、今や保健婦規則の制定によつて、改めて公けに保健婦たるの資格を國家によつて認められることになつたわけである(國民學校養護訓導は文部省所管により一般保健婦に先立つてその身分が確認された)。

本規則による保健婦は、年齢十八歳以上の女子にして、保健婦試験に合格し更に三ヶ月以上保健婦の實務に従事した者、若くは厚生大臣の指定した學校又は講習所を卒業した者にして地方長官より保健婦免狀を下附された者である。保健婦試験は地方長官(道府縣廳衛生課)が施行するのであるが、受験資格は、一年以上看護婦又は産婆の學術を修業した者である。保健婦の業務は主として、疾病豫防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養輔導、其の他日常生活上必要なる保健衛生指導等であるが、保健婦の名によつてこれらの業務を行

ふことは、本規則によつて保健婦の資格を與へられた者以外には許されない。保健婦は厚生大臣の定めた直径二五耗圓形、七寶焼白地に桃色の撫子花、中に紫青色で「健」の字を配した徽章を佩用しなければならない。尙、上記の如く今日では検定試験によるもの他、既に各地に公認の保健婦養成所が開設され、一般の需要に應じて新しい保健婦を供給してゐる。

保健婦規則（昭和一六年七月十日厚生省令第三六號）

- 第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養輔導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者（以下保健婦ト稱ス）ハ年齢十八年以上ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル
 - 一、保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修了シタルモノ
 - 二、厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
 - 三、地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス
- 第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス
- 第三條 保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス
- 第四條 保健婦試験ハ一年以上看護婦又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第五條 試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則第二條第一項各號ノ一ニ該當ル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第

- 二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得
 - 一、解剖學大意
 - 二、生理學大意
 - 三、環境、産業及學校衛生大意
 - 四、結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意
 - 五、急性傳染病豫防大意
 - 六、母性及乳幼児衛生大意
 - 七、營養大意
 - 八、救急處置及消毒方法
 - 九、綿帶術及治療器械取扱方法
 - 十、看護方法
 - 十一、衛生法規大意
 - 十二、社會事業大意
 - 十三、社會保健大意
 - 第六條 保健婦傷病者ノ療養輔導ヲ爲ス場合ニ於テ主治醫師アルトキハ其ノ指示ヲ受クルコトヲ要ス
 - 第七條 保健婦其ノ業務執行上必要アルトキハ看護婦規則第一條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ看護ノ業務ヲ爲スコトヲ得
 - 第八條 保健婦其業務ニ従事スル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル徽章ヲ佩用スベシ
- 第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

第九條 第一條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ免許ヲ受ケズシテ保健婦ノ名稱ヲ使用シ同條第一項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 看護婦規則第六條乃至第十條ノ規定並ニ其罰則ノ規定ハ保健婦ニ之ヲ準用ス

第十一條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

さて、保健婦は紋上の如く、主として疾病豫防其の他保健衛生上の指導或は傷病者の療養輔導を任務とする者であるが、特に工場事業場等に於いて勤勞者を對象に取扱ふ保健婦を工場保健婦或は産業保健婦と通稱してゐる。産業保健婦は工場事業場の醫局或は囑託醫と協力して其の指示の下に、勤勞者の疾病豫防、健康相談、傷害防止、救急處置、保健指導、保健施設の管理、保健衛生調査、家庭訪問による勤勞者家族の生活及び保健指導等凡そ工場・事業場内に於ける保健施策の一切に携はるのであるが、其の指導よろしきを得れば醫師の足らざるを補つて餘りあり、若し一工場に數名の、或は小工場に於いては共同に一名の保健婦を置くことによつて、よく勤勞者並に其の家族の健康を管理指導してその向上を計り、ひいては作業能率の増進に役立つこと必ずや大なるものがある。特に、女子勤勞者の母性保護には保健婦の配置は缺くべからざる施設である。

勤勞者に對する保健衛生思想の向上、健康の増進、疾病の豫防、傷害の防止、また家庭の健康生活の指導等のことは、工場事業場側の與へる一方的な施設のみでは効果は少い。どうしても之れを受ける勤勞者の自覺と、積極的な協力、自發的な活動が、與へられる施設に應へて相伴ふのでなければ駄目である。それには自から進んで

作業場に出かけ、勤勞者を問ひ、またその家庭を訪れて、個々の生活事情にまで精通し、而かも醫師よりも勤勞者が心易く接したり話したりすることの出来る保健婦の活動が極めて有效なのである。それはまた、勤勞者と工場事業場側との意志疎通にも役立つ。

産業保健婦の主なる仕事を摘記すれば次の如くである。

- 1 工場災害の防止及び應急處置
- 2 健康相談、健康診断（醫師）の斡旋及び介助
- 3 勤勞者の一般保健教育及び指導
- 4 工場内保健衛生施設及び託兒所授乳所等の管理及び協力
- 5 防疫處置及び救護班業務
- 6 勤勞者家庭訪問による母性及び乳幼児の保護及び健康指導並に生活指導
- 7 傷病勤勞者の看護及び療養輔導
- 8 傷病患者の入退院時に於ける護送附添
- 9 栄養士のゐない場合は食餌の調理並に栄養上の監督指導
- 10 保健衛生上の記録並に統計の作製

右に依つても知られる如く、工場事業場内に於ける保健婦の活動は多方面であるが、特に其の活動が勤勞者の家庭にまで延長されることは最も大きな特質である。勤勞者に對する健康保護は、工場事業場内のみならず、保健対策や施設のみではよくその目的を達し得ない。どうしても勤勞者の家庭に於ける、或は工場事業場外に於ける生活を確保しなければならぬ。特に女子勤勞者の場合のみについて考へても、家庭に於ける非健康生活は肉體的に消耗を來し、作業能率に影響し、災害の原因にもなる。家族や子供に病人があり、看護の手もなく、工場に來ても氣にかかつてゐる、或は歸宅してからも夜中に薬や氷を買ひに走つたり、醫者を呼びに行つたりしてろくろく眠らなかつたと云ふやうでは仕事の能率が上るわけはない。殊に妊産婦のやうな場合、一日の勤勞だけでも無理なところに家に歸つてからも主人や姑の無理解のために休養もとれないと云つた場合も少くないであらう。此のやうな場合に、工場の保健婦が、晝間留守中にも家庭を訪ねてくれて必要な看護や處置もしてくれ、或は家族の啓蒙指導もしてくれる、と云ふことによつて勤勞者も家族も健康な明るい生活に恵まれることになれば、誰も安心して働くことが出來、特に女子勤勞者に多いと言はれる缺勤、遅刻、退職と云ふやうなことも少くなり、作業の能率も高まつて來るであらう。年少な女子勤勞者に對する月經其の他必要な保健上の知識の教育、指導、妊産婦に對する作業上の絶えざる細い注意等も保健婦にして始めてなし得ることである。

保健婦は、また、常に工場事業場の内と外とをかけもつて居るのであるから、その勤勞者と家族の保健指導や健康保護の上に必要な場合には、進んで社會の他の諸機關とも充分な連絡をとつて其の萬全を期することも出来る。また、食堂に専屬の栄養士がない場合には代つて其の方面の監督指導も出来る。特に宿舍を有する工場事業場に於いては、保健婦の活用は不可欠なものである。

昭和十六年二月、東京に開催された保健婦全國大會に於ける報告の中から、特に産業保健婦の仕事についてその二三の要旨を抜萃して見る(日本保健婦協會編「保健婦の活動状況」)。そこには産業保健婦の任務のみならず、女子勤勞管理指導の眞髓までが自ら滲み出て居り、保健婦自身が女子勤勞指導者其の人であることが物語られてゐる。

神奈川縣(某製糖工場)

保健婦 戸澤喜久子君

「私の仕事の主なるものは、従業員殊に少年工の保健指導、従業員並に家族の健康相談、家族中乳幼児の栄養相談でございます。此の外、外傷者の救急処置とか、毎日一定時間に出張して來る醫師の治療介輔でございます(中略)。
 夜分工場に病床を訪問、或は出産のお祝ひに訪れて見まして、その生活状態、衛生思想等を具さに調べます時、何時も心に沁みますのは我々保健婦に課せられた使命の重大さでございます。就中、乳幼児の保健問題は一日も怠りがせぬ出來ないと思ふのであります。

之は少々理想論になりませうが、せめて工場に二、三人の保健婦が居りまして、家庭との連絡を密にし、保健指導は勿論のこと、延いてはこの物資不足の折から、ある物を如何に使用して一日の勞働に費れた夫に栄養を攝らせ又明日の生産

への原動力となし、如何にして次代を擔ふ乳幼児を立派に育て上げると言ふ所謂生活指導にまで遣入つて参りまして、進んで工員の家族に溶けこんで、子供達にはよき小母ちゃんであり、その家族にはよき友となり、會社と家庭が一つの大きな家族のようになりなりましたならば、移動防止の美しい實をも結ぶことが出来はしまいかと考へられるのでございます。かく考へて参りますと、御氏一億火の玉となつて聖戦完遂に突進するの秋に當り、建設のための生産に黙々として汗と油にまみれ、ハンマーを振ふ産業戦士とその家族を病覺の手から護り、より立派な健康生活に導くために、われわれ工場保健婦に課せられた使命は重大だと存じます。」

東海市(某軍需工場)

保健婦 小 森 晨 君

「工場保健婦の特色とするところは、其の業務の対象が主として健康保険の被保険者並にその家族であり、其の使命は産業労働者及び家族の福祉増進と云ふ點にあるのでございます。従つて其の内容としては、工場災害の防止、應急處置、工場醫局の豫防的活動への協力、衛生知識の普及、生活指導等が考へられます。唯今私共の携つて居ります業務を大別致しますと、(一)健康相談並に健康診断の斡旋及び介補、(二)家庭訪問、(三)應急處置、(四)工場内の保健衛生施設の監視、(五)防疫處置、(六)救護班業務、(七)記録並に統計の作成等でございます。之に附随した事項と致しまして、患者の入院退院の世話並に之の護送がございます。以上の事項につきまして、具體的に申し上げたいと存じますが、時間の都合もございまして、唯今は、業務の中樞をなす家庭訪問其の他についてのみ二、三申し上げることに致します。家庭訪問は大體次の方法で行つて居ります。」

第一 本人から病氣缺勤届が出た場合

第二 職場の組長又は友人から家庭訪問の依頼があつた場合

第三 家族から訪問希望のあつた場合

缺勤届には必ず醫師の診断書を添付することになつて居りますので、それによつて病名、主治醫の住所氏名等を調べ、又職場の人や家族の人から發病前後の様相、その他参考事項を出来るだけ詳細に尋ねまして、豫め其の病人に就て豫備知識を得て訪問することにして居ります。訪問先に着いてからなすべきことは、他の保健婦の家庭訪問の場合と略々同じですが、唯一つ違ふことは、常に健康保険組合と密接なる連絡を保ち、保険給付の適正化を圖り、健康保険を活用せしめることとでございます。被保険者の中には、往々にして健康保険で醫者にかかれれば料金が安いと醫者がよく診てくれなからといふ理由で折角國家が有意義な立派な制度を定めて居りますのに、之を活用しない人がございまして、その誤解を解いて之を活用させることに力をつくすのでございます。

次に應急處置、即ち工場内の事故について申し上げます。負傷者が出ました場合には應急處置を施すばかりでなく、其の原因をよく調査して之を詳細に記録し、安全係の方へ爾後の事故防止の参考資料として報告するのでございます。尙この報告は慰謝料支給の場合の参考にもなるのでございますから、記録の作成に當つては充分慎重に事を處する必要があるでございます。工場内の事故は本人の不注意に因る場合が多いのでございますが、それも單なる不注意と云ふより、前夜の夜ふかしや家庭内の心配事或は家族間の不和等のため心亂れてゐて事故を起すことが多いのでございますから、私共はつとめて工員方の正しい生活を指導し家庭の明朗化を圖るやうに指導してゐるのでございます。應急處置について今一つ申し上げたいことは、就業時間中に頭痛がする、氣持が悪い、薬を貰ひたい等と言つて來る人が非常に澤山あるのでございますが、こんな人々に對しその原因をよく調査して見ますと、やはり前夜の不養生によるものが多いのでありまして、か

う言ふ人々には、日常生活を正しく行ひ、健康な生活を行ふと云ふよりも、病氣になつたら薬に頼らうとする傾向が多いのでございます。私共は勿論醫者の指示がなければ薬を用ゐることは出来ませんが、薬よりも本人の生活の適正化を主張し、日常抵抗力の補養につとめさせて居るのでございます(中略)。

次に健康診断及び集団検診について申し上げます。従来健康診断、集団検診は何處の工場に於きましても行はれて居りますが、この健康診断、集団検診は専ら従業員の健康状態を診断若くは検診したといふだけでは、殆ど之を實施する價値がないのでありまして、その後始末をしてこそ眞の意義があるのでございます。でありますから私共は、この診断や検診によつて異常者を発見した場合には、進んで尙一層嚴密な診断を受けさせ、其の病狀によつて入院、休養其の他適宜な措置を講じて居ります。斯く後始末を徹底的にやることによりまして、病人が非常に減じて参りました。數字は發表致しかねますが、ともかくも、特に結核病者が減つたことと死亡率が少くなつたことは事實でございます。

次に女子勤勞要員のことについて申し上げます。勤勞要員と申すのは、家庭婦人で閑な時間を利用して短時間工場の勞務に従事する人達でございます。従つて乳幼児連れの婦人もございますので、私共の工場ではさうした乳幼児のために託児所をやつて居ります。それで私共は、これらの勤勞要員の健康の保持増進ばかりでなく、勿論その乳幼児の健康も注意して居るのでございます。尙、此の託児所に對しましては、月二回定期的に専門醫の健康相談を實施して保育指導を致して居ります。また勤勞要員は家庭婦人であります關係上、絶えず妊娠が居りますので、それらの人々のためにやはり専門醫の母性相談をして頂いて居り、私共も保健婦の立場から醫者と協力して適切な指導をして居るのでございます。

最後に感想を申し上げます。朝夕顔を合せてゐる人々の家庭訪問を致します。中には生活状態を見られたくないと思つたり病氣によつては他人に知られたくないと考へるものもあり、又私共を會社のスパイのやうに誤解して訪問をいやがる人

もございましたが最近はどうもそんな人もなくなり、却つて訪問を待ち望むと云ふ風になりました。又病氣になつても保健婦があるから安心して働けるといふ人さへ出て参りました。それだけに私共の仕事は多忙を極めるばかりでございます。小一日もかかつて遠くの療養所に結核患者を入所させて歸つて参りますと救急室のベットには急病人が應てゐると云ふわけで今度はその患者を家まで送つたり、醫者の診察を受けさせたり、看護上の指導をしたりしなければならぬこととは屢々でございます(中略)。そんな時氣難しいお醫者さんやお役人に會ひますと全く泣きたくなつてしまひますが、かうした時に私共に希望と力を與へてくれるのは、時局下重要な役割を演じてゐる産業職士の健康の保持増進が、私共のか弱い胸にゆだねられてゐるといふ自覺と、上司の方々の私共の仕事に對する理解と深い同情でございます。全く無げつくやうな夏の日、汗と埃にまみれて陸軍のするやうな思ひでやつと訪問から歸つて参りました時、上司の方から唯一言「例苦勞様」といふ言葉をききますと一切の苦痛も消滅するのでございます。勿論、全快された方が元氣な妻で再び元の職場で元氣よく働いてゐるのを見れば、微力ながらも盡し甲斐があつたのを感じて嬉しくなるのでございます。

新潟縣(基礎部工場) 保健婦 高橋セイ子君

「(前略) 私共の工場では工場結核対策の要項を工場醫が確立されました。内容が複雑して居りますので、これを實行致しますためには工場醫は勿論のこと、私共保健婦の熱意が絶對的に必要であります。私共の主として關與してゐることは

大體

- 一、結核検診に必要な前検査
- 二、出勤可能な結核患者の健康管理
- 三、巡回指導

でありまして、第一の検診時の諸検査としては、ツベルクリンの皮内反應、赤沈検査、レントゲン検査（醫師助手とし）等を分擔して居ります（中略）。短期日の間に數千人の人員を検査を致します場合に、技術以上に進行の點に於いて苦心が必要であります。即ち統率と云ふことに勉強があるのであります。そのためには對象となるべき従業員の訓練をしなければなりません。最近では私共の指先一本で何等のよどみもなく検診をやつて居ります。統率力の習得こそ工場保健婦の責務でございます。第二の工場に出勤可能な結核患者の健康管理であります。私共の工場では健康管理室と云ふ休養室がありまして、定められたる時間に各職場から結核患者を集め、療養指導と日常生活の訓練を致して居ります。之も人工氣胸と月例精密検診以外は全部保健婦がやつて居ります。良き相談相手となり、又良き母とならねばならない私共は、各種の知識よりは人間的に一層の精進を致さねばならぬことが痛感されます。第三の巡回指導に付きましては一般の保健婦の皆様と同様でありまして、殊に衛生知識に乏しい當地方では、従業員の家健康相談所を開いて居りまして健康診断を奨励致して居ります（後略）。」

保健婦學校及び同講習所指定現況調（厚生省 一七年一〇月一日現在）

〔道府縣名〕	〔學校又は講習所の名稱〕	〔種別〕	〔定員〕	〔設立年月日〕
岩手	盛岡保健婦養成所	第二種	三〇	昭和一七、三、二六
茨城	茨城縣社會事業協會保健婦養成所	第二種	三五	一七、一〇、
東京	厚生省研究所保健指導學科	第二種	五〇	一五、一二、五
同	興健女子專門學校	第一種	二〇〇	二、一一、二三
同	恩賜財團濟生會看護婦養成所專攻科	第二種	八〇	一三、二、一八
岐阜	日本赤十字社岐阜支部暨太病院保健婦講習所	第二種	三〇	一七、四、一
京都	京都市立保健婦養成所	第二種	四五	一七、四、一
大阪	大阪府立厚生學院	第一種	一〇〇	一二、三、三二
同	大阪府立保健婦養成所	第二種	五〇	一七、六、二
島根	島根縣社會事業協會松江保健婦養成所	第一種	二〇	一五、一〇、一〇
同	同右濱田保健婦養成所	同	二〇	、
岡山	岡山縣女子厚生學院	第一種	六〇	一六、八、二〇
同	同 縣社會事業協會	同	六〇	一六、八、二〇

第七章 工場事業場における勤勞母性の保護と其の施設

廣島	廣島縣立保健婦養成所	廣島縣	第二種	三〇	昭和一七、四、一〇
福岡	福岡保健婦養成所	縣醫師會	第二種	六〇	一七、九、一
長崎	九州保健婦養成所	縣社會事業協會	第二種	五〇	一七、一、一〇
大分	大分縣立病院保健婦養成所	大分縣	第二、三種併合	三〇	一七、三、一
鹿兒島	鹿兒島縣社會事業協會保健婦養成所	縣社會事業協會	第一種	七〇	一七、四、一
東京	日本赤十字社産院保健婦養成所				
山口	山口(保健婦養成所)				
青森	縣立弘前高女附屬保健婦養成所				
愛知	名古屋市保健婦講習所				
鳥取	鳥取縣社會保健委員養成所				
計	廿二ヶ所				

(別に指定申請中のもの四ヶ所)

- 第一種とは入學資格高女卒業以上、年限二ヶ年以上のもの
- 第二種とは入學資格看護婦免狀所有者、年限六ヶ月以上のもの
- 第三種とは入學資格産婆免狀所有者、年限一ヶ年以上のもの

二 産院、母性相談所、児童健康相談所

右に掲げた小森長氏の報告でも知られるやうに、勤勞母性の保護に於いて、妊娠、分娩、産後の指導乃至世話は最も直接的な施設である。妊娠については既述妊娠届出制度によつて登録されるわけであるが、勤勞母性が妊娠した場合、必ずしも其の働く工場事業場には通じられない。妊娠した者も職場では、色々氣兼ねをしたり、或は勤めに對する不安な氣持もあつていよいよ人目につくまでは自分から申出などなかなかしないものである。然し、工場事業場に於いてはその預る大切な勤勞者の此の大事な事柄を無視し氣付かすに於けることは許されない。女子勤勞者が妊娠した場合何を措いても、先づ自分の働く職場の責任者に此の慶事をいち早く報告するやうな氣分をもたせ、寮圍氣を醸成することが、何よりも肝心な問題である。自分の女子勤勞者の妊娠を迷惑がるやうな氣持が、若し工場事業場の當事者に、或は勤勞指導者に些かでもありはしないか。そのやうなことでは眞に國家の意に叶つた母性保護の責任を完うすることは出来ない。

今日、女子の勤勞態勢が進むにつれ、有配偶の或は子を有つ母の職場への参加は次第に多くなる。従つて妊娠者が出る場合も當然増加して來ることであらう。斯る場合に對處して工場事業場に於いては萬全の用意を整へることこそ、國民の生産増強への意欲に酬ふ、また國家の最も必要とするところに應へる所以であると言はねばな

らぬ。人口増強と、その根柢たる母性の保護は、生産増強に劣らず國家最大要務の一つなのである。

妊娠中の女子勤勞者に對して必要ある場合は直ちに作業を代へ、適正勞務配置の抄りをする事は母性保護の第一歩であるが、更に作業中は上記産業保健婦をして絶えず注意し指導を與へさせる程度のことには當然の責任であらう。そして愈々分娩豫定日も近くなれば、法規の定むるところの休養を與へるのであるが、更に分娩産褥の世話をしてやつてこそ、眞の親心である。然し、今日工場事業場内に分娩施設たる産院を設けてゐるものは極めて少い。然し、獨立の産院を設けないまでも、附屬病院を有する所ではその中に産婦人科を設け分娩を取扱ふことが出来るし、或は外部に於ける一般の産院に委託して之れを取扱はせることも出来る。また更に、眞に此の點にまで配慮を拂つてゐるならば、數工場聯合で産院を設けることも不可能ではない筈である。現に月に約百件もその勤勞者の中から分娩者があると云はれる工場で、その他の施設の完備せるにも拘らず、分娩に對する用意だけは未だ何もしてゐないと云ふ所もある。之れは決して看過出来ない問題である。

醫者が居り、適當なる保健婦(産婆の資格をも有つ)があるならば、此の施設は容易に出来る筈であり、そのことによつて如何に女子勤勞指導の完璧を期することが出来るか計り難いものがある。斯くて女子勤勞者は安心して一身を托して働けるのであり、更にその子を預り、保育上の保護指導をなす施設が設けられれば、現在最も問題になつてゐる出産による女子勤勞者の退職移動と言ふことは相當程度に防止せらるるのである。

女子勤勞者の産院施設は右の如く、

- (一) 工場事業場の直営による専屬産院施設
- (二) 數工場の共同(或は産報支部)經營に依る共同産院施設
- (三) 公私設産院に委託(契約)に依る利用施設

の方法が考へられるが、今、産院施設の参考として最近に設置された東京市立向島産院の概要を記す。但し此の産院は各種の事情で自宅で保育することの出来ない乳兒(生後一ケ年まで、特別の事情ある者は一ケ年半まで)を晝夜預つて保育する乳兒院を附設して居り、相當大きな規模であるから、直ちに以つて工場事業場の施設として眞似ることは出来ないが、一つの標準を示すものとして参考になし得るであらう。

東京市向島産院同附屬乳兒院概要

一、事業目的

本施設は市内勤勞階級の妊娠婦並に乳兒を預り助産と保育をなす外、保健衛生の相談指導をも行ひ、以つて現代國民の育成を圖るものである。

- 一、收容、定員 妊娠婦三〇人(床) 乳兒二〇人
- 一、敷地坪數 三三四坪〇九

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

一、建築物 敷 木造二階建二七九坪五一
一、建物、内容

- 一階 事務室、診察室、内診室、検査室、健康相談室、乳児室、観察室、汽罐室、消毒室、汚物室、洗濯場、乾燥室、沐浴室、調理室、食堂、看護婦室、宿直室、小使室、炊夫室、火夫室、便所其の他
- 二階 醫務室、薬局、手術室、消毒室、準備室、分娩室、治療室、病室（入院室）、新生児室等

一、設備 費 一五二、八四〇圓

（建築費 一八八、八四〇圓）

初度調辨費 二四、〇〇〇圓

昭和十七年四月

一、工事 校工

一、事業 内容

1 助産（産院）

入院料 世帯の收入に應じ無料（醫療保護法）、一日八十錢、一圓二十錢、二圓五十錢

入院手續 當産院、方面館又は方面事務所、方面委員、區役所厚生課、市館民局母子課に問合せられたし

入院期間 普通分娩後一週間位

2 妊産婦保健衛生相談

妊娠前後の保健衛生に付て無料にて相談に應ず

3 保育（乳児院）

入院料 世帯の收入に應じ一日三十錢、五十錢、七十錢、一圓

入院手續 産院の場合と同じ

4 乳児健康相談

乳児の保健衛生及育児法等に關し一定の日を定め無料にて相談及び指導に應ず

右によつて知られる如く、産院施設には附帶的事業として妊産婦に對する母性健康相談及び乳幼児に對する保育或は健康相談の仕事を行ふことが便である。工場事業場に於いては、産院施設が無いとしても其の専屬若くは囑託する醫師及び保健婦を活用してこれらの相談保護事業を行ふことは容易である。又これらの仕事は唯に工場事業場内に施設を設ける他、主として保健婦を利用してその勤勞者の家庭訪問の形式をもつてなされることが便利であり、この訪問指導は更に當然發展してその家庭生活一般の指導となり、家庭と工場事業場との密接なる連絡の契機を作り、勤勞者及び家族の職場に對する親密一體觀を深めることにならるのである。かくて母は常に安心して勤勞に挺身することが出來、その子供達は母が家を外にして働くことにより妨げられることなく成育し、工場事業場はその生産能率を上げると共に國家人口増強への責任を果し得ることとなるのである。

また、此の妊産婦を對象とする母性相談、乳児及び幼児の保育乃至健康相談の施設は、一般公私の産院、病室若くは託兒所等の附設事業として、或は單獨事業として今日全國各地に設けられ、主として一週一回乃至二回の定日に無料相談を行ひ良き指導を行つてゐる。施設所在地その他は市役所等に照會すれば分るから、自己施設を

持たぬ工場事業場等に於いてはこれらの協力を求め利用することも一方法である。更に出産後母親が不幸にして病に倒れたやうな場合にはまた、これらの公私乳児院若くは育兒院施設を活用する途もあることを、女子勤勞指導者は常識として心得て置いてよいであらう。

第四節 勤勞母性の生活援護

——主として託兒所のこと——

女子勤勞力の活用を遺憾ならしむるためには、家庭のことや日常生活、特に子供の養育のことに關して心を勞することなく安んじて働き得るやうな生活援護の施設を考へなければならぬ。作業場に於いて働く時、心にかのことにわづらひがあるならば其の想ひは亂れて工具持つ手は鈍らざるを得ない。また、ふとした心の隙は災害の因ともなる。更に、今日のやうな世態に於いては、生活のことに煩ひ多きが故に勤勞の意慾はあつても職場に向ふ足はにぶるのである。故に工業事業場はその女子勤勞者のために、特に生活援護の必要なる施策を努めて講ずる要がある。それらの施設としては各般のものが考へられるが、主なるものとしては、(一)その子女——乳幼兒のための授乳所、託兒所、及び低學年兒童のための兒童遊園若くはクラブ室の如き施設、(二)

日常生活必需品の購買施設、(三)食堂施設、及び(四)家政補助の施設、等が是非共必要である。これらの施設が職場の關係に於いて設けられるとき、女子勤勞者達は、家庭をもち、夫をもち、子供をもつてゐても、留守中のことや歸宅後のことが氣にかかり心愈々と言ふことなく、終日安んじて其の勤勞に専心することが出来る。

或る工場に於いて、之れは男子のものであるが、色々の勤勞厚生施設を試みて見たけれども何れもうまく行かず、結局最後に「よろず相談係」を設けて大成功を収めたと言ふ話を聞いたことがある。そこでは専任の相談係を置き、その下に多數の自轉車にのれる給仕小使の如き少年或は老人を配屬した。そして朝出勤する勤勞者達から相談を受けると、留守中家のためにしなければならぬこと、區役所の届から町會との交渉、郵便局への使ひ、さては病人の看護、醫者の世話、子供の學校のこと、家事一切について引受け、また金錢の相談にも乗ると言つた具合で、勤勞者が其の職場に於いて何一つ家のことや生活のことで心を勞する必要がないやうにした所が、非常な感謝を受け、作業能率もぐんと上つたと言ふことである。

例へて云へば、このやうな心配りが、特に女子勤勞者に對して必要なのである。

一 託兒所、授乳施設、低學年學童の保護

子女を擁する女子勤勞者のために、託兒所を設けることは今日既に常識であるが、之れを實施してゐるものは

大工場事業場を除き未だ必ずしも多くない。また之れを設けてゐるものも、それは凡そ乳幼児保育所の概念からは隔たること遠く、極言すれば「子供置き場」とも言ふべく、保姆は子供の番人に過ぎないと言つた態の施設が少くないのである。従つて其の利用率も低く、それはまた女子勤勞者の退職や移動の原因の一つにもなつてゐると言つた實情である。かかる産業人の此の施設への無關心の一つの原因は、從來、巷間にある多數の社會事業施設と稱された公私の託兒所によつてその自己の女子勤勞者が恩恵を受けてゐたことに、而かも知らずして甘んじてゐたことにあると思はれる。つまり、知らぬ間に自分の所の女子勤勞者達が社會事業施設の託兒所に厄介になつてゐたために、その必要性が工場事業場側に直接反映することが少かつたと云ふわけである。此の外部に於ける社會事業施設のことに付いては次章に述べるが、託兒所問題に關しては、それが分りきつたことであるだけ反つて工場事業場に於いて迂濶だつたのであらう。

昭和十五年東京に於ける職業指導所が、獨逸に於ける例に倣つて家庭婦人を動員する女子勤勞要員の制度を始めてから、此の方法は全国各地の工場に採用され、現在東京のみに於いても之れを行つてゐるものは四十ヶ所に近い。此のことについては既に述べたのであるが、自分の工場に於ける勤勞者の妻や工場近隣の家庭主婦を、其の家事の妨げにならぬ時間—大體午前十時から午後三時まで—工場に働かせる此の劃期的な制度を眞に生かすた

めには、何よりも先づ授乳施設や託兒所を設ける必要のあることは當然である。これらの女子勤勞要員は其の性質上殆ど全部が有配偶者であり大部分が子持ちである。そこで此の制度を採用する何れの工場に於いても二三のものを除いては託兒所を附設してゐる。今、その状況を警視廳勞政課の池田女史が施行した東京に於ける三十六工場の調査について記せば次の通りである。

女子勤勞要員のための工場託兒所概況

1 託兒所の所在位置	
工場内にあるもの	五六%
工場外にあるもの	四四%
2 乳幼児保育の別	
乳幼児共に預るもの	四四%
幼児(三歳以上)のみ預るもの	五六%
3 一日平均託兒數	
一〇名以下	四二%
一〇〇名以下	八%
一〇〇名以上	六%
4 保姆の資格	
三〇名以下	四二%
一〇〇名以下	二%

有資格保母を置くもの	五五%
有資格保母のゐないもの	四五%
託児所の建物が専用なるもの	五六%
他の建物と共同若くは一部使用のもの	四二%
公設託児所に委託するもの	二%
建物の坪数	
一〇坪以下	一九%
三〇坪以下	四七%
六〇坪以下	一九%
一〇〇坪	三%
不明	一〇%
遊戯室設備	
遊戯室の設備あるもの	六一%
遊戯室の設備なきもの	三九%
お八ッ	
お八ッを給與するもの	六〇%
お八ッを給與しないもの	四〇%
保健衛生上の設備	

保健衛生上の指導措置をするもの	四七%
保健衛生上の指導措置をしないもの	五三%
食	
食食辨當を母親と共にさせるもの	六四%
食食辨當を母親と共にさせないもの	三六%
其の他	
食事室設備のないもの	一一%
洗面所手洗設備のないもの	一七%
子供専用便所のないもの	五〇%
遊具玩具類の備へなきもの	一一%
母の會を行ふもの	一七%

主な事項に付いては大體右のやうな規模の程度のものであつて、その設備、處遇、その他に於いて、次に示す東京市方面館託児所或は社会事業施設の託児所に較べては全く問題にならぬ劣つたものである。殊に遊戯場もない手洗所もない専用便所もないと言つたもの、また健康診断等の保健衛生的指導や措置を施さぬものが相當あり、有資格の保母が一人もゐない所も半數に近いと云つた有様であるから、その内容も大概は想像もつかうと言ふも

のである。尤も保母については、何れも勤勞要員としての志望者中から高女卒業生、有經驗者等適格者を選んで保母助手として使用して居り、その人員も特に最近の利用率の低下にも伴つて託兒數に對し充分の餘裕がある。一般託兒所に於いて保母一名當り兒童三、四〇名も扱つてゐるものあるに比較すれば、これらの工場ではせいぜい保母（助手）一人に付き子供一〇人位と云つた樂な状態にある。また、私は自分の經驗から、託兒所の保母の所謂資格なるものについては餘り重きを置いてゐない。よき姉、よき母としての人格と、愛情と、そして聰明さをもつてゐる人ならば、必ずしも今日の程度の保母免狀の有無などは大した問題ではないと考へてゐるものである。然し、託兒所が例へ工場事業場内に附設のものであらうとも、單なる子供置き場、子供預り場ではなく、やはり子を養育し將來の日本國民として鍊成してゆく―皇國民族としての成育を圖ると言ふ使命をも併せもつべきものであるが故、之れを擔當する保母は「資格」の有無に拘らず、それだけの見識と實力をもつ者が指導者―主任者とならなければならぬことは勿論である。

さて、それはそれとして、右に掲げた如き工場託兒所の實情に照し、之れを利用する母親の仕事に於ける勤勞状態或は出勤の成績はどうかと言へば、之れは當初の勢ひに較べて餘り香しいものでなく、特に最近は著しく悪い状態で、勤勞年限は平均半ケ年、出勤率五〇%以下の所が半数、八〇%が最上で三割と云つた成績である。之れでは折角の女子勤勞要員制度も自他共に所期の使命を果し得ないことになり遺憾であると言はねばならぬ。彼

女達の退職或は缺勤の理由として挙げられるものうち最も多いのは、日常生活物資の購入即ち買物のためであり、その他に育児或は家族の病氣等の理由が多い。

この女子勤勞要員の勤勞成績が斯くの如く香しくない原因の總てが工場に於けるその勤勞管理、厚生施設の不備に發してゐるとは勿論云へないことであるが、物資購入のことにしろ、子供の保育のことにしろ、また家族の病氣等のことにしろ、工場側に於いて、單に工場内部のみに於いてでなく、さらに外部の地域にまで關聯を延長して對策を考へ工夫を圖らすならば、せつかく熱意に燃えて出發した彼女達の勤勞意慾をもつと有効に發揮させ、結實させることが出来るのではあるまいかと考へられる。

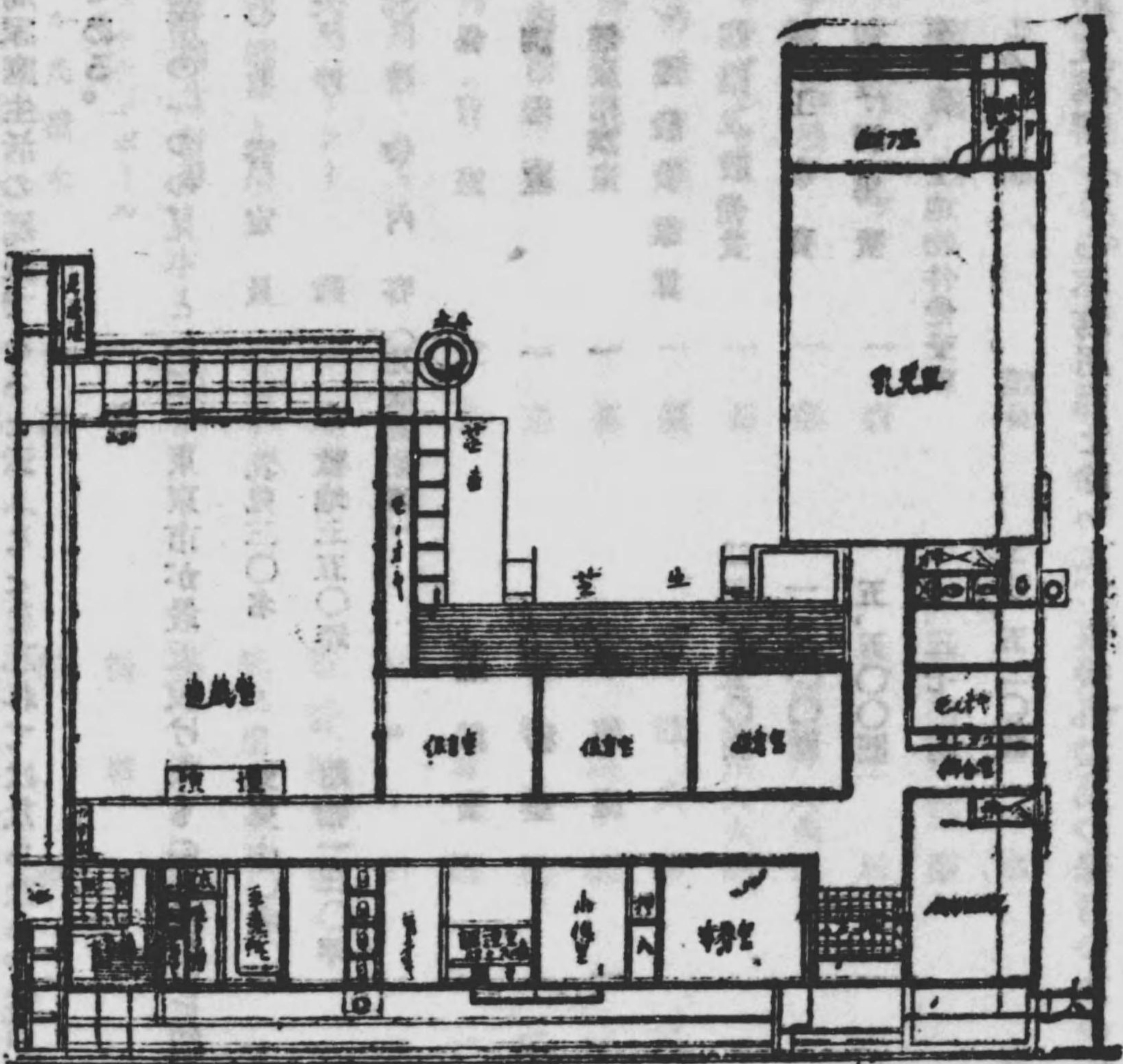
山陰の或る小さな町にある模範工場と稱ばれる三百人程の軍需工場の話である。そこでは社長自ら常に工員の家庭を訪れ、主婦とも親しくなり、家庭内の事情にも通じて、常時家事の整理や生活の方法に至るまで必要な指導や援助を與へてゐるが、或る時病氣で休んだ工員の家を見舞ひに訪れた。するとその工員は枕頭に貯金の通帳を置いて寢てゐた。社長はその様子と病人の顔色から直ぐにあゝ金の心配をしてゐるな、と直感して歸ると直ちに、金一封に手紙を添へ金の心配をしないで徹底的に療養せよと激勵してやつた。ほんの一例ではあるが、このやうな工員に對する行き届いた配慮から此の工場では他の同規模の工場の優に三倍以上の能率を上げてゐるのである。勤勞者の數の多い工場では事情は勿論違ふが、例へばせつかく設けてある託兒所の保母なり、また前に

述べた保健婦なりの活用によつて、工場の方針さへあるならば、それを勤勞者の家庭にまで指導の手は延長せられるのである。

託兒所の如きも、單なる工場事業場内の子供預り所に止どめるのでなく、子供の眞の育成を心がけ、同時に母たる女子勤勞者とその家庭生活の援護指導を、託兒所を中心とする母の會組織、保母の家庭訪問、共済購買組合、健康相談等々色々な工夫、方策によつて行ひ得るのであり、そのことによつて勤勞者を眞に工場に結びつけ、最大の能率をあげさせることが出来るのである。要は、間に合せやその場限りのよい加減な氣持でなしに、徹底して眞剣に、愛情と熱意とをもつて勤勞者のことを考へてやることである。そのために要する僅かな經費の膨張は、やがて現はれる生産力の上昇によつて充分に償はれるであらう。

さて、託兒所は必ずしも工場事業場が自らその工場事業場内に設けるものとは限らない。殊に乳幼児の健全な育成と云ふことに關心を置くならば、保健的環境のよくない工場事業場の施設内に設けることは反つて好ましくない場合も少なくないであらう。交通機關の問題も併せて考慮しなければならぬ。勤勞者の居住する地區、通勤の都合等を考へて適當なる場所があるならば、寧ろ外部に設けた方がよい時もある。但し、此の場合には乳兒保育の團體と授乳との關係を同時に考へる必要がある。また時にはこれらの施設を自ら設けず、公私の完備した一

東京市某託兒所の見取圖



投託見所に委託する方途も考へられる。之れには工場側としてもその施設の經營に對して相當の援助協力をすべきは當然であらう。何れにしても、工場事業場附設の託兒所が、單なる子供置き場でないやう、次代國民を皇國民として育成してゆくと云ふ責任をも併せ考慮し、出来るだけ充分な完全な施設を設けて良心的に運営してゆくべきである。然し、この事は必ずしも、外觀の、或は構造の大きな立派なものを求めることではない。母親や子供達の日常の家庭生活と餘りにもかけ離れた親しみ難い施設は反つて眞の保育の効果をそぐ場合もある。託兒所生活

は結局家庭生活の延長であると去ふことを忘れてはならない。託児所に於いてよき家庭と、その生活とを興へることである。

託児所の一つの見本として、東京市が最近設けたものの設計を紹介して置かう。

(一) 収容定員	乳児三〇名	幼児七〇名
(二) 坪数	敷地三五〇坪	建物二二〇坪
(三) 建物内容(見取圖参照)	保育室 三	遊戯室 一
	調理室 一	事務室 一
	健康相談室 一	小使室 一
(四) 建設費豫算	建築及設備費 二五、三五〇圓	乳児室 一
	雑工事費 一、三〇〇圓	待合室 一
	初年度調養費 五、五〇〇圓	便所廊下其の他 一
	事務費、土地物件借受料 一、三七〇圓	
合計	三三、五二〇圓	

右の初年度調養のうち事務用品を除いて、直接乳幼児の保育のために要する調養設備用品を参考として掲げれば

次の如きものである。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
保育用品		紙芝居舞臺	一臺	毛布(幼児用)	三〇枚
ピアノ又はオルガン	一臺	紙芝居	二種願	乳幼児用枕(覆共)	六〇個
ピアノ用椅子	一臺	遊戯室内大火鉢	一個	擦籠	二個
ジャンダルジュ	一臺	乳児室用大火鉢	一個	オムツ籠	二個
室外遊り臺	一臺	普通火鉢	五個	机(兒童用)	七臺
室外アランコ	一臺	大黒板	一個	椅子(兒童用)	七〇脚
室内遊り臺	一臺	黒板	一個	辨當入戸欄	一個
室内アランコ	一臺	黒板	一個	整理戸欄	一個
室内アランコ	一臺	音機	二個	下駄箱(幼児三人入)	一個
抽見用シート	一臺	レコード	一〇枚	帽子掛傘傘立	一個
乳児用シート	一臺	蓄音機用針	一〇箱	幼見用傘立	二個
飛び繩一人用	一〇本	乳児用ベツト	一〇臺	煉炭火鉢	五個
飛び繩共同用	二〇本	幕布	一〇枚	防空用バケツ	一五個
バスケットボール	二個	掛布	一〇枚	火タ、キ	三本
ヒル氏積木	一組	敷布	一五枚	トビロ	二本
床上積木	一組	毛布(乳児用)	一〇枚		

第七章 工場事業場における勤勞母性の保護と其の施設

貯水槽	一個	茶碗	七〇個	ヤカン(大)	二個
シャベル	二本	庖丁	五個	ヤカン(小)	二個
ハシ	一臺	ちり取	五個	上敷	一五疊
カマ	二〇枚	掃帚	五本	手技用鉄	六〇丁
砂	一〇袋	雑巾	二〇枚	自轉車	一臺
ゴムホース	五〇尺	バケツ	五個	リヤカー	一臺
消火器	一個	洗桶	三個	大風呂敷	二枚
オヤツ皿	七〇枚	タッパ	一〇個	乳兒用木製玩具	一組
湯呑コップ	七〇個	炭箱	二個	洗面器	五個
スプーン(大)	七〇個	塵芥箱	一個	洗面器	五個
スプーン(小)	七〇個	モップ	二本	国旗掲揚塔	一柱
瓦斯コンロ	二個	アブ	二本	国旗	一枚

然し、東京市託児所の計畫並に設計が今日の保育施設標準から云つて必ずしも理想的なものであるとは言へない。それは多分に公設通有の「無駄」や「缺除」をもつてゐるとの批評もあり得るのであつて、研究を積んだ民間社会事業に於いては、もつと少い經費と、小さい規模で、而かもより以上に充實した機能を果し得るものがある。けれども、それには、更に多年の眞剣なる經驗と、研究と、そして信仰的な情熱と云ふ條件が加はるのである。

つて、工場事業場等に於ける施設としては、一應東京市の如き公設のものが参考になり易いと考へるのである。

東京市の託児所に於いては大體託児二〇名乃至三〇名に付き一名の割合で保母及び保母助手が居り、其の他に保母長、保健婦、小母さん、小使、別に週二回位の囑託醫師が居る。此の點に付いて、保育問題の研究者である中央社会事業協會社会事業研究所の浦邊史氏は、託児所に於ける保母一人が受持つ兒童の標準數を、幼兒に對する個別的配慮による保育の最大限界として、三歳兒二〇名、四歳兒以上三〇名であるとし、八〇名定員の託児所に於ける職員の数、保育主任(經營主任を兼ねる)一名、保母又は保母助手三名、保健婦一名、炊事婦又は小使一名囑託醫師一名、を必要とすると言つてゐる。(雜誌、中央社会事業協會發行「厚生問題」昭和十七年十月號、浦邊史「戦時保育施設標準設定のため」)

また、同氏は託児所の最低必要なる室の種類として、

- 1 保育に使用する室(食堂、午睡室、遊戯室、作業室等に兼用)二室
- 2 着替室、洗面手洗場、水呑場、便所
- 3 醫療室(隔離室兼用、デフテリヤ、百日咳、麻疹等傳染病發生の場合)、炊事室
- 4 保母室(事務室、保育準備室兼用)
- 5 物置

等を掲げ、尙、保育室の廣さは一兒當り最少限〇・五坪、戶外遊戯場(運動場)は一兒當り二坪半としてゐるが

砂場その他の設備を要することは言ふまでもない。便所及び洗面所（水栓）は子供一〇名乃至一五名に付き少くとも一個の割合が適當であるとされ、その構造高さ等にも幼児用としての配慮工夫が施されねばならない。

此の託児所に乳児を預る場合には設備にも職員にも更に手がかかる。専屬の保健婦は必ず必要、囑託醫にも幼児の場合よりも度々みて貰ひ指導監督を受ける必要あり、保母或は小母さん格の者が乳児三名乃至五名に付き一人位の割合で要るであらう。母親の努力をばくために襁褓の洗濯をしてやる必要があるからそのための人手も要る。午前午後二回及び晝休み時間に母親が授乳に来るものはよいが、人工栄養或は混合栄養の乳児があれば、そのための手配も必要となる。一般の社會事業施設としての公私託児所の多くはこれらの乳児及び幼児を預る設備をもつてゐるのである。東京の陸軍被服本廠に於ける附設保育所にて託児三〇〇名のうち三分の一が乳児（生後六週間以上）、その七三%は人工栄養による哺育であると言ふことであるが、その職員は事務員一名、保母三名、保健婦三名（看護婦）、洗濯雑役婦（小母さん）三〇名である。これらの人手は、保母及び保健婦の如きはそれぞれの養成所或は府縣厚生事業協會のやうな所から得られるであらうし、また保母助手や小母さんの如きは工場へ就業希望者の中からも得られるであらう。尤も保母及び保健婦の需要は極めて多いため人不足の實情にあるが、その應急的養成も各方面に於いて計畫されてゐる。

前にも述べた如く、これらの保育所乃至託児所が、單に働く母親の勤勞のためにその手足まといになる乳幼児

を預ると云ふことにのみ目的が置かれてはならない。より本質的には、次代の國家を荷負ふところの小皇國民を母親に代つて保育し、教育し、鍊成し、その肉體的精神的なる成育を期すると共に、その機能を通して母及び家庭の生活援護乃至指導にまで及ぶべき重大な任務をも併せて遂行するものでなければならぬ。子供を擁する女子勤勞者の事故は多い。従つて家庭の事情にまで立ち入つて親切に援護するものでなければ、安んじて働いて貰ふことは出来ない。即ち、保母が子供を通して、その母親と家庭との繋がりをもつ役割は保健婦の場合に於けると同様に大きく期待されるべきである。浦邊氏は同じ論稿（前掲）に於いて保育所の機能として、

- 1 乳幼児の生活訓練と教育
 - 2 家庭並に地域（母）の保育（生活文化）指導
 - 3 婦人の生産的文化的職能活動の保障
- の三要目を指摘してゐる。

女子勤勞者が出産によりその職場を退くことを防ぐために、また乳呑兒を擁する母親が安んじて生産事業に勤勞し得るために、工場事業場に「授乳施設」を設けることが必要である。それは、空いた不用の部屋に椅子の一つも置いた殺風景な事務所の面會室式のものであつてはならない。もつと温かい豊かな設備を設けて欲しい。託児所が附設してあれば勿論そこで之れを同時に兼用し得るから問題はないが、その施設のない場合、家庭の老人

や大きな子供等が乳児を工場事業場に連れて来るのであるから、感じのよい授乳室が設けられなければならない。成るべく母親も子供も落ちついて乳をのませ、乳を呑むことが必要である。そのためには設備の他に、授乳時間（晝休みと、法規に定められた一日二回各三十分以内の哺乳時間）についても十分な配慮を與へ、更にその賃金支拂の方法等も哺乳時間の分を控除すべきではなく、また出来高請負の如き気が念いてゆるゆる哺乳もしてゐられないやうな制度は、特に授乳中の女子勤勞者には適當でない。そこまで考へてやる必要がある。

何れにしても乳児哺育中の女子勤勞者に對しては當然授乳の施設を考へなければならぬ。それには單なる授乳室や授乳制度を設けるだけで足れりとするのではなく、乳児保育所を設けることが最も適當である。作業時間中に家族や近所の者が乳児を工場に連れて来ると云ふやうな手数をかけず、工場内に乳児を預り、専門的な行き届いた保育を行ひ、而かも母親は晝休みや定められた時間に授乳が出来ることが最も理想的である。同時に、幼児保育については、之れは環境の點から言つても、工場の外部に設けるか、或は經驗と設備の整つた一般公私の託兒所に委託するか、或は適當なる兒童保護専門家に委託經營せしめるやうな方法をとることが最も適當なる方法であると考へられる。

それについて、最近各地方廳や市役所等に於いては「戦時託兒所」の大量的増設を念いで居り、また一般幼稚

園の保育時間を延長し託兒所としての機能をもたせるやうに切り替へることが行はれてゐる。今までのやうな有閑有産階級のための幼稚園でなく、勤勞者の幼児を保育する託兒所として活用せんとする試みであるが、幼稚園側に於いても、欣然時局の要請に應へその方向轉換を斷行しつつあり、私の知る範圍に於いても、福岡市に於いては既に之れを決定して四月から實施することになつて居り、また東京市に於ける三百の幼稚園も近く之れを行ふ方針の決定を見たと聞いてゐる。

戦時託兒所の開設については、名古屋市の如き既に前年來年々數十ヶ所宛之れを設けて居るが、東京市に於いても昭和十八年度に百ヶ所之れを設ける計畫が決定した。斯くて東京市のみについても見て、既設公私の託兒所約二〇〇（全國に約一千）、幼稚園三〇〇、戦時託兒所一〇〇、計約六〇〇ヶ所の保育施設が勤勞者のために設けられるわけであるから、工場事業場側に於いても之れを積極的に、計畫的に、充分なる連絡をとつて利用し、活用することが最も時宜を得た方法であると考へる。素人考へで自分の所で之れを行ふよりも、これら専門の施設と結びついてその協力を得ることの方が遙かに有効であり有意義であると思ふのである。特に、中小工場等に於いては、産報支部を通して此の方法を採用するならば、在來中小工場に於ける勤勞者に對する厚生施設の缺除が指摘され非難されてゐる問題も解消されるであらう。これは唯に託兒所のみならず、その他の施設に於いても廣く一般の社會事業的施設の利用が考へられるのであるが、それについては一括して次章に述べることにする。

東京市に於ける昭和十八年度戦時託児所設立計畫の要項を掲げれば次の如くであるが、その計畫は、特に建築物の提供斡旋、管理、職員及び勤務奉仕等の項に於いて、工場託児所經營の参考になると考へられるので、稍詳しく紹介することとする。

東京市戦時託児所設立要項

一、趣 旨

本施設は時局下生産力増強必須の要請に實し、國民皆勤の精神に即應すると共に、皇國の悠久なる發展の根基として、次代皇國民の鍊成並に調育を目的とするものであります。

二、設 置 個 所

託児所として最も有効適切ならしむる爲、各般の事情を考慮した結果大體左の標準に依り設置します。

(一) 機能別區別に依る設置個所

イ 勤勞者の家及勤務先が或程度集團せる地區に設置するものにして産業勤勞者等の利用を主眼とせるもの

六〇ヶ所

ロ 交通機關の便を利用し運動の途次託児し得るやう乗換場其他交通の樞要地點に設置するものにして勤勞知識階級等の利用を主眼とせるもの

三〇ヶ所

ハ 農耕地域に近く設置し農繁期季節託児所としても利用し得るやう食糧増産への寄與を主眼とせるもの

一〇ヶ所

三、規 模

(一) 託 児 数

一ヶ所平均六〇人 (最低一〇〇人、最高一三〇〇人)

イ	幼児のみ六〇人のもの	五〇ヶ所
ロ	乳児 一〇人	
ハ	計六〇人のもの	五〇ヶ所
	幼児 五〇人	

(二) 設 備

室数三室以上、建物坪数最低三〇坪程度、外に遊戯場

四、事 業 内 容

(一) 受 託 時 間

自 四月一日	自 午前六時	至 午後七時三十分
自 十月三十一日	自 午前六時	至 午後七時三十分
自 十一月一日	自 午前六時三十分	至 午後七時三十分
自 三月三十一日	自 午前六時三十分	至 午後七時三十分

取扱時間中なら何時からでも亦何時まででも自由に託児が出来、又一日に何回連れて歸つても差支へ無い様にする様定めます。

(二) 休 日

一月一日を除き年中無休です、但し傳染病發生其他事業が繼續出来無い様な事故が發生した際は臨時に事業を休止し

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

ます。

(三) 使用料

月額	乳兒	最高	六圓
	幼兒	最高	四圓五十錢

右の範囲で家庭の事情、一世帯内託兒の數、其の他の事情を參照して定めます。又事情に依り免除の取扱もします。使用料は託兒に支給するオハツ代を含んで居ります。

(四) 託兒資格

生後三月以上學齡未滿の子供で保護者が時局に必要な働きをされる爲なら何等の資格條件を必要と致しません。又就學以後でも或る期間特殊の場合には別に考慮致します。

(五) 保育の内容

受託兒の身體的な保護は勿論、年齢に應じた訓話唱歌遊戯手技童話等を通じ皇國民たる素質の充實を圖り又家庭に代つて必要な養育を施します。受託兒の健康状態に付ては特に兒童健康相談醫に依り適切な處置を講じます。

五、設置促進の方法

(一) 建物の選定

- イ 市區役所關係の建物
- 健民局……方面館所、授産場、宿泊所、各種輔導所等
- 教育局……國民學校、女學校等

戰時生活局……町會事務所、各種指導所等
其他各局課區役所屬建物の中、適當なるもの

ロ 其他の建物

神社、佛閣、公私女學校、其他各種の學校、各種集會所、官衙會社、工場の一部、名士其他一般邸宅
物質勞力共に極度に節約を要する現下の事態に即應する爲以上列舉建物の提供を得て之を有料(月額最高一五〇圓)又は無料で借用する方針です。設備の改修も最高五〇〇圓程度に止むる豫定です

(二) 建物提供の斡旋

イ 區長に委任
總てを地元の事情に明るく連携接觸の密なる各區長にお委せして完璧を期し度いと思ひます。従つて區役所に於ては町會、各種委員、諸團體支部、社寺等、學校、會社、工場、地元有力者等に總ゆる機會方法を以つて本施設の意義を理解せしめ全區の協力を得らるゝ様盡力を願ひ度いのです

ロ 健民局に於て處理

市役所關係建物の利用及關係公私諸團體中樞部との關係に付ては、文書、會議、個別折衝等の方法に依り健民局に於て調査連絡に當ります。

六、管理並に運営の方針

(一) 區長に分掌

場合に依つて關係者との共同管理、共同負擔等の事も考慮しては居りますが、原則的には管理運営の権限は區長に分

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護との共施設

掌すると共に、既設四十五ヶ所の託児所も戦時託児所として運営する方針です。

(一) 指導者の囑託

本事業は國民皆働運動の一翼として一市役所、一健民局の事業では無い市民全部の仕事であるといふ建前を具現化する意味と、事業の成續が物的設備の如何よりも擔任者の事業への熱意の有無に係る處多い事を考慮し、建物提供者其他本事業に熱心な方々を一ヶ所一名宛本市囑託として其の託児所の仕事を總括して頂く方針です。

(右の囑託は本市區關係の建物を利用する場合は職員の兼務を以て處理します)

(二) 職員等の配屬並に養成

前項囑託の下に専任の保姆、保健婦並に小兒保健報國會の協力を得て兒童健康相談醫(二ヶ所を一名にて兼任)を配屬する豫定です。又保姆等の養成は戦時保姆學校を開設し充實を期する方針です。

(三) 勤勞奉仕

一人でも多くの託児を受けなければならない事情にあるにも係らず一方之等受託児の保育に當る専門的な保姆等職員の配屬は時局極、意に委せぬ點が多いのであります。従つて此の間隙は地元町會及御婦人方の協力を得て勤勞奉仕に依り補填して行き度いと思ひます。特に育兒の經驗ある多數會員を擁する大日本婦人會の奉仕に俟つ處が多いのであります。一人の勤勞奉仕が何十人かの尊い勤勞を産み出す原動力となる理に徹し充分な協力を得らるる様御盡力願ひ度いと思ひます。

本項の最後に、今日最も問題になつてゐることの一つは、託児所を修了して國民學校に入學した低學年の學童

の問題である。低學年に於いては學習時間も短い。家に歸つても母親は働きに出て居て家にはゐない。戸は締つてゐる。暑い晴れた日は戸外で遊べるから未だよいが、雨の日、寒い日は如何にするであらうか。また戸外で遊べる日でも監督者はなし、つい悪いことも覚える。幼少にして不良の行爲も身につける。淋しい、そして放任された氣持は精神をもゆがませ荒ませる。かくてこれら小皇國民の前途は暗澹たるものがある。また、かかる子供を家に残してゐる母親は、もう午後ともなればわが子は今頃如何してゐるかと心にかかつて仕事に手もつかぬ想ひであらう。即ち、これらの子供に對して考へることも、工場事業場の人達の當然の責任でなければならぬ。

工場事業場内に託児所のあるものは、是非之れを開放して學校から歸つて來た小さい子供をも扱ふやうにしなければならぬ。工場近くの家庭ならば此の方法は最も簡單なやり方であらう。國民學校に上る年になれば一人で工場まで來ることも所によつては困難ではあるまい。殊に幼兒の時毎日來てゐた託児所なら尙よい。お八つ等も託児と一緒に食べ、託児の先輩として案外小さい子の面倒も見られるものである。

唯問題は環境のよくないことである。また通勤距離の遠い者の場合には困る。それらのためには一般の託児所や隣保館(方面館)等と稱ばれる社會施設と連絡をとつてその協力を求めることである。また地區によつては國民學校當局と交渉して協力を依頼することも出來よう。これらの社會事業施設では既に青少年少女のクラブとか、圖書室とか、子供會とか、或は兒童遊園とかの附帯施設をもつて町の放任された子供等の保護指導を行つてゐる

ものが少くなく、経験も積んでゐる。國民學校で特志な先生が面倒を見てゐる所もある。また、愛媛縣ではこれらの學童を保護するため最近縣立の施設を設けた。唯、これらの施設や人達の協力を得る場合、今までのやうに工場事業場の側の人達が全く無關心で、何の協力もせず物好きが勝手にやつてゐるのだと云つたやうな傍觀的態度であつてはならぬ。やはり常時誠實をもつて連絡をとり、また必要な精神的物質的な協力を進んでするのだから、何れにしても母親の働いてゐる低學年學童の問題は極めて重大な問題であるから、勤勞指導者としては、先づその擔當する女子勤勞者の家庭の事情を知り、かかる子供がゐるかゝるないかをよく調べ、若しあつたやうな場合には眞剣に考へて、その對策を講じなければならぬ。

二 生活物資の配給、家政の補助

前に女子勤勞要員を使傭する工場の託兒所に付いて述べた際、その勤勞要員達の退職或は缺勤の最大原因が、日常生活物資の購入問題にあることを指摘したのであるが、之れは今日女子勞務動員に伴つて根本的に解決しなければならぬ最も重大な問題である。青果物、魚介類、その他日常生活物資の購入について時間と人手を要し、米の如き配達してくれるものでも晝間不在では、特別扱ひをしてくれぬ現状では、家を全く留守にして働きに出ることは出来ない。隣組の相互共助組織も、未だそれを解決するまで完全には行つてゐない。此の點については、

國家的に根本的な對策を講ずることを求めると共に、町内會、隣組に於ける合理的な授護計畫を整へ、或は婦人會等の奉仕的活動によつて、不在勤勞家庭が不自由せぬやうな方法を自主的に確立することが必要である。

然しそれを待つてゐたのでは今日の間に合はぬ。そこで工場事業場側に於いても、之れが對策として、極力生活物資の配給制度を考へなければならぬ。購買組合や食堂給食の施設はその一例であらう。食堂による給食は少く共勤勞者當人の生活物資入手困難の問題を或る程度解決する。殊に單身女子の場合には極めて便利であり、安心して勤勞に服せしめ得る。然し、必要なものは食料品以外にも多いのであるし、家族もちの女子勤勞者にとつては家庭に於ける食事の心配もしなければならぬ。若し、女子勤勞者が早く魚屋や八百屋にかけつけようと夕方

の時間にあせるやうでは氣の毒でもあり、また作業にも影響を及ぼさずにはゐない。そこで、どうしても購買組合其他の方法によりその職場に於いて生活必需品が入手出来るやうな施設を講ずることが緊急の問題である。それについて、大阪市の某工場の例、そこでは夫婦共稼ぎの勤勞者約五〇〇人を使傭してゐるが、此の問題を解決するために市當局と交渉し、家庭に於ける各種配給切符を一括して工場に集め、その分だけの所要物資を總て工場に受け取ることとし、之れを職場で勤勞者に直接配給してゐるのである。斯くて此の工場の勤勞者は物資購入の問題については全く不安なく、落付いて働いてゐるのである。此の様な方法が、その他にもまだ色々考へられると思ふのであるが、要は工場事業場に於いて、そこまで手数のかかる厄介な

ことを慮りし解決してやる熱意があるか否かの問題である。此の最も深刻な問題を解決することによつて女子勤労者の母性保護はその大きな都面に於いて完うされるのである。

女子勤労者が家庭の問題を氣にかけてゐる間は存分に作業能率を上げることが出来ない。ところが特に女子にとつて心を煩はす家庭の問題は實に多いのである。老人や、子供や、病人があれば一層のことである。生活萬般の問題について人生は實にトラブルが多い。之れを授けるために私は家政補助婦の制度を年來提唱してゐる。保健婦や保母のことを述べたところに於いても既に觸れたのであるが、若し工場事業場に於いて、その勤労者の家庭事情を審かにし、何か事があつて必要な場合には直ちに人を派して處理してやるやうな制度が出来たならば勤労者はどんなに助かるか分らない。普通の勤め人等と違つて朝早くから夕おそくまで働かねばならぬ産業勤労者にとつては、家庭のことを助けてくれる者が必要なのである。病人の世話、洗濯物、家事の整理、育児、學校のこと、使ひ歩き、諸手續、交渉と等、これらの事柄を處理するために、自分の勤める所に臨時派出してくれる家政婦のやうなものがあつたらどうであらうか。「よろづ相談所」で成功した工場の例については前に述べた。工場専属の巡回家政婦があれば、前記の物資購買の問題もまた或る程度解決されるであらう。此の制度はまた當然地域とも結びついて考へられる。女中難解決の一策としても共有公設家政婦として、或はまた婦人團體や女學生の勤勞奉仕的活動としても考慮されてよいと思ふのである。

「ドイツ黨國民厚生福利協會、ドイツ黨婦人會等は特に勞働婦人を有つ家庭の手助けをする。隣保扶助婦の制度である。通學兒童のある家庭ではそのおかげで子供は定刻に起きて學校へ行き、お晝には温い食事をとるやうに世話されてゐる。隣保扶助婦は母親達と相談で食料品を買ひ出し、母親達の歸宅までに食事の用意をし家の中を片付けて置く。働く母たちの下着や靴下等は黨婦人會の裁縫部で修繕される。それで母親は一日の勞働の後家族と一緒に心安く休息の夕を送ることが出来る。」(山本浩氏「獨逸の文化政策」)。此の制度はスエーデンに於いては、主として産婦の保護の目的を以つて採用され實施されてゐる。そこでは専門的に養成された家政補助婦が相當の高給で待遇されながら、非常に感謝されて有意義な活動をしてゐるのである。又ドイツの「婦人勞働奉仕」の活動もまた此の方面に及んで居る。即ち

- 1 産婦の家庭に於いて家政を補助し、子供の面倒を見る。
- 2 病氣或は産褥にある母親に代つて、洗濯其の他の家事の處理整頓をする。
- 3 母親が休養のため家を留守にする場合、子供と家政の面倒を見る。

等の奉仕活動を行つて勤勞母性の保護に當つてゐる。尙、今日ドイツや英國に於いて行はれてゐる女子の徴用に於いても、徴用された女子の少からぬ數が農村家庭の家政や育児の仕事に配置されてゐるのである。今日の生産増強のために、此の制度は先づ工場事業場に於いて眞剣に考へられてよい。既によき保健婦や保母は家庭訪問の

形に於いて家庭の力になり、一部家政補助的な實際的役割をも果しつつあるのである。

眞の勤勞管理は工場事業場内部だけに止まらるものではない。どうしても勤勞者の家庭にまで手を延べてゆかなければ徹底しない。今日では工場事業場がまたその勤勞者が、外の生活と關係なしに存在することは絶対に不可能なのである。即ち勤勞管理、勤勞指導は、勤勞者の生活を工場内部、工場外部の二つに分けて取扱ふことが出来ない。またそう扱つてゐることは間違ひである。今日では勤勞者の生活に二つの性格はない。ただ、生産人、勤勞者としての全生活が買いて一色に存在するだけである。即ち工場外に於ける勤勞者の生活の在り方はそのまま直ちに工場内に於ける彼等の生活の在り方につながつてゐるのであり、従つてその作業能率に關係をもつてゐるのである。そこに勤勞者の家庭生活を考慮のうちに常にいれて對處し施策を講ずることが、今日最も必要な勤勞指導の要諦なのである。

第五節 勤勞母性の文化的訓練

——主として母親學校のこと——

よき女子勤勞者はまた常によき日本の嫁であり、妻であり、母でなければならぬ。よき嫁、よき妻、よき母

として、その女子勤勞者をあらしめるために、工場事業場の責任者は正しい配慮と努力とを拂ふ責任がある。女子勤勞者が、その健康に於いて、その精神に於いて、その知識に於いて、その教養に於いて、よき嫁、よき妻、よき母としての資格をもつならば、そのことは直ちに、最も勤勉に、而かも手順よく働き、能率を上げるよき勤勞者でもあると云ふことは當然である。即ち女子勤勞指導者は、唯にその健康上の保健衛生的指導や物質的な或は勞力的な生活援護のみならず、更にその精神的文化的な指導訓練に意を用ふる必要がある。未婚の女子勤勞者については章を改めて述べる。ここには家庭をもち、子を持つ母親の勤勞者に対する指導訓練の方策として、主として「母親學校」の問題について簡単に記すこととする。

ロシアやドイツに於いては古くから、子をもつ勤勞母性を母子共に一週間乃至一ヶ月間位に互つて、田園や景勝の保健地に設けられた特別の施設に轉住收容して休養を與へ、また必要な教養や訓練を施す運動が行はれてゐる。日本に於いては、之れに似たものとしてY・W・C・Aの「憩ひの家」と云ふのが東京の郊外にあるが、之れは主として未婚の職業婦人のものである。社會事業従事者のための施設で東京府社會事業協會の經營する休養の家が湘南の海岸にあるが、これは男女共に使用するもので、母親専用のもではない。

ドイツに於ける黨婦人會は現在二百ヶ所以上の「母性保養園」を働く母親のために經營してゐる。お産や病後で衰弱した勤勞母性は子供を連れて此の保養園に送られる。保養園の中には立派な乳兒院があり、哺乳の時だ

け母親は子供と一緒に居る。その他の時間は母親は一人でゆつくり静養する。立派なテラスでの安静、療法、静臥、散歩、まか音楽や遊戯等多彩な變化に富む生活の中で母親は心身を恢復し、また新鮮な感受性を身につけてゆく。平生の生活の重さにやつれて、老けた年配の婦人達も若い母親達と一緒に嬉々としてうちたはむれ、朗らかに若やいでくる。隣保扶助婦（家政婦）は勿論留守中の家庭の世話を、責任もつて處理してゐるので何の心配もいらぬ。此の保養園には、現在一ヶ年六萬の母親が六週間宛入園出来るのである（山本浩氏「編述に於ける文化政策」）。

勤勞母性の健康を保持し、その教養を深め日本の母としての訓練を授けるために、かくの如き母親の收容施設が必要であり、それは工場事業場に於いて實施することは不可能ではないと考へる。

働く母性の教養を計るために、東京市に於いては「母親學校」の意圖をもつて「母性厚生講習會」を移動式に開催してゐる。勤勞母性に對して、時局の要請する健民認識、母性の保護、育児の知識、戦時下物資の窮乏な時の栄養料理、不用品衣類の利用更生、防空や救急處置、また其の間には唱歌や遊戯を加へて團樂の喜びを與へてゐる。期間は半ヶ月、毎日二時間宛、計二十八時間、夫々の問題に付いて適切な講師を選び、また講習時間中は乳幼児を預つて保育してゐる。「科目」——人口總論（母性概説）二時間、妊娠婦衛生四時間、小兒衛生四時間、

家庭管理（家政の持ち方）二時間、戦時生活指導（不用品の利用更生その他）二時間、戦時下母子栄養食四時間、育児保育二時間、経済生活指導二時間、時局講話二時間、防空と家庭救急看護法二時間、公衆衛生その他二時間。此の母親學校は些か講義に偏してゐる恨みがあるが、之れにもつと文化的色彩をとり入れ、また團體的訓練等を加へ、また特定工場事業場の場合には工場のことや作業の問題をもとりあげるならば一層生きて來るであらう。期間はもつと短かく、或は一週一回位づつにして長く続けることもよい。何れにしても、工場事業場がその勤勞母性に對する啓蒙、教育、訓練の方法を講ずことは、その廣い意味の母性保護策として看過出來ぬ事柄であらう。此の種のもので、「産報主婦の會」を組織して成功してゐる所もある。これには主婦で働いてゐるものを組織するものと、別に男子勤勞者の家庭に於ける主婦を組織してゐるものと二種類ある。男子勤勞者の家庭主婦を組織する主婦の會は、勤勞者の家庭の事情を知り、また主婦にその主人の工場事業場に於ける勤勞生活を理解せしめることにより、工場事業場と、勤勞者の家庭とを一體に結びつけることに大きな意味が見出される。また勤勞主婦のみを組織する主婦の會は、女子勤勞者自身に組織を興へることにより、組織せしめると共に、工場事業場側との相互理解と相互協力の精神を深め、同時に工場事業場側の厚生施策の活用運営に、自主的にまた工夫的に参加する氣運を促進することに大きな効果がある。同じ女子勤勞者にしても、未婚者と家庭婦人とは自ら其の希望や要求は異なるし、また氣分も違ふ。これらの女子勤勞者をそれぞれの別によつて分かち、相互の意志疏通を

計り、親和力による結合を強め、組織的な力をその作業の上にも發揮せしめることが必要であり、また特に主婦の組織による自己の啓蒙と錬成によつて、よく年少の未婚勤勞者の範となつて之れを指導し、その特性たる細心な優しい母心によつて職場の中に和やかな空氣を導入し、わけても青少年工や徴用工員の上によい影響を與へ、また必要な世話や保護を此の母性の力によつてなさしめ得るであらう。斯る意味に於いて産報主婦の會の組織はもつと研究され、採り入れられてよいであらう。

また、名古屋の某工場に於いては工員の地域別隣組を組織してゐるところがある。同じ地域から通勤する者を隣組員とし、職場に於ける親睦を計ると共に、自宅に歸つてからも同じ地區内の者同志は親しく交渉し、扶け合ふことにより、缺勤、遅参、移動等も相互に戒め合つて防ぐことが出来、非常によい成績を上げてゐる。

母親學校或は主婦の會等の組織に當つて、努めてこれを自主的に活動せしめる氣運を作ることが必要である。會合にしてもお客様のやうに座つて据へ膳を喰べるやうなのでは効果はない。かかる積極的な自發的な氣分を作り、自主的に動くやうにするためには、その會合の持ち方や内容にも工夫を要する。その参考として、毎年五月に催される健民運動兒童運動の際に用ゐられた「母親常會の開き方」(中央社會事業協會、愛育會、大日本婦人會共同作成)を掲げよう。勿論此の母親常會は隣組等に於ける、一般の婦人を對象としたものであり、必ずしも職場の婦人に限つてゐない。然し、その話題は母性や育児の問題に限られてゐるので、そのまま職場の勤勞主婦に採

用することは出来ないが、然しここに掲げられた問題はやはり主婦の會や母親學校の主要な話題の一つであり、またその指導者としても工場事業場に於ける醫師や保健婦や保母等は缺くべからざる適格者である。更に職場では技師や職長や、それぞれの職場に於ける特質を代表する人達が指導者として問題を提供し得るであらうから、此の「開き方」にも工夫を加へて活用出来るであらう。

母親常會の開き方

大東亞共榮圈を達成する爲には全國民殊に全國の母親が百年後の強健な國民を常に念頭に置いて、吾が子を立派に育て上げることこそ何よりも大切である。

毎年五月に行はれて来た全國兒童愛護運動は本年丁度十六年目に當るが、本年は特に政府の主唱する健民運動の一翼として所謂「健民運動兒童愛護」と言ふ名稱の下に全國的に、此の運動が展開されることとなつた。そこで此の實施を契機として全國的に「母親常會」を開き隣組精神を昂揚しつゝ「兒童愛護」の問題を眞剣に語り合ふことは、此の上なく重要なことである。

一口に母親常會と言つても色々の困難が其の開催に伴ふと思ふので、此處に参考までに「母親常會の開き方」を述べてみることにしよう。

一、母親常會にはどんな人を集めるか

- イ 部落内、隣組内の子供を持つ母親は勿論、一家の主婦や近い將來母親となるべき年頃の娘は是非集めること
- ロ 育児や母體保護の爲には家族全員の協力が必要であるから特に姑にも成るべく出席して貰ふこと

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

二 母親常會の司會と指導は誰がするか

イ 司會は隣組長でも婦人部長でもよいが、隣組内に子供のことに付いて特別の關心を持つてゐる者が居れば、其の人に頼むこともよい。

ロ 若し隣組内から得られるなら之に越したことはないが、外部からでも講師として適當な人、例へば醫師、保健婦、助産婦、教育者、兒童保護關係者を得ることが出来たら其の人に子供に關する講話をして貰ひ、其の後で座談を行ひ、其の人に指導して貰ふと尙更結構である。講師が得られないときは司會者が指導する。此の場合司會者は豫め適當な人の指導を受けて置くことよろしいと思ふ。

三 母親常會の指導は如何にするか

イ 母親常會を指導する者は今回の健民運動兒童愛護に際して、隣組に選ばれる母親回覽板を利用するのが望ましい。此の母親回覽板は一の雛型で、主として母體の健康、育兒上重要な兒童の榮養、養護、娯方等に就て簡単に記載してあるに過ぎないから、非常に廣範圍に互る子供の問題の性質上、母親回覽板解説書は勿論本運動用「育兒カレンダー」「乳幼兒の育て方」其他を參考とすることが必要である。

ロ 指導者は、「母親回覽板」に載せてある事項及び其の解説書に就て、豫めよく讀んで理解して置いて話を進めるのが望ましいが、場合に依つては回覽板の記載事項の外其の解説書の一部門如きを常會の席上和やかに朗讀して話題の藉口とするのもよろしい。

ハ 此の「母親回覽板」に載つてゐる事柄だけでも話し合ふ問題が多過ぎるから、その中二、三の點に重點を置いて詳細に検討し度いと言ふ向があるならそれでもよろしい。其の場合には其の地方で看却されてゐる様な問題に中心

を置くやうにし度いものである。

ニ 此の「母親回覽板」並に其の解説書の内容は一般的な而かも全国的なものであるから、母親常會で之を利用して話し合ふ場合には、其土地によさはしい又其の隣組内の子供の生活に即した育兒の方法等を豫め考へて置くことも必要である。

ホ 母親常會の開催は此の「健民運動兒童愛護」の期間中のみでなく、之を契機として時々例へば季節の行事毎に折込んで少くとも各季節毎に開くのが望ましい。其の際話題として特に疾病の豫防と手當、衣食住其の他の衛生等を選ぶ場合には其の季節に相應しいものを探り上げるがよい。

ヘ 適當な指導者がなく常會を開かねばならぬ場合、其の司會の任に當る人は話題の内容に就いて、若し理解し難い點や不審な點があつたら、附近の醫師、保健婦、助産婦、保健所、相談所や學校、役場、府縣の社會課、衛生課等に豫め問い合わせ充分理解して置くことが肝要である。

ト 母親常會を開くに當り、その順序等は普通の常會の場合と同様でよいが、和やかな空氣のうちに育兒知識を啓發してゆくためには、母親の爲めの慰安、娯樂等の催や子供會等を適宜折込むのもよい。特に初めて母親常會を開く場合には従來行はれて居る婦人を中心とした各種の會合等を利用して、母親常會に迄發展させて行くのもよい方法である。

チ 「健民運動兒童愛護」又は子供に關係あるラジオ放送があるとき常會を開く場合には、皆で一緒に聽いてそれを話題にすることもよろしい。又子供や妊産婦に關係ある配給等があるときは、成るべく此の母親常會で取扱ふ様に仕組むことも有效である。

第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設

四、母親常會で何を話題とするか

前に述べた「母親回覧板」及びその解説書に書いてある一般的な面かも重要な育児方法が先づ話題とされねばならぬが、その外に時局特特に留意すべき次の事項等に就て考へることが必要である。併し其の内容は隣組で常時實踐出来る機なものでなければならぬ。

- イ 買物等の爲めに妊娠が永い間立ち続けたり、又首の据はらぬ赤ちゃんや永く背負はれてゐるのは非常に有害であるから、隣組の者が代つて買物などの手助けをする機な方法を相談し合ふことがよい。更に進んで隣組で色々の買物を共同で行ひ、或は配給内のもので融通し合ふ機に出来たら妊娠や子供の爲めばかりでなく、時間の經濟にもなり、混雑を防ぎ、所謂生活の合理化ともなる。
- ロ 農繁期等に於ける妊娠の過重な勞働に對しても、隣組内の者が共同で働いたり炊事をする機に相談し合ふことがよい。
- ハ 戦争中である以上帝都や重要な地域は勿論何處へでも敵機空襲は豫想されから、小さい子供や妊娠婦或は病人等に對する適切な待避の方法が果して講じられて居るかどうかをよく検討すること。此の際子供と妊娠婦の待避を中心とした防空訓練を行つてみるのも一方法である。
- ニ 空襲時に子供を待避させる場合、防空に従事すべき母親から離されて取扱ひに困るやうな子供が居るかどうかを注意すること。若し居るとしたら隣組の全員が心を協せ警段から鋭へ直す様に注意することが必要である。
- ホ 又都會では買物等のために母親が留守勝ちになり、その結果家庭外に放任される子供が出来たり、又食堂、飲食店等で食事をすると子供が多くなつて来たため子供が不良化する機會の多くなる虞があるから、此の點も隣組内の者が一

致して注意し、健全な兒童を育てる様に心掛けることが大切である。

- ヘ 殷賑産業等で収入の多い家庭では、親が子供達に無關心で澤山の小遣錢を與へる結果、無駄使ひや悪い習慣をおぼえ、取り返しのつかぬ氣の毒な事件を仕出かす實例が多いから充分注意することが肝要である。殊に少年工を持つ家庭では特別注意せねばならぬ。
- ト 國家の子供、そして又隣組の子供を皆で共同して保育するために遊具や遊び場を隣組内の適當な場所に作つてやるのもよいことである。特に勤勞母性の多い隣組では是非實行される様に工夫しなければならぬ。
- チ 農村では繁忙期には特に他の隣組とも連絡を取つて、適當な人を頼んで共同保育所を開く機に相談する必要がある。
- リ 衣料切符の合理的な使用法や衣服の更生法等に就て、特に妊娠婦、初めて子供を持つた人、多勢の子供がある家庭等の場合を中心としてお互に話し合ふことは有益である。
- ヌ 隣組内に出征軍人の家族、遺族或は傷痍軍人等の家庭があれば特に子供のことに就て充分な御世話が出来て居るかどうか此の際もう一度注意することが大切である。
- ル 母親常會では以上の様な話題が採り上げられる外、近く全國に實施される妊娠婦登録とか乳幼児の爲の體力手帳とかに就て研究し合つたり、或は兒童愛護施設（幼稚園、託兒所、兒童遊園、教育相談所、保健所、健康相談所）、本運動中に催される健康相談會、其他の行事等で隣組内のものが利用出来るものに就て語り合ふこともよい。

第八章 勤勞女子青年の母性保護

本書の初めに述べた如く、今後時局の進展に伴ひ女子の勤勞戦線への動員は愈々一般化して來ることは必須である。それは直接軍需生産部門のみならず、之れまで男子の占めてゐた職業一般に就いて、男子が緊要軍需産業部面へ轉出せしめられる結果、その地位に女子を以つて代替せしめられることに依り、凡ゆる職業部門に女子が進出し就勞することとなる。曩に掲げた「生産増強勤勞緊急對策要綱」に於いても、「女子を以つて代替し得る業種及び職種につき夫々女子の使用員數の標準を定むると共に女子動員の強化を圖ること、右に關し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと」と國家の方針を明らかに示してゐるのである。斯くて、今後女子の勤勞は特殊な階級的な現象ではなく、貧富の別や學歷の如何を問はず普通一般のこととなり、寧ろ勤勞に従事せぬ女子が特殊な存在と見られるに至るであらう。而かも其の勤勞は今日のやうに勤勞奉仕隊や親切部隊の名によつて僅かな時間をお上品に働き勤勞の喜びを味はふといつたやうな、生まやましい勤勞ではなくして、はつきりと一定した職業人

としての確乎たる地位を占め、或は勤勞報國隊員として、男子と差別なく本格的に働く勤勞である。やがて日本の總ての女子が、このやうなしつかりした勤勞婦人となるべきことは言ふまでもない。

然るに、斯くの如く勤勞戦線に全面的に動員される女子は、之れもたびたび繰り返へして述べたやうに、同時に日本の家庭を作り家族生活の中心となる妻であり、日本の民族を生み育てる母なのである。殊に未婚の女子青年は、これからの日本の家庭を建設し、皇國民族を育成する責任者であり、中核なのである。此の新しき母のもつ健康と、教養と、精神と、意欲の如何によつて、將來の日本の家庭と國民の性格と力が形成されるのである。而かも此の新しき母の健康と、教養と、精神と、意欲とはその置かるべき職場と、職場の生活によつて決定される。即ちわれわれは、これらの女子青年勤勞者達の勤勞生活と、従つてそこに於ける勤勞管理—指導の重大性に深い關心を寄せざるを得ないのである。

そこには最早、勤勞女子青年にとつて家庭生活と勤勞生活との區別が次第に無くなる。生活の外に勤勞があるのではない。或は勤勞の外に生活があるのではない。生活即勤勞、勤勞即生活である。從來の日本の女を育くみ訓練して來た家庭の教育、家庭の躾けは、これからは職場の教育、職場の躾けによつて代はられるのである。日本の新しき母を預る工場事業場の責任、別しても直接その指導に當る女子勤勞管理者の責任は極めて重大であると言はねばならない。而して此の重責を果すために、女子勤勞管理者—指導者たるものは、その預る女子青年達

の生活を軽々しく考へ取扱つてはならない。深い洞察を以つて彼女達の生活を視、想ひ、之れを大切に取扱ふ心構へをもつところから、その重大なる任務の遂行が始まる。

第一節 勤勞女子青年の生活と其の指導

生活とは何であらうか。元大政翼賛會文化部長岸田國士氏は之れを「生命力の活動である」と或る講演に於いて言はれたことがある。生命力の活動は言ふまでもなく肉體的な活動と精神的な活動とから成り立つ。即ち人間の、或は國民の肉體的、精神的な生命力の活動が、人間の、また國民の、或は民族の、生活であり、生活力である。そして此の生活或は生活の力を強い立派なものにしてゆくためには、先づ第一に之れを保護し、第二に鍛錬し、更に第三には之れを育成してゆかねばならぬと岸田氏は云はれる。而して生活の保護とは、生活に對して肉體的にも精神的にも必要な糧を與へ養分を與へることであり、生活の鍛錬とは肉體的に或は精神的に必要な刺戟を與へることである。そして生活の育成とは、精神的にも肉體的にも生活してゆくことの立派な目的を與へ、その目的を達成するために生活力を充分發揮し得るための方法を教へ、その方法を使ひこなす技術を身につけさせることである。ここに技術とは人間の行爲が本當にその目的と精神に合致して行はれることであり、心と行爲の

形とがびつたりと一致した境地のことである。この技術を身につけるには劇しい工夫と訓練とを要する。生活に立派な精神、立派な目的をはつきり持たせ、そして其の生活に、必要な養分を與へ、適度な刺戟を加へ、そしてその精神、その目的を完全に遂行し、發揮し行爲に現はしてゆけるやうな立派な技術を身につける―斯くてその人の生命力の活動、生活の力は磨かれ、強靱になり、偉大になつてゆく―斯う云つた意味に岸田氏は生活を説明される。私は人の生活を預り、少く共その生活に何等かの影響を及ぼす地位にある者にとつて、生活を斯く感じ、その生活を成長させるために斯く考へることは、極めて適切な、また最も重要な考へ方であらうと思ふのである。

未來の日本の母、勤勞女子青年達―彼女達は既に皇國の勝利のために働くと言ふ立派な目的と精神を持つてゐる―の生活、その生活の力を、眞に正しく、立派に、強大に伸ばし、よくその精神と目的を買かせてゆくために、その健康生活に於いて、また知精意の精神生活に於いて、必要な保護を與へ、鍛錬し、更に育成してゆく、斯くて日本の女子青年は、最も能率高き勤勞者たると同時に、最も美しく強い立派な母となり得るのである。人の生活は大事なものである。自分の生活すら思ふにまかせて變へるといふことは決して生々易しいものではない。まして他人の生活の指導に當るものは、此の生活と言ふものに對する深い省察と、他人の生活を愛しみ大切にす

その預る若き娘達を眞に強い日本民族を生み出すに相應しい健康な肉體の持主とし、またその日本民族を育んでゆくに足りる知識と情操と精神の所有者となし得るとき、日本の家と國は磐石の重きに置かれる、と同時に、現實には、彼女達の働く工場事業場は立派なものになり、その生産力はぐんぐんと上つてゆくのである。

暉峻博士は勞務管理について、「經營者や指揮者の言ふことに従つてゆけば腕はめきめき上る、仕事はし易くなる。どんどん仕事が運ぶ、職場に活気が盛り上つて来た、生活が確立し不安が排除されて来た、家庭生活が楽しくなつた、職場の同僚の結束が固くなつて来た、仕事場の気分が一新されて来た、これでこそ俺達は御奉公が出来ると云ふふうにしなければならぬと言はれる。

また、桐原博士は「女子勞務管理の目標は、現に、工場事業場で管理し指導せられてゐる、その女子勞務者達が、將來家庭の主婦となり、或は母となつた時に、あの工場に行つて居つた爲めに非常によかつた。そこで働いてゐることが非常に爲めになつた、と感謝する日が来るようにすることである。或は世間一般がお嫁の條件として、農村に於いても、都會に於いても、一度工場の勤勞の経験のある人でなくては、お嫁には駄目だと云ふやうにすることである。また「吾々は今、工場に働いた人は駄目だといふ風に云はれ度くない。工場に働いた人がお嫁には最も良いといふやうにならせた。こんな風に育ててゆくことになれば、女子勤勞が家庭生活と矛盾するの、或は母性生活の障礙になるのといふやうなことはなくなるのである。そうならば女子のすべてが安心して、悦ん

で勤勞に就いて、衿りをもつて工場に働くことになれるのである。」と言はれてゐる。

勤勞女子青年をして、このやうな勤勞生活をなさしめるためには、即ち、その勤勞指導者は、眞剣に、その女子青年達の職場に於ける生活を、心から大切に愛しみ、そして誤りなき保護と訓練と育成とを、責任をもつて行ふやうに努力しなければならぬのである。

總ての日本の女子青年が、今日働くことの高き目的と精神をはつきりと掴みとることは決して困難ではない。然し職場での生活が、その目的に自信を失はせ、その精神をにぶらせることがないとは言ひ切れない。また、今日の勤勞女子青年は、その勤勞に衿りをもつに足る知識と教養と情操を身につけ、そして日本の婦徳を備へようとする切實向上の逞しい意欲をもつてゐる。然し、現實の勤勞生活が、心のうるほひを奪ひ、その向上の意欲をにぶらせ、努力をくじき職場の氣風がそのたしなみを失はせ婦徳を亂すことなきを保し難い。さらに、肉體の健康を掛ねることについては最も懸念が大きいのである。

然し、適當なる職場の環境が與へられ、正しい勤勞條件が備へられ、温き配慮が圍らされ、そしてよき指導がなされさへするならば、勤勞こそ、女子青年をして、日本の女子がその傳統的なる家庭生活の裡に育まれて来た諸々の美しい長所に一層の良きものを加へ、眞に新しき時代に處するに相應しい資格を完成させることが出来るに違ひないと考へる。職場に於ける勤勞の生活が、彼女達の本來の使命たる母の任務を遂行するために愈々役立

ち、職場での仕事、民族の母たるべき彼女達の心身の發達成長のためになるやうに、指導者は慎重に、眞面目に、親切に、その生活を護り、導いてゆかなければならない。指導に當る者は、此の娘を自分の身内の者の縁にしたいと思ふことが出来るやうな、そう云つた女子勤勞青年を育成することに心がくべきである。

勤勞生活に挺身することによつて日本の若き女性達が、その祖先から受けついで日本婦人個有の美德とたしなみある生活ぶりに加へて、科學的な知識と、事を能率的に手順よく處理する能力と、そして集團の社會に生きる訓練を得ることが出来るならば、今日戦時下に於けるその訓練の生活それは、將來日本民族の上に會つて得られなかつた大きな力と輝きとを増すことになるであらう。

第二節 健康生活の指導

女子勤勞者の保健問題及びその指導については既に前掲各章に於いて觸れて來たし、特に前章に於いて之れを記したところであるから、茲には重複を避け、特に勤勞女子青年の健康生活指導について問題となる點を簡単に述べることにする。

協調會の「勞働年鑑」昭和十四年版に記載される勞働者と學生生徒の體位比較表に依れば、次表の如く、其の

女子に於いて、基準年齢たる十二歳の時には、勞働者と學生生徒の間に殆ど差異を見ないのに、發育完了期と見られる二十歳になると、勞働者の劣位が歴然として現はれてゐる。即ち勞働者は、身長に於いて五種、體重に於いて二・五種だけ學生々徒より劣るのである。此の統計の材料が如何にして得られたのか不明であるし、恐らく同一人について八年間の経過を見たわけではないであらうから、嚴密なことは言へないのであるが、然し、此の勞働生活をして來た女子と學校生活をして來た女子との體位が斯くの如く相違を來すものとすれば、女子の勤勞生活に於いて、その健康指導といふことは極めて大きな問題となることを痛感させられるのである。

女子	勤勞者		學生生徒	
	身長	體重	身長	體重
十二歳	一三八・三種	三四・〇種	一三八・七種	三三・六種
二十歳	一四七・三種	四六・七種	一五二・三種	四九・二種

此の統計が示すやうに、若しも工場事業場に働くことによつて勤勞女子青年の體位が、一般の女子學生よりも劣つて來ると云ふやうな事實がありとすれば、今日國民皆勤が要請せらるる時に於いて、極めて由々しいことだと云はなければならぬ。女子の勞務動員は國家の要求するところである。この求めに應じて、纖手よく第一線の將兵に劣らむと、健康にも職場に挺身する女子青年達に對し、その職場への挺身によつて些かでも健康を損ね、

また發育に支障を來したとあつては、その工場事業場の、さらに國家の責任は重大である。それは直ちに明日の日本民族の興隆に關はるのである。而かも既に述べたやうに工場事業場に於ける女子の労働が、今日までのところ、屢々其の肉體的生理的異常を引誘したことは遺憾ながら事實であつた。生産に従事する女子の月經異常が、實に五割に達するものも少なくないと言ふ。然し、斯る状態が今日以後に於いても同じであつては絶対にならぬ。

女子勤勞者の健康保護については繰り返して言はない。唯、特に勤勞女子青年の健康保持増進のためには、各種の保健對策の他にその正しい健康指導が必要であることについて注意を喚起したい。殊に國民學校を出て直ぐに職場に入つたやうな年端もゆかぬ少女達の場合には、恐らく初めて見る月經への知識も心がけも教へられてゐないものが少なくないであらう。職場の健康指導は先づそこから始められるのである。

更に稍々年長ともなれば、結核への知識、そして之れを防止すべき正しい生活の指導が缺くことの出來ぬ必要事となる。農村から工場へ動員された若い人達が結核の脅威に曝され、その最も大なる被害者であることは私が改めて茲に論ずるまでもない。結核の被害は、殊に青年層に於いて最も大きく、而かも男女の差異がない。思春期に於いては、男女共に結核に對する抵抗力が低下するのであつて、結核死亡の年齢分布を見れば、男子に於いては二〇—二四歳までの二一・九四%、女子に於いては一五—一九歳までの二二・六三%で、それぞれ最高を占

める（昭和六年—十年の五ヶ年平均、宮本忍氏「日本の結核」）。女子の年齢層が若いのは性的成熟期が男子よりも早いと云ふ生物學的差異の關係である。即ち、未婚の勤勞女子青年に對して結核豫防の措置を講ずると共に、その正しい知識と、健康生活の指導を與へることは最も緊要な事項であるが、そのためには同じ若き女性たる保健婦の活用が最も期待されなければならない。

其の他の疾病に就いても勿論行き届いた對策が施されなければならないが、さらに女子の身體の健全なる爲、を圖ることが必要である。そのためには正しい作業姿勢がとられると共に、適當なる體育指導が與へられねばならない。適度な體操や遊戯或はスポーツは疲勞を回復すると共に作業による片寄つた姿勢を矯正し、均正のつれた肢體の發育を促進するであらう。またそれは集團的活動の精神と技術を會得せしめる。然しまた季節によつては、特に労働の強弱如何によつて、晝食直後の僅か數十分の時間に劇しい運動をするよりも、燦々たる太陽の下、單に草原の上に横臥し手足を伸ばして安靜にすることが反つて疲勞を癒し、よい健康法となる場合もある。何れにしても労働の劇しい者にも反つてそれだけに全身の調整を圖る適度な體育が必要なのである。健康と均正のとれた肢體は娘達の肉體の美であるのみならず、その心と精神の美しさをもたらすのである。

然しながら、茲で特にわれわれが反省し考へなければならぬことは、健康といふものが、唯保健衛生的配慮や

體育のみによつてかち得られるものではないといふことである。健康の根源は結局、その人の日常生活のしほりにあることを忘れてはならない。職場に於いて如何に行き届いた保健施設をし、また適度な體育を施しても、若し其の工員の家庭に於ける或は寄宿舎に於ける日常生活が誤つたものであるならば、決して健康は保障されないのである。日常生活が所謂保健衛生的であるべきことは當然であるが、更に秩序正しい起居、清純な住居、整頓され美しさを湛へた居室、簡潔で清潔な衣服、美味しい身になる食事、明るく楽しいあるほいのある慰樂、そして手順よく合理的に運ばれ處理される能率的な生活—一言で云へばたしなみのある日常生活が營まれてこそ、眞にその人の健康をつくり上げる。而かもこのやうな生活がその家族全體の生活であり、さらに職場に於ける勤勞生活とそのまじりあつたものでなければならぬ。かくて工場事業場に於ける健康管理—健康指導は、所詮その勤勞者達の生活指導にまで伸びなければ實を結ばないのである。勤勞者の疾病や缺勤の原因が職場に於ける作業の適重にあるよりも帰宅後の生活に於ける不攝生にある場合の多いことは、多くの工場醫が證明してゐるところである。斯くて勤勞指導者たるものは、その勤勞女子青年達の家庭を知り、自らその生活の指導に心かけると共に、工場醫、保健婦、保婦等と充分なる連絡をとり、之れを指揮して、夫々のもつ職責と特技を通し、一貫した目的を達成するやうに努めなければならぬ。

第三節 教養、讀書指導

工場事業場は勤勞女子青年達にとつて、よきにしろ悪しきにしろ謂はば花嫁學校である。そこに於ける勤勞生活と、そこで興へられる訓練によつて、未來の日本の花嫁の素質と資格が、形作られるのである。その意味に於いて、今日、少し數のまとまつた勤勞女子青年を擁する工場事業場では、大概何等かの施設を講じてその教育乃至教養を計つてゐることは喜ばしいことである。然し、それが若しも單に形式的に、お花や茶の湯や、或は裁縫、料理等の講習をするだけでも責任を果したかのやうに思はれてゐるとしたら、それはとんでもない間違ひである。それが眞に女子青年の身につき心に浸み入り、そしてさらに職場の作業や家庭の生活の中にそれが滲み出て来るやうなものでなければ意味をなさぬ。容間の生花は如何に素晴らしいとも茶の間や臺所はいつも塵芥箱のやうに穢くよごれてゐると云つたやうな華道、お客様の前だけは神妙にやつてゐるが、獨りになると平氣ではしたない振舞ひをやる、と言つたやうな茶の湯、之れでは何もならぬ。之れまでの女學校や花嫁學校の教育がそれであつた。眞の華道を學び茶道を修めたら、その形と精神が、直ちにその立居振舞ひにも現はれ、職場にも家庭の生活にも流れ入るやうな神髓の通つたものでなければならぬ。魂の入らぬ形式では駄目である。精神をそのまゝ

形に現はす精神と型との完全な一致、或は精神溢れて形となる、そこに「禮」の本義がある。

例へて言へば、このやうな眞實の教育と修養が、總ての勤勞女子青年に對しその職場で與へられなければいけないと思ふ。それは寧ろ躰けである。會つて日本に於いては家庭の躰けが最も喧しく云はれ、殊に婦道と云ふものは殆ど總て此の家庭の躰けで培はれたものである。今日では職場の躰けが生まれなければならぬと私は考へる。昔は臺所の揚げ板が曇つてゐるのは女の恥だとされた。その躰けはそのまま直ちに職場での機械や工具の手入れ整頓に通じる筈である。物を愛しみ粗末にしない日本の女のたしなみは、またそのまま工場での材料や製品の取扱ひに及ぼされる筈である。女子青年があることによつて、職場が常に美しく清らかに整へられ、和かな空氣に満され、仕事の段取りもうまく能率が上つてゆく、と云つたやうな力をもつ勤勞女子青年を躰けてゆくことが指導者達の責任ではあるまいか。

東京の某工場に於いてはその女子青年のために一週一〇時間、四年制の塾を設けてゐる。本科二年、専攻科一年、研究科一年であるが、その入學資格は、本科は國民學校高等科卒業業者、専攻科は本科卒業業者と四年制高女卒業業者、研究科は専攻科修了者と五年制高女卒業業者と云ふことにし、國民學校の卒業生も四年たてば高女卒業生と全く同じ資格になると云ふ仕組みである。職場に於いては、國民學校出と女學校出の間がとかくうましくゆかない。國民學校出は女學校出に對しひがみと反感をもち勝ちである。このひがみ心を無くさせるために、此の塾では四

年目には兩者を一緒に勉學させて同じ資格の免狀を與へると云ふわけである。教育鍊成と云ふことを本位に考へれば、本科二年で優に四年制高女出の實力に追いつかせられると工場側では信念をもつてゐると言ふが、職場での實踐生活と云ふことを考慮に入れば、之は可能であるかも知れない。然し學科時間の按配には更らに考慮を要するものがあるやうに思ふ。殊に裁縫、生花の如きを減らし國語、家政等の時間をもつと増すことが必要ではあるまいかと思ふのである。

〇〇塾要項

一、科並に教授及訓練期間及入學資格

科	教授及訓練期間	入學資格
本科	二年	國民學校高等科卒業業者及之に相當する素養ありと認むる者
専攻科	一年	本校本科卒業業者及高等女學校(四年制)卒業業者又は之に相當する素養ありと認むるもの
研究科	一年	専攻科修了者及高等女學校(五年制)卒業業者

二、學科課程及每週授業時數

本科(第一學年及第二學年共)

第八章 勤勞女子青年の母性保護

修身及公民科 (國民道徳大意、公民の心得、作法)	一時間
國語科 (講讀、作文、習字)	一時間
體操科、音樂科 (體操、競技、音樂)	一時間
裁縫科 (和裁、洋裁)	四時間
家政科 (家事一切の心得)	一時間
花道 (生花)	二時間
計	一〇時間
専攻科	
修身及公民科 (公民の常識、國民禮法の實踐)	一時間
國語科 (讀書指導、作文、習字)	一時間
家政科 (家庭科學)	一時間
裁縫科 (和裁、洋裁)	四時間
花道 (生花)	二時間
研究科	
國民科 (公民常識、國民禮法實踐)	一時間
國語科 (讀書指導、作文、習字)	二時間
家庭科 (家事實習、和洋裁、手藝)	五時間

花道 (生花)

二時間

右の他、此の工場では一般女子従業員のために、新しい工場婦人文化を育成すると云ふ意味で、繪畫と書道の會等の組織をもち、隨時生花や洋裁等の講習會を催し、また愛兒とお母様の集ひ等の類で家族との親睦を計つてゐる。然し、これらの工場のよき意圖も、若しその與へ方が勤勞女子青年達の勤勞生活と離れて單なる教育施設、單なる催物としてなされるのでは効果は期待されない。常にそれは職場に於ける勤勞、作業との有機的關聯の下に行はなければならない。例へば作業に於ける合理性や科學性は直ちに家政に於ける生活の科學化と關聯せしめられて生きた教育効果を生むし、生花や音樂や繪畫の藝術性は機械の均整美、ダイナミックな動き、リズム等々と結びつけられなければ意味がうすい。かくて一時間の講義も十時間の成果を教へることとなり得るのである。

(本章末尾追録参照)

右のやうな講義や講習會等の他に勤勞女子青年の讀書指導を行ふことは其の教育をはかる上に見逃すことの出來ぬ重要な問題である。讀書から得る知識と教養の効果の大きいことは言ふまでもないが、讀書は一つの習慣である。而かもそれにはよき方向を與へられることが必要である。即ちそれには正しい讀書指導がなされねばならない。支那事變以來、特に大東亞戰爭以來、一般に新聞の戰爭記事を読むことから一つの讀書習慣が養はれて來たやうである。殊に若い女性の讀書傾向の著しいものがあることは廣く認められてゐる。工場事業場の勤勞者に

於いても變りはない。青年勤勞者の場合に於いては男子よりも反つて女子の方が讀書を好む率が高く、女子一〇〇%、男子九〇%としてゐるものもある位で、その向學心は見るべきものがあることは、一般にも目立つところである。然しその値打ちは更に讀書の内容、何を好んで讀むかによつて決められるのである。

桐原博士の「青年の讀書に關する調査」其の一、「勞働青年の讀み物」によれば、結論として、

- (一) 現下青年學校生徒は男女共に新聞雜誌を多く讀んでゐる。
- (二) その關心は主として時局に向つてゐる。
- (三) 彼等の雜誌の種類は甚だ少い。従つて或る二、三種のものを非常に多數の青年が讀んでゐる。
- (四) 單行本は大部分大衆娛樂的讀み物に集中してゐる。
- (五) 書籍代として費す費用は非常に少い。
- (六) 圖書館の利用は、その整頓してゐる所ではよく利用されてゐるが、設備不十分な所では殆ど利用せられない。

と言ふことである。本調査には農村青年も含まれてゐるので、工場方面のみに限れば特に今日ではまた多少異なる結果が現はれるかも知れぬであらうが、何れにしても勤勞女子青年の讀書問題は、大體は此の調査の結果からも察せられるであらう。

工場事業場内には、是非共女子青年のためのよい圖書館を設けてほしい。そこに未來の日本の母として身につくべき必要な教養を與へる圖書雜誌を豊富に備へ、よく管理し、そしてよき指導者を置いて、絶えず指導するならば、勤勞女子青年達の正しい讀書習慣は形成され、よいものへの讀書慾は促進され、その結果彼女達の知識と情操は高められるのである。讀書研究會や輪讀會の如きもよい奨励方法であらう。

多くの工場に行つて見て、圖書室或は圖書戸棚があつても、その内容の殆どなつてゐないものが少くない。そんな風では特に勤勞女子青年の教養指導は望まれる筈はないのである。尙、此の讀書指導には先づ、女子勤勞者の年長者や先輩等の中によくある「本を讀むなんて生意氣だ」と云つたやうな、讀書好きなものを白眼視する風潮を一掃することが極めて大切であり、寧ろ職場全體に讀書を好む傾向風習をつくる必要がある。

第四節 慰樂、厚生運動

健康に楽しく働くことが最も仕事の能率をあげる所以であり、また健康に楽しく而かも仕事のはかがいくと云つた生活は逆に愈々その働く生活に楽しみを増し、やがてその人の品性にまで明るいものを與へて來る、と云ふことはわれわれが常識でも分つてゐることである。勤勞のよろこび、働くことによるこびを見出す、これが理想で

あることは今更説明するまでもない。然し此の分りきつたことは唯、その働く者に、働け働けと言つただけでは達成される筈のものではないのである。

氣持よく働かせなければ勤勞が楽しいものになりつてはならない。氣持よく働かせること——職場の環境、勤勞の諸條件、同僚間の親和力、その上に最も大切なことは指導者や上司の、従業員の勤勞に對する深き理解と誠心からの感謝、そして眞に働き甲斐を感じさせるやうな正しい取扱ひが必要である。人は己れを知るもののために死すこれは職場に於いても亦眞理である。人が認めてくれてもくれなくとも喜んで働く、と云ふことは正しい望ましい道はであるけれども、それは悟りを得た非凡の者にして始めて可能である。しかし自分を認めてくれる者のために身命を擲つて楽しく働くことなら誰にでも出来る。凡人にも出来るのである。指導者たるものは此の邊のことをよく考へて見なければならぬ。

生活と勤勞と慰樂とは、かくて別々のものではなくして、全く一つこととなる。勤勞を中心とした生活、勤勞から生まれる生活のよるこび、かう云つた生活に總ての人の生活がなれば問題はない。然し現實は仲々難しい。慰樂は勤勞生活の外にあるべき筈ではないけれども、やはり現實には必要なる慰樂を勤勞者に與へるやうに配慮しないわけにはゆかぬ。與へることが必要なのである。けれども其の場合にも叙上のやうな心構へは忘れてはならぬ。勤勞の生活に全く關はりをもたぬ別のを唯外部から持つて來るやうな、所謂くすぐりのやうな慰樂を

與へて、これで自分のところでは勤勞者に慰樂をしてゐると濟ましてゐる工場事業場があつたらそれこそ笑ひ草である。そんなことで、眞に勤勞者を勵まし、喜ばせ、向上させることなど出来る筈がない。やはり眞の歡びは勤勞者自らの裡から生み出させるのでなければならぬ。

ただ、そのためには適當なる指導が要る。音楽にしろ、繪畫にしろ、演劇にしろ、映畫にしろ、凡そ勤勞者の生活を慰めその教養を高めることに役立たせるためには、單に外部から之れを與へるだけでは其の場切りのことになつてしまふ。

例へば、音楽ならば勤勞者達が自ら之れを理解し、自ら之れを歌ひ奏することによつて始めて眞の樂しみを得ることが出来る。そして更に他から與へられた歌詞や曲を演るだけでなく、勤勞者達がその自己の勤勞を通しての體驗と感銘によつて創作した歌と曲を演ずるところまでゆかねばならぬ。而かもそれは勤勞者の中の一部好事家だけが集つてやる選手の音楽、コンクールに入賞させるために工場も力を入ると云つた音楽團だけの音楽であつては駄目だ。勤勞者達が自ら創り出した歌と曲、それを全勤勞者が誰も一緒に歌ひ、一緒に奏でる音楽、かかる音楽が職場に興つたとき、全工場はその音楽によつて人も機械も楽しく力強く躍動する。仕事半ばに思はず一人が歌ひ出したはな歌にいつか全作業場の勤勞者達が聲を合はせ、その合唱はやがて機械のリズムに乗つて力強い大交響樂のハーモニーになつてゆく、と云つた、これは勿論夢だが、そんな場面があつてもよいではない

か。そのやうな工場の能率は素晴らしいに違ひない。かくてこそ音楽は勤労者達にとって眞に楽しい慰樂の糧となるのである。働く女子青年達に音楽を指導し、音楽のリズムとハーモニーによる作業能率の向上を計つてゐる工場のあることは前に記したが、眞に音楽を身につけた勤労者達は自ら情操の陶冶をされると共に、その音感に對して訓練された耳は、機械の少しの狂いをも聞き逃さないものであつて、故障や災害を未然に防ぐことにも役立つのである。

繪畫に於いても、ただ人の描いたものを觀賞するだけでなく、自ら描き出すことによつて眞のよろこびが得られる。最近生産美術の勃興見るべきものがあるが、勤労者が繪心をもつことにより、その作業場内に於ける機械装置のたたまひや、自らの製品にも今まで気がつかなくなかつた美を見出し、また美を興へてゆくことが出来るであらう。美的感覺の發達は物の平衡や均整に對して敏感ならしめる。それはまた作業のうちに生きて來ないではないのである。

演劇等についても同じことが言へる。芝居の觀賞も時にはよいが、やはり勤労者自ら演らせることである。それも歌舞伎や新派の既製舞臺演劇の眞似では意味がない。勤労者が自らその生産の場に於ける體驗に發して作つた脚本を自分達でやることである。その演劇の練習は一つの共同動作や集團行動の訓練ともならうし、その實演は全勤労者の共感をよび心のうるはいと勇氣を興へることに役立つであらう。

その他の慰樂に於いても同じことである。他から物を興へるのではない。附け加へるのではない。勤労者の生活と體驗の裡から生み出させ、之れをその全身、全生活をもつて受けとらせ、身につけさせることである。そこにこそ眞の勤勞文化が生まれる。かくて始めて、勤勞者の生活を高め、情操を純化し、能率をあげるところの眞の慰樂になるのである。

特に勤勞女子青年にとつて、その感じ易いまた動き易いその心情を、かくの如き正しい慰樂によつて、而かもその集團的享受によつて訓練し陶冶することは最も大切なことである。

工場事業場に於ける勤勞者の慰樂は、斯くの如く勤勞者が個々に、一人々々が銘々に楽しむものではなく、才勢の者が一緒になつて集團として、或は組織として、共に自ら行ひつつ楽しむものでなければならぬのである。それがとりもなほさず、今日一般に云はれる厚生運動である。

厚生運動は、大勢の者が互いに手をとり合つて一緒に、愉快に楽しく、濺潤とした元氣を盛り上げ、昨日の疲勞を回復し、明日の働く生氣を創り出してゆく運動であり、またそれによつて心身を鍛へ、情操を深め、教養を高め、生活を向上させ、勤勞國民として肉體精神共に健全なものにしてゆかうと云ふ運動である。それは運動であつて趣味ではない。然し今まで趣味として取扱はれて來たものも、その採り上げ方によつては厚生運動となり

得るのである。藝術も、藝能も、體育や遊戯も、武道も、趣味的なものも、凡そ人の楽しむものであれば何によらず、男でも女でも、それぞれの年齢に應じ、而かもそれぞれの環境に即した創意により、之れを皆一緒に自ら行ひ、互ひに楽しむところの厚生運動は、勤勞國民の活動力を養ひ、強めてゆく運動であるが故に、之れを巧みに指導してゆくならば工場事業場の空気を一變し、眞に生産能率を高めることが出来るのである。餘暇を上手に利用し、集團的な訓練によつて、勤勞者の楽しみを生み出し、品性を高め、精神力を強くし、知識をみがき、體格も健康もよくしてゆく—此のやうな方向に勤勞女子青年の厚生運動を導いてゆくならば、彼女達は勤勞することによつてゆがめられることなく、伸び伸びと、潑刺とした、而かも品位もあり社會性もある新しき時代の花嫁として立派に鍊成されてゆくであらう。徒らに對外的な競演等を奨励して虚榮心をあふるやうなことは反つて厚生運動の眞意に逆くものであることに注意しなければならない。厚生運動については厚生省内に日本厚生協會があつてその一般的な指導に當つてゐる。

然しながら、今日わが國の現状では、一體に工場事業場等生産面に於ける勤勞者の保健、教養、慰樂等、厚生文化施設に對する努力が未だ甚だ振はない實情にある。勤勞條件そのものが既に勤勞者の文化享受乃至文化的育成を妨げてゐることについては今は云はぬとしても、その經營費中に占むる文化厚生施設費の割合は極めて僅少に過ぐるのである。今、教育研究同志會が發表した「勤勞者文化の現状と其の諸問題」と云ふ資料によつて見

るならば、昭和十六年五月「内外社會問題調査資料」所載の「工場鑛山ニ於ケル厚生施設費支出状況」によると勤勞者一人當り一ケ年の賃金に對する同じく一人一ケ年當りの厚生施設費は、工場に於いて七・九%、鑛山に於いて七・八%、金額にしても前者三九圓、後者五一圓に過ぎない（五百人以上使用工場鑛山一、一四三に對する調査）。之れを一ヶ月當りにすれば僅かに三、四圓の程度である。而かも此の厚生施設費の内容を見ると、

工場		鑛山	
イ 青年學校その他の教育實施のための施設費	一七・八九%		六・二二%
ロ 購買會、物品販賣所等主として經濟保護施設費	二九・九八%		四九・七三%
ハ 病院、診療所、醫務室其他保健衛生施設費	四一・七六%		三五・一七%
ニ 慰安娛樂施設費	八・六〇%		六・五〇%
ホ 體育施設費	一・七七%		二・三七%

と云ふ有様で、教育施設費や保健衛生施設は主として勞務監督上規定された範圍内のものであり、慰安娛樂施設費及び體育費は合せても工場で一〇・三七%、鑛山で八・八七%、金額にして見ると工場では一人一ケ年當り四圓、鑛山では四圓五〇錢と云つた實に貧弱な實情である。即ち、此の點に對し事業者側の深き反省と一層なる努力を望まずにはゐられない。勤勞者の、殊に女子勤勞者の戦時下勤勞への覺悟と心構へは出來てゐる。之れに對し産業經營者側の認識と心構へが、若しも今日尙右の數字の示す如くであるとすれば、其の眞意を疑はれても致

し方ないであらう。

第五節 家庭の指導

勤勞女子青年の健康を護り、その精神を高くし、情操と教養を深め、よく日本の妻として母としての資格を育成するためには、工場事業場内に於ける施設のみをもつてしては不十分である。工場事業場から一步外に出てからの生活、家庭生活、特に家族の人達の生活の在り方が正しくなければ、彼女達の指導は完きを望み得ない。職場に於ける指導が如何によくても家族全體の生活が誤つたものでは打ち壊しである。職場に於ける生活が如何に楽しいものであつても家庭生活が暗いものであつたら、彼女達の精神は純真明朗には保ち得ない。家庭が面白くなければ、工場の歸へりに映畫を見たり、朋輩と遊びに行つたりすることも繁くなる。そこから誘惑の手は伸び悪の芽が生へる。家庭の躰けが目茶苦茶であつたのでは職場での教養も實を結ばれ得ないのが當然である。

そこで女子勤勞指導者はどうしてもその女子青年一人々々の家庭の事情を知悉し、家族殊に両親と知り合ひ、必要があればその生活の相談にも乗り、援助の手も貸し、そして正しい生活の指導をしなければならぬ。大切な

人の娘を預つてゐるのである。面倒をいとはならない。

家族の者たちは、その働く娘の働く使命についてはつきり理解すると共に、仕事そのものについても知り、そして温く送り迎へ、いたわつてくれなければならぬ。家庭こそ正しい人達の作りなす明い温いわが家、憩ひの家でなければならぬ。そのやうな家庭に、娘達の家をしてゆくことは指導者の大きな任務である。

之れは直接女子勤勞青年のためにはないけれども、東京の某工場では、その勤勞者の能率増進、災害防止の目的を以つて家庭と連絡を圖り、特にその主婦の努力と協力を訴へてゐる。安全連絡書の名による家庭への依頼状は、女子の指導のためにも必要な内容を含んでゐるから参考として掲げよう。

安全連絡書

御家庭の皆様へ

(一) 一家はいつも健康に楽しく、一日外で働く者にとって眞に心身の安息所として、嬉しいにつけ、悲しいにつけ、いつでも家庭を想ひ出すと云つた所に致しませう。

(二) 親兄弟は自分の子供や弟が出勤する時には「さあ元氣で行つてお出で」といふ氣持で送り出すようにし、些細のことから出掛るもの心を傷ましむるような事は極力避けて載きたいと思ひます。又歸宅の時は「どうも御苦勞様」と例へ口には出さなくとも其の心で迎へ取つて頂きたいものであります。特に主婦は主人の送り迎へに注意し、ことが

大事の場合と考へて、少し位の心配事は顔に出さぬよう、朝は機嫌よく笑顔で主人を送り出し、夕はきちんと家を片づけ、心をこめた晚餐をととのへて楽しい氣持で迎へるようにならねばならぬ。きれいに水打ちした玄關先には愛兒の小さな履物がきちんと揃へられ、奥には楽しい夕餉の膳が待つてゐる、と云ふ風にしたらば、それがどんなにか主人の心を引立て且つ働き甲斐を感じさせることでありませう。

(三) 主人の留守の間はその安全を祈りながら、主婦としてのつとめを果し、立派に家庭を護つていただきたい。そうすることが主人を安全に護ることに最も力があるばかりでなく、惹いては家庭全體を幸福に導く鍵であります。

(四) 主婦は常に修養に心掛け、いつも主人と共に進むよう、そして主人にとつて最も信頼すべき且つ最も話のわかる相談相手になつて下さい。

(五) 子供のことには主婦が全責任をもつて引受け、その健康上、教育上、主人をして何等後顧の憂ひなからしむるよう努力して下さい。

(六) 右のようにして平和なそして健康な家庭を建設することが、唯單にその家庭の幸福のみに止まらず、國民として立派な奉公だといふことを忘れないで下さい。

(七) とにかく、或る學者の如きは製作所災害の八割五分迄は實に家庭の不和に起因するとさへ發表してゐる程であります。家庭生活と工場災害との間には非常に密接なる關係がありますから、どうぞその點くれぐれも御注意あらんことを希望致します。

第六節 結婚指導と奨励

わが國に於ける人口問題の重要性については既に述べたところであるが、政府は人口政策確立要綱を定め、昭和三十五年に於ける皇國人口一億確保をめざし、そのために現在國民の平均結婚年齢男二十八歳、女二十四歳であるのを、夫々男子二十五歳、女子二十一歳と三歳づつ早め、又現在一夫婦平均四兒であるのを五兒を挙げさせるやうにする等階般の方策を講じてゐるが、何と云つても結婚奨励、未婚者を早く結婚するやうに指導奨励することが第一であることは言ふまでもないであらう。

従來、職場に於いてはとかく既婚女子の就職を敬遠したり、また同一職場内の結婚は「お家の御法度」で嚴禁してゐたところが最近までは少くなかつた。現在ではかかる所は殆どないであらうが、それでも積極的に未婚者の結婚指導や奨励をやつてゐるところは未だ多くはないやうである。然し、これからは特に未婚の勤勞女子青年を擁する工場事業場内に於いては、努めてその指導奨励をすることが必要である。工場事業場が花嫁學校でなければならぬことについては既に繰り返したところであるが、ここで養成された花嫁候補が、現實によき結婚をすることこそ望ましいことではなければならぬ。そして結婚した女子がそのために勤勞を辭めることなく、引續

いてそこに働けるやうに勸奨し、そのために必要な施策を施さなければならない。

職場内に結婚の相談機関を設け正しい指導奨励をなすならば、勤労者の結婚に対する思想、觀念を向上し、却つて不純な戀愛關係や風紀問題を絶滅することにもなるであらう。職場内に於ける結婚相談機関としては産報内に結婚相談所を設け或は結婚指導委員の如きを置き結婚の斡旋に任ずるだけでなく、結婚指導精神の普及徹底、優生指導、結婚に関する迷信の打破、結婚仕度や儀式の簡易化による結婚費の節減等について懇切に指導し、或は未婚の男女を調査して積極的に結婚の勸奨をすることである。また外部の他の結婚相談所等と聯絡をとつて廣く配偶者を求めることもすべきであつて、青年勤労者の比較的少い所や、結婚當事者が同一職場内での結婚を差しがつて憚ると云つた場合には他に配偶者を求めた方がよい場合も少くない。斯くの如き結婚相談所の全國的な連絡機關としては厚生省人口局内に「結婚報國懇話會」が組織されてゐる。尙、東京産業報國會に於いては、産報國會は「新家庭から」と云ふ考へから、此の方向に積極的な對策を施し、結婚の調査相談所を設け、またその産報道場内に結婚式場及び披露會場まで設けてゐる。

産報結婚の要項

一、見 合——本會相談所と協議の上行ふこととし、場所、方法等については適當に御指示いたします。

二、婚 約——豫め御互ひの人物、血統などを調べ、厚生會優生結婚相談所健康診斷書を取り交した上で婚約に進みます。

三、結 納——婚約の大義ですから嚴肅に取り交します。時局に即し國債をもつてすることをおすすめ致します。

四、式 服——花婿は國民服又は平常服を用ひ、女嫁は留袖以下とし、儀禮章を佩用致します。參列者の服装も之に準じて簡潔に致します。尙、本會には産報先人の方々の心よりなしたる式服が備へてありますから、之を用ひて正しい盛運な御家庭にあやかつて下さい。勿論、各自御用意の式服を用ひることは御隨意です。

五、儀 式——本會所屬の産報道場内の神殿（祭神天照大神）に於いて奉式せられる方は本相談所備付の申込用紙に夫々御記入の上、定日（當分毎月十日及び二十日）の十日前までに御申込み下さい。儀式の費用は本會に於いて支辨致します。

六、婚 約 届 及 結 婚 誓 詞——結婚誓詞を作り家寶として永く保存致します。婚姻届は式場でそれぞれ調印をすまし早速届出を致します。

七、披 露——東京産報道場披露會場に於いて行ひます。費用は一人前壹圓均一、定員（新郎新婦共十人以内）に於て御引受け致します（赤飯、するめ、冷酒、菓子程度）。

八、結婚記念帳——結婚記念帳を作り、結婚に至るまでの経過、結婚式次第、參列者、祝辭、記念寫眞其の他を記念として保存いたしませう。

九、記念寫眞——結婚記念の御寫眞は大キヤビネ三枚一組五圓（焼増一枚七十五錢）です。

十、記念参拜——結婚記念のため神宮参拜をなさる方には御便宜をはかります。

1. 伊勢神宮参拜（費用凡そ金六十圓）

2. 香取、鹿島神宮参拜（費用凡そ三十圓）

3. 明治神宮参拜

十一、奉式の宿泊——新婚者の御希望により奉式後本會指定の宿泊をなすことも出来ます

追 録

奥むめお女史の主宰する「東京働く婦人の家」では、斯る職場に於ける勤勞女子青年のために、工場事業場側の需めに應ずる「出張講師團の派遣」と云ふ新しい試みをやつてゐる。此の試みを生むに至つた趣旨と、その講師團の組合せ一例を述べれば次の如くであるが、その趣旨は奥女史多年の経験を通じて得た勤勞女子青年指導に對する結論であつて、勤勞女子青年指導者の参考となるものと思はれる。

「働く婦人の家」の事業の二十年の経験を通じて到達したる私たちの結論

一、自由意志に集つて來る個人相手の指導はもはやその意義を失つたこと——今後は職場全體に働きかけて職場の

指導者の理解ある支援の下に恒常的なる生活指導をなす必要あり。

二、みづから求めて學びに來る程の人は放つておいても向上を目ざしてはげむものであるに反して、大多數の、求むる心なき怠慢者に對しては強制的に働きかける必要あり——このために職場は隨時全員を集めて講師を招き適當なる講習をなす必要あり。

三、時局柄せひ働く婦人に聞かせたき講目と、彼女らが自發的に多數集る講座との間にはひらきがある。例へば衣食住方面の實地の指導及び婦人禮法、衛生、栄養學等は半ば強制的に全員に聞かせ實行させたきものなれば職場講習に移す必要あり。

四、つとめさきの勤務時間の關係や自宅の所在地、經濟事情等に依りて志望を抱き乍ら外部の講座に通學することの不可能なるものも尠からず、職場の温き親心はこの缺陷を充たさねばならぬ。

五、職場に於て近來生花、茶の湯、習字等の簡單なる講座を開くもの尠くないが、それらが一貫したる指導方針によらず、又眞に働く婦人指導の熱意に燃えたる講師を得てゐるや否や甚だ心細き現狀にありと思はれる。「働く婦人の家」の講師團派遣はこの點特に責任を負ふものであり、ひきつゞき各般の指導相談に應じて各職場の厚生施設を生かしてゆくため微力をいたす覚悟である。

出張講師團の講目一覽(講師名略)

- 一、講演
 - 働く婦人の新生活設計、戦ふ國々の婦人の生活、働く婦人の戦時體制、その他
 - 二、家事
 - 新しき婦人禮法、婦人標準服の作り方、衣類の手入法、足袋の作り方繕ひ方、その他
 - 三、婦人衛生
 - 四、短歌の味ひ方と作り方
 - 五、茶道心得
 - 六、正しき食べ方、國民營養學
 - 七、廢品更生の實習
- 外に、簡單なる體操と舞踊、平易なる合唱と音樂指導(これは各講習ごとに三十分加へること)

第九章 戦時勤勞生活に於ける母性保護

——主として厚生事業の協力について——

工場事業場に於ける勤勞母性の保護が、到底その工場事業場内部のみに於ける施設のみを以つてしては完うされ得ず、その対策は更に女子勤勞者達の外に於ける生活、家庭に於ける生活にまで關聯し伸ばされなければならぬと云ふことについては、既に屢々述べたところである。勤勞者の厚生施設が自分の工場事業場のみに於いて完備してゐると嘯き、他の協力は不要なりとするやうな所の施策が決してうまく行つてゐないことに付いても指摘した。また職場内に於ける勤勞母性の保護と家庭との連絡については之も前に夫々ふれるところがあつた。

即ち、一步工場事業場の門を出づればその勤勞者達の生活は凡ゆる他の機關や制度や好意によつて護られなければならないのである。工場事業場側は此のことを忘れてはならない。これらの外部に於ける、即ちその土地に於ける近隣生活の在り方如何によつて、その女子の職場での勤勞生活に影響が如實に現はれて來るのである。工場事業場は、今までこれらの事實に餘り關心をもたなかつた。却つて時には外部からの働きかけを餘計なこと

やうに考へたり或は警戒したりもした。然し、よく考へればこれらの諸々の協力は、當然工場事業場がなすべかりしことを代つてしてくれてゐたものとも言へるのである。女子勤勞者の母性保護の任に當るものは、これらの事情についてよく知り、必要に應じ積極的に之れが協力を求め、また聰明に之れを活用すべきである。また必ずしも工場事業場に勤務しない者でも一般婦人の勤勞生活者は益々増加するのであるが、これらの者への母性保護施設も閉却することは出来ない。此の意味で、本章に於いては主として一般に社會事業と稱ばれてゐる厚生事業の此の面への協力活用について記すこととする。

第一節 厚生事業と其の協力

一 厚生事業の性格

今日専門家の間で厚生事業と稱ばれる仕事の中には社會事業一般と前に記した方面事業とが含まれるが、もつと廣く解釋する場合には刑餘者や不良少年等を扱ふ司法保護事業も、一般軍人援護事業も此の中に加へられる。方面事業については既に述べたからここでは繰り返へさぬが、方面事業をも含めて社會事業と云へば誰でも一概

に貧乏人に對する慈善救濟事業であると思ひ毛嫌ひするのであるが、事實は必ずしもさうでない。と云ふよりも今では寧ろ慈善救濟事業の部分よりも、そうでない一般勤勞者を對象とする仕事の方が多し位であり、中には全く貧富の別なく扱ふ仕事すらが社會事業と云ふ名のもとに行はれてゐるものもある。とにかく社會事業と一口に稱ばれる仕事は實に其の種類が多いのであり、内容が複雑多岐で、恐らく人間生活の萬般に亘つてゐると云ふことを先づ知らなければならぬ。

世の中には、世情の變轉と共に、個人生活の上にも社會生活の上にも色々な穴があり間隙がある。例へば小さな穴や間隙であつても誰かがそれを埋め修理をして置かなければ、やがてそれが個人生活の或は社會生活の崩壊の因とならぬとも限らぬものがある。而かも政府も社會も、誰も、此の穴、此の間隙を埋めてやらうとはしない。そう云つた時に何時も先づ飛び出して之れを埋めようとして來たのが社會事業家である。而かもその穴、その間隙は何時も必ずしも貧困な氣の毒な人達だけの問題ではないのである。

働く母親に子供の面倒を見られる者がないと言へば託兒所をつくり、大衆が醫療費が高くて困ると言へば無料や實費の診療所や病院を建て、結核を放つて置いては大變だと思へば健康相談所や療養所を設け、乳幼児の死亡率が高いと心配しては産院や乳兒院を開き、或は保健婦事業を始め、貸家がないと閉けば住宅經營をやり、婦人も働く必要があると云はれれば授産場を計畫し、勤勞者や學生に榮養が攝れないと心配しては公衆食堂を始め

める、と言つた具合である。そして民間の社會事業家はこれらの仕事を獨力でやりながら一方其の重要性を政府に訴へる。政府や市町村等は漸く成る程と氣付き、民間の経験で大丈夫だと思へば之れを官公營としてやり始め、或は法制を設ける、と云つたやうに、社會事業家が始めたが故に一括して社會事業の分類の中に含められてしまつてゐる仕事が多々増して來たのである。

尤もこれらの仕事は當初主として、貧困者と云はれ、無産者と云はれ、労働階級と云はれる人達が對象となつたものが多い。然し時世が移るにつれ、又仕事が発展にするにつれ、これらの特定階級のけじめがはつきりなくなり、何れは有産階級の人達にも必要だとされるものも多くなつて來たのであるが、殊に今日では生活上に困ると云ふ者は必ずしも金を持たぬからと云ふことではなくなり、又勤勞と云ふことが金錢のためではなくなつて、謂はば勤勞階級は最早特定の人間の集團ではなく全國民が勤勞階級になつてゐるのである。従つて社會事業—厚生事業の仕事は愈々相手が擴大されて來たのである。

社會事業が厚生事業と稱ばれるやうになつたのは昭和十三年に厚生省が創設されてからである。厚生省は「國民生活の安定」と「國民體位の向上」と云ふ二つの大目標を掲げて店開きをした。ところが厚生省の所管する仕事を見ると、殆ど其の總てが従來社會事業が手がけて來たものだつたので、そこで社會事業も其の目指す根本の理念を厚生省のそれと同じものに定め、慈善事業臭い社會事業と云ふ名稱も新に厚生事業と改めようと云ふ氣運

になつて來たわけである。尤も此の名稱は公けに改變されたものではなく、一般に常識的に用ゐてゐるに過ぎないのであるが、既に府縣廳や市役所等で社會事業を所管してゐた社會課は何れも今日厚生課と改められてゐる。

二 皇室と厚生事業

厚生事業と名稱は變へて見ても、やはり社會事業は何か慈善恩惠事業的な特殊な仕事の如く一般に考へられ、仕事の精神は認めても自分だけは關係すまいと敬遠される傾向は變らない。然し、世間の人達の評價の如何に拘らず、社會事業の關係者達は摯々として世のため人のために情熱を傾け、信念をもつて下積みの奉仕をたゆみなく續けて來た。そして、そこにはいつか専門的な知識と技術とが、重ねられ、累積されて來たのであつて、今日では「社會技師」とまでよばれる位に高度に専門化した權威をもつに至つたのである。

然しながら、わが國の社會事業の淵由は、長くも宏大無邊な皇室の御仁慈に基いて發し、現に皇室の優渥なる御庇護の下に發達して來たのである。今日尙、毎年少からぬ御内帑の資が社會事業のために下賜あらせられて居ることは誰も知るところである。億兆齊しく陛下の赤子として其の所を得ざるものなきを期し給ふ、大御心を奉體し、其の徹底を期して畫策實踐するところに、社會事業の眞髓があり、その進る信念と情熱が生まれるのである。

三 厚生事業の内容

二九八

茲に参考として厚生事業の中に包含される仕事を列挙する（中央社会事業協会の分類）。

- 1 厚生事業の統制及び聯絡機關
厚生事業行政（厚生省、地方厚生課）
厚生事業の聯絡及調査研究（中央社会事業協會、地方厚生事業協會等）
- 2 救護事業
救護法に依る救護、任意救護、行旅病人及行旅死亡人救護、罹災救助、戦時災害保護、東北振興事業
- 3 軍人援護事業
軍事扶助法に依る扶助、其の他の軍人援護、傷兵保護事業
- 4 方面事業
經濟保護事業
住宅供給並に改善、公營賣屋、公營市場、共同宿泊所、公設食堂、公設浴場
- 6 職業保護事業
失業應急事業、職業紹介事業、授産事業、職業輔導事業、失業共済及失業保險、失業者更生訓練
- 7 醫療保護事業

- 8 兒童保護事業
醫療保護法による保護、一般救護、精神病者の監護、結核の治療及び豫防、癩の豫防、花柳病の豫防、トラホームの豫防、寄生蟲の豫防、麻薬中毒の治療、保健所及び保健婦其の他の保健向上施設
- 9 社會教化事業
乳幼児保護事業、母子保護事業（母子保護法）、虚弱兒童保護事業、貧困兒童保護事業、學童給食事業、少年職業指導、勞働少年保護事業、兒童虐待防止事業、少年救護事業、不具其の他異常兒童保護事業
- 10 隣保事業
融和事業（同和事業）、共和事業（半島人）、一般社會教化事業、禁酒運動、廢娼運動
- 11 司法保護事業
釋放者保護事業、思想犯保護、不良少年保護事業

極めて大雑把に總括的な分類をして見ても、社會事業或は厚生事業と稱ばれるものの中には大體右のやうな仕事が含まれてゐる。或は現在の實情から見て既に多少の消長あり、中には今日方向を變更した仕事も一部含まれてゐるが、日本全國にはこれらの仕事为官公私大約一萬施設、方面委員の数は八萬五千に上つてゐる。

これらの仕事の中には、勤勞母性の保護に付いて直接間接關聯の深いものが多いのであるが、殊に醫療保護や兒童保護、或は隣保事業等には幾多の關係施設が含まれて居り、又方面委員の中にも約二千の婦人委員があつて

婦人の保護専門に當つてゐる。

三〇〇

今、之れをもつと具體的に分り易くするため、施設の名稱による内譯を掲げて見る(厚生省分類)。

- 1 厚生事業に關する機關
聯絡統一機關、調査研究機關、職員養成機關、方面委員、方面委員後援機關
- 2 兒童保護
妊娠婦保護(産院、巡回産婆)、乳兒保護、乳幼兒晝間保育、育兒(孤兒)、兒童健康相談、不具兒童教育及保護、虛弱兒保護、虐待兒童保護、貧兒教育(育英)、勞働兒童教育及保護、救護教育(不良兒)、少年性能鑑別、幼少年一時保護(家出放浪等)、低能兒及白痴教育、吃音矯正
- 3 經濟保護
小住宅經營、共同宿泊所、公益市場、簡易食堂、公益浴場、公益質屋、授産場
- 4 救護
居宅救護、院內收容救護、不具被疾者救護
- 5 醫療診療
病院、診療所、委託診療(診療券)、健康相談所、精神病院、結核療養所、癩療養所
- 6 其他
隣保館(方面館)、人事相談、婦人保護、母子ホーム、父子ホーム、病者慰安、助葬、社會教化等

茲に掲げた施設の一ヶ年に使ふ經費は民間私設のみで約八千萬圓の巨額に上つてゐるのを見ても、此の社會事業の活動が相當大きなものであることが知られるのである。今茲にこれらの施設の内容を説明することは省略することとするが、これらの中には勤勞母性保護のために直接協力を得て之れを活用し得る適切なるものが少くない。勤勞母性保護の指導者は一應も二應もこれらに付いて知つて居るべきである。これら厚生事業の監督或は連絡は、中央は厚生省各局課(特に生活局保護課)、地方は道府縣廳及び地方事務所或は市役所の厚生課(若くは兵事厚生課)、また特に連絡機關としては中央に中央社會事業協會及び全日本方面委員聯盟(共に東京市趣町區三番町)、地方廳内に道府縣厚生事業協會及び方面委員聯盟があり、又私設團體のみの大日本社會事業報國會(本部、日比谷、市政會館内)及びその地方支部がある。

四 厚生事業の協力

銃後國民のもつ力の一切を、刻下要請せらるる最大の急務たる戰爭産業の生産力増強のために傾注すべきときに於いて、厚生事業陣營も亦その總力を生産増強に捧げて欣然協力すべきことを決意した。生産増強に厚生事業が協力すると言へば、それは言ふまでもなく勤勞厚生に於いてであることは明らかである。

今日工場事業場に於いて、また農村に於いて、その生産の増強を期するためには、先づ勤勞々務者の生活力を

培養育成することが先行条件であり、厚生施策が整備補充せらるべきことは説明するまでもない。工場事業場に於ける厚生施策は今や一工場一事業場に於ける私事ではない。まして一工場の利害のために資本家的な温情主義で御座なりの厚生施設が行はれて済まされるときではない。

然るに、何と言つても今日の情勢は、政府及び産業側共に、直接生産設備の擴充や當面急務なる勞力の充足に逐はれて、その勤勞者の厚生福祉に遺憾なきを期する暇なき憾みなしとしない。殊に中小工場事業場の場合に於いて、未だ殆ど何の見るべき施設も行はれてゐない現状である。それに、勤勞厚生の仕事は、一見直接生産の事業とは全く色合の違つた、特別な専門的知識と技術とを要するものであるから、生産人にとっては畑藪ひの觀もあつてとりつき難いのもまた今日の事情に於いては己むを得ない。

之れに對し、方面事業をも含めた社會事業、厚生事業は、既述の如く、極めて廣汎な、工場事業場に於いて必要な厚生施策の殆ど全部を含む多方面に互つて、今日まで長い間、黙々として社會の下積みの人達の生活を護り、國家社會の理解や支援の薄き時にも、獨り信念と情熱をもつて、困苦と缺乏に堪へながら尊い奉仕の仕事をつづけて來たのである。そこには豊富な知識と技術がある。今こそ、此の社會事業の、厚生事業の、そのもてる大きな情熱と愛情と知能と經驗とを傾けて、直接工場事業場の中に流し込み、以つて、勤勞者の厚生福祉を完うし、生産增強の機能に役立てて貰ふべき時である。

斯る意味に於いて、厚生事業は既に率先生産への協力の決意を示してゐる。然るに此の絶好の時機に於いて、厚生事業と工場事業場側と、この兩者の結び付き、協力の幾分の難色のあるのは寧ろ工場事業場―生産者側である。それは厚生事業に對する誤解と偏見に發してゐるかの如く考へられる。即ち厚生事業は貧困者のみを取扱ふ慈善恩惠事業なりとして之れを毛嫌ひしてゐる様子が見られるのであるが、然し、日本の時局は、小異を捨て大同に就き、凡ゆる部門の總力を結集協決して一意戰爭必勝のために邁進すべきときである。工場事業場側に於いては、その勤勞者に對する厚生施設の不備なことが明らかである以上、手を開いて此の厚生事業側の協力を受け容れ、その知識と經驗を活用すべきである。

厚生事業の側に於いては、刻下有能なる勤勞國民の培育のために、その生活力強化のために、そして今日唯今の生産增強のために、その些かでも附隨してゐる殘滓を捨て、社會事業臭味を拂拭し、新しき體制を整へ、内容を整備補充し、そのもてる人的技術的能力を擧げ、精神力を傾倒して協力御奉公しようとする準備をすすめてゐる。厚生省に於いても既に此の厚生事業の新しき生産への協力の方針を確認し、近く地方長官に對して方針を指示すべく準備を整へつつあり、また産業報國會本部に於いても其の趣旨に全幅の賛意を示し、之れを受け容れるために適當なる措置をとらんとしてゐるのである。恐らく本書の刊行されるまでには何等かの實踐が出發されることであらう。

此の兩者の結合を最初に提唱したのは大政翼賛會であるが、翼賛會に於いては、此の新しい運動の實踐のために各適當なる地域に廣く關係者を以つてする連絡委員會を組織し、此の組織によつて兩者の協力に關する一切の斡旋を行はしめることを最も適策なりとしてゐる。

即ち道府縣及び市區町村夫々生産施設の集中する適當なる地域に於いて、地方廳の厚生課、勞政課、職業課等の關係官、警察當局、産業報國會、大政翼賛會、厚生事業協會、方面委員聯盟、社會事業團體、工場事業場、學校、役場、部落會、町内會等の如き關係者をもつて戰時勤勞厚生連絡委員會を組織し、積極的に兩者を結合協力せしめ、更に當該地域の全面的な戰時生活厚生を期せんとするのであるが、同委員會の主なる任務は次の如きものであるとされる。

- 1 産業施設と厚生事業施設との結合協力の促進
- 2 工場厚生施設の設置及び運営に對し厚生事業團體側の施設及び人的技術的要素の参加協力の斡旋
- 3 勞務動員のために必要なる勤勞者の生活援護に對する厚生事業の協力斡旋並に指導
- 4 國民皆勤運動に對する厚生事業の協力斡旋並に指導
- 5 厚生事業施設經營に對する産業施設側の協力に關する連絡斡旋

6 厚生事業施設の能力調査及び登録

7 厚生事業施設の整備擴充に關する指導

8 工場其他産業施設に於ける厚生施設の實情調査並に指導

9 工場勞務管理者の再教育及び養成

10 勤勞厚生施設に對する女子勤勞奉仕活動の協力斡旋

而して右の協力の實際には、(一)工場事業場に於ける厚生施設の企画、設置及び運営に對し厚生事業側に於いて全面的に参画し協力すること、(二)右に付き可能なものは厚生事業側に全部の委託を受け責任をもつて之れを遂行すること、(三)現在ある厚生事業側の施設を利用し産業側勤勞者の厚生に付き委託を受けること、(四)産業側の厚生施設の運営に付き厚生事業側より専門人を派遣、指導し協力せしめること、(五)産業厚生施設の従事者を厚生事業側に於いて養成して供給すること、而して(六)産業側に於いては斯る厚生事業側の協力を對し必要な經費を負擔すること、等が不取敢考へられるのである。

大政翼賛會が昨年十二月東京に於いてまた本年一月大阪に於いて夫々開催した本件に關する戰時勤勞厚生協議會に於ける附議事項を参考として掲げて置かう。工場事業場等産業施設側に於いて、特にその女子勤勞者の母性保護に關し、厚生事業側の協力を求め、その専門的な知能と技術を有効に活用されんことを希望してやまないの

である。此のことについては地方廳の厚生課若しくは厚生事業協會に連絡するならば直ちに必要なる協力が得られる筈である。(本項に關し本章末尾追録参照)

大政翼賛會主催戰時勤勞厚生協議會附議事項

- (一) 戰時産業に於ける生産増強のため生産施設に厚生事業施設を直接結合協力せしめ、以て産業地區の郷土的設備を完備すること
- 1 厚生事業の施設、従業者及び技術(經驗)を工場厚生施設の設置及び運営に参加せしむること(工場内及び工場外部に於ける勤勞者、並に中小工場勤勞者のための厚生施設)
- 此の場合、厚生事業側に於ける活用可能能力の調査(施設及び従業者、在來取扱ひ對象との關係)
- 2 厚生事業の經營經費に對し工場側に協力せしむること
- 3 以上に付き工場及び産報側と厚生事業側との結合を斡旋する組織を設けること
- 4 勤勞國民の生活援護に付き厚生事業を協力せしむること(町會、隣組組織との關係)
- 5 農山漁村の生産増強に付き厚生事業を協力せしむること(部落會との關係)
- (二) 國民皆勤運動に對し厚生事業を協力せしむること
- 1 未活用勤勞勞力(特に女子)動員に伴ひ當然必要となるべき家庭生活の援護(前項4に關聯)
- 2 徵用工員の留守家族援護

- 3 少年工及び女子勤勞員の保護及び指導
- 4 潜在勤勞力(特に厚生事業の對象たる保護少年、盲、聾、身體不自由者、精神薄弱者、老齡者等)の活用と其の保護及び指導
- (三) 上掲の如き厚生事業の活動に對し女子勤勞報國隊、女子親切部隊、女學校勤勞報國隊等を協力せしむること
- (四) 生産施設と厚生事業施設との結合協力に關し、不取敢都市工場關係地域に於いて實施すべき事項
- 1 不取敢適當なる特定工場或は特定地區の數工場(中小工場)と特定厚生事業施設團體との連携を斡旋し、具體的に協力の實をあげしめ、實踐の緒を拓くこと
- 2 同時に右を組織的に行ふため、厚生事業側の體制を整備せしむると共に、之が協力斡旋のため、大政翼賛會地方支部は地方厚生事業協會と協力し、地方廳厚生課、職業課、勞政課等關係各課の監督指導の下に産業報國會、主要工場、事業場、主要社會事業團體等關係者をもつてする戰時勤勞厚生連絡委員會を設置すること(第一項の3に關聯)
- 3 厚生事業施設の能力を調査し之が登録をなすこと
- 4 厚生事業施設の擴充を計ること(寺院、轉廢業商店建物等の利用、女子勤勞報國隊、女學校報國隊等の動員協力を求むること)
- 5 厚生事業従事者の鍊成及び再教育を行ふこと(戰時生産増強及び戰爭産業勞務に對する認識、慈惠的臭味の拂拭等)
- 6 厚生事業に對する社會的評價の向上を計り一般に對し厚生事業の新しい國家的任務を周知徹底せしむること

- 7 必要に應じ關係者の協議會を地方別に開催すること
- 8 特に厚生事業側及び工場側の意志疎通を計り相互協力を促進するため地區別懇談會の如きを開催し、以て産業郷土建設に資すること

(備考) 厚生事業施設の主な活用面

- 1 託兒所、育兒所、産院
- 2 購保館、宿泊所、共同炊事(食堂)、授産場
- 3 少年保護施設
- 4 診療所及び病院、結核療養所
- 5 方面委員
- 6 障、盲其の他不具者及び老弱者保護事業
- 7 其の他

第二節 産業郷土建設の理念

——地域厚生組織のこと——

前節に掲げた大政翼賛會の協議會附議事項の最後に産業郷土の建設と云ふ言葉がある。之れは桐原厚生部長の

發意によるものであるが、工場事業場に於ける勤勞者厚生施設が、その厚生施設本來の目的を達成するためには最早單り工場事業場内部に於ける施設のみではよく機能を果し得ず、結局其の工場事業場が所在する土地—地域の協力を得るに非ざれば眞に勤勞者の保護厚生を完うし生産増強の實を擧げることとは出来ない。従つて其の土地全體が當該産業場の生産能力を擧げるために協力する體制をつくらねばならぬ、とする意見である。

工場事業場等の生産施設が傲然と君臨し、土地に繁榮の餘惠を施してゐたのは昔のことである。今日では工場事業場の存在する土地では逆に、物資に於いて、住宅に於いて、氣風に於いて、或は迷惑を被る場合の方が反つて多いかも知れぬ位である。それはともかくとして、今日工場事業場は、その完全なる運営のために、殊にその勤勞者の生活や厚生福祉について、土地の全面的な厚意ある協力を得なければやつてゆけない實情にある。勤勞者の住居にしろ、保健施設にしろ、慰樂や文化施設にしろ、また生活物資にしろ、其の土地の温い支持と援助なくしては、解決されないものである。

即ちそこで、工場事業場と土地は相協力して、其の土地其の地域の一切の機關、凡ゆる力、全住民が一意當該工場事業場を自分達のものとして、その生産力増強のために献身努力するやうな體制を急速に整備すべきである。斯くてこそ始めてその工場事業場の勤勞者は眞に温く援護せられ、その生産能率はぐつと高められるに至るのである。而して厚生事業施設の生産への協力もまた、理想的にはかかる土地との關係に於いて、即ち産業郷土建設

の一役を買ふものとして實踐されるのでなければならぬ。その土地の機關の一つとして、組織の一部として、土地との關聯のもとに生産場へ結びつき、其の勤勞者厚生施設に參劃し協力するのである。即ち既述の産業施設と厚生事業施設とを結びつける戰時厚生事業連絡委員會もまたかくの如き考へ方のもとに、工場事業場も、そして厚生事業施設も、何れも自己の土地のものとして土地全體の參加協同により連絡せられ、斡旋せられ、且つ運営されてゆかなければならぬのである。

斯くて工場事業場も、その勤勞者も、またその一切の厚生施設も、何れもみなその土地その郷土のものなのである。郷土と郷土の人達は、何を指しても自分達の郷土の生産増強と言ふ國家至上の命令に應ずるために欣然として協力するのである。ここに産業郷土建設の理念がある。

而して、かかる産業郷土の理念が確立するとすれば、例へそこに工場事業場がなく共、その居住民が今や一人残らず勤勞國民であると云ふ意味に於いて、町も農村も何れも産業郷土に異りはない。今日全日本の國民は勤勞者以外の何ものでもあり得る筈がない。とすれば、その全居住者の生活厚生を完うし、その生産能力を高め、民族力を強化昂揚することは偏へにその土地その郷土の責務でなければならぬ。土地の總力をあげて居住者の厚生福祉を期することは當該地域の當然なすべき責任である。

そこで、區なり町村なり、或は町内會、部落會の範圍に於いて、その地域内に生活し或は存在する總ての、廣

く健民厚生に關係あり、或は熱意を有する機關と人間とが一體となつて土地の厚生を期する組織を結成するのである。そこには單り保健醫療や體育關係者のみならず、町内會部落會の責任者はもとより、方面委員も社會事業施設と人も、警察當局も、學校の教師も、壯年團員も、婦人會員も、宗教家も、工場事業場の經營者も、其の他凡ゆる指導者或は關係團體や機關が、總てが一つになつて當該地域とその居住民の厚生問題を考へ之れが對策を講ずるのである。また厚生省其の他の政策なり行事なりが實踐される場合には、此の土地の厚生組織が之れを受け、土地の實情に最も即した實施案を作り、そして之れを相協力して實踐し、或は國民運動として展開するのである。此の組織を假りに〇〇厚生團として置かう。

同じやうな意圖の下に、大政翼賛會は此の度健民運動綱要案と云ふものを策定してゐる。本要綱は未だ最後の決定を見たものではないが、近く關係官廳の協議を経て實施される豫定である。同要綱案によれば、總ての部落會町内會には健民部或は厚生部が設けられ、また五十人以上の雇傭人ある職場には健民會を組織し、此の兩者を健民運動の實踐體とする、そして更にその指導體として廣く關係者を網羅する健民運動協議會を中央及び道府縣市の地域にまで常置することになつてゐるのである。町村の地域では町村常會をして之れを代行せしめる。これらの組織の目的は「強兵健民を目的とする諸方策の念速且つ強力なる具現と之れに呼應する國民の深き理解

と共鳴とに基く實踐」を展開することであり、その組織方針は、

(一) 質實剛健にして明朗なる生活態勢の確立に依る皇國民の心身一如なる向上發展を目的とする自主的國民實踐組織を整備すること

(二) 政府の指導の下に大政翼賛會は健民運動に関係ある凡ゆる團體を結集し健民運動の實踐の徹底を圖ること

である。而して此の要綱案に基く實踐體は健民運動の徹底を圖るために大體左の如き事項を實踐すべきものとされる。

イ、皇國民族精神の昂揚

ロ、國民體力検査其の他健康診断の徹底

ハ、體育武道の振興

ニ、健民修練其の他體力向上に関する措置の勵行

ホ、結核、性病其の他疾病預防生活の確立

ヘ、母子保健の徹底

ト、出生増加の奨励及び結婚の奨励斡旋

チ、栄養の改善

リ、質實剛健にして明朗なる國民生活の確立

右によれば、此の健民運動組織に於いて實踐され指導される健民運動は相當廣汎國のものであり、狹義の健民運動ではないことが明らかである。即ち地域職域による此の健民運動組織は、前述の地域内に於ける凡ゆる厚生施策を擔當すべき厚生團の仕事をそのまま擔當し得るものとも解されないことはない。特に此の健民運動組織の任務として、母子保健の徹底其の他勤勞母性保護に關聯ある事項がかなり含まれてゐるのである。

何れにしても、時局の推移に伴ひ、總ての女性もまた、その工場事業場に勤くと否とを問はず、齊しく勤勞母性以外のものではなくなるのである。而かも生活一切は愈々戰時色に塗りつぶされ、いや應なしに徹底した戰爭生活への切り替へ及び確立が要請される。そしてそこには當然、物資の共同購買や共同炊事等の實施が必須となる。單獨では生活が出来なくなるのである。更にまた、勤勞體制が促進すれば、乳幼児の共同保育や學童の共同保護、或は共同家政婦設置（若しくは勤勞奉仕等による家政援助制度の實施）等が考へられる。これらに伴ひ全面的な生活切替へ指導等も必要になるであらう。また各校の生活上の指導や援護も必要になつて来る。

而してこれらの必要に對し、地域の厚生團は自主共同の精神をもつて一致協力し、地域のごとは地域内で、の

方針の下に一切を處理してゆくのであるが、此の場合、特に勤勞母性の保護に對し、厚生團組織の中の方面委員や社會事業家の専門的な知識と經驗技術は非常に役立つであらう。

健康運動組織が果してかかる産業郷土的な地域厚生役を果すかどうかは未だ不明のことであるが、何れにしても今後國民の戦時勤勞生活の實踐徹底に當つては、最早政府や民間の個々の對策や援助では間に合はぬ。どうしても國民が自主的に相互協力によつて自ら處してゆくのでなければ、眞の解決が見られ、生活力が涌き上つて來ることは難しい。ともかくも、斯る組織がつくられた場合、そこには厚生事業關係者の大きな活動分野が開かれてゐるのであり、斯くて勤勞母性の保護と云ふことも其の邊に最も大きな據りどころがあるべきである。

即ち、工場事業場に於いては、特にその女子勤勞者の保護指導の徹底を期するため、進んでかかる産業郷土的な地域組織の促進に努め、その協力を得、之れが活用を圖るべきである。今日は最早單りで事をなすべきときではなく、誰も彼も力を協せ心を合せ、一緒になつて一つのこのために努力しなければならぬ秋なのである。

右の如き勤勞者の厚生と産業郷土建設の關係について、その方向を示唆する實例を、新聞記事の要旨によつて紹介する（昭和十八年三月九日、毎日新聞大阪版）。

「舞鶴海軍によつて日本一と折紙を附けられた徴用工員村が海軍技師と村民の涙ぐましい努力によつて舞鶴軍港を距る西方七里の山間にうち建てられた。京都府加佐郡有路村にある舞鶴建築部の「有路宿舎」がそれである。此の宿舎は、海軍技師

杉本宗二郎氏が會堂、同夫人千代子さんが副會堂格となつて〇〇名の徴用工員を統率し、産業第一線に挺身せしめてゐる。此の宿舎では決して物が紛失したり喧嘩口論などもなく、誰一人不平を云ふ者もなく全員一家族、極めて模範的なものであるが、ここまでするには杉本夫妻の献身的な努力と村民の温い協力があつた。杉本氏夫妻は、此の宿舎を立派に運営し工員をしてその全力を生産増強に發揮せしめるためには、先づ村の人達の理解と協力を得ることが第一であると氣付き、機會ある毎に徴用工員の國家的使命を村民に説き、慰安の映畫會や紙芝居等のある時は三百戸の全村民も一緒に招待して村民と工員との接觸を圖り、また千代子夫人は村の女子青年團や婦人會の料理等の講習會には自ら講師等として奉仕し、また紙芝居をもつて部落の常會に手傳ふ等努力を重ねた結果、次第に村民の心をつかむことが出來、殊に村長夫人大槻已江子さんの理解ある協力の下に、全村が此の宿舎のために凡ゆる援助を惜しまぬやうな氣運をつくり上げることに成功したのである。即ち、昨年五月二十七日の海軍記念日に大槻村長の音頭で工員の慰問運動會を開いたのを皮切りに、現在、女子青年團員は月數回大舉して寄宿舎を訪れ、宿舎の清掃、工員の被服の洗濯、修繕等に勤勞奉仕をつづけ、煙草や酒類其の他日用品は「工員さんが第一だ」と誰言ふとなく全村奉つて工員優先に配給が圓滑に行はれて居り、子供達は工員に出會ふと舉手の禮をして働く戰士に敬意を表すると云つた具合で、自然、工員の側でも村民に感謝と親愛の念をもつて自らの言動をも謹み、勤勞に勤むやうになり、かくて村民と工員との愛による結ばれによつて、模範的な工員村がつくり上げられたのである。」

追 録

厚生事業の生産増強への協力に付き厚生省は其の方針を明らかにし、三月十七日左の如き地方長官宛次官通牒を發したのである。

戦時社会事業の強化増強に関する件依命通牒

(昭和十八年三月十七日)
(厚生省發令第三七七號)

現下國家の要請に對處し生産力の増強に寄與せしむる爲社会事業の機能を最高度に發揮して勤勞者生活の援護育成に遺憾なからしむるは喫緊の要務たるに鑑み左記各項御留意の上各地方の實情に應じ機宜の方途を講ぜられ度

記

- 一 重要産業地區を擁する地方に在りては概ね左の措置を講ずること
- (一) 保育施設の急速なる増設擴充を図ること此の場合に於ては左の諸點に付留意すること
- (イ) 設備は新築を行はず可成既存社会事業施設の活用又は寺院教會轉廢業商店等既設建物の利用に依ること
- (ロ) 保育従事者には可成女子勤勞奉仕隊の動員協力を求むること此の場合に於ては可成短期の講習會を開催し保育事業に關し必要なる知識技術を習得せしむること
- (ハ) 保育料は債託者の實情を考慮し相當額を徴收し差支なきこと
- (ニ) 可成母の會等を設けて勤勞婦人の指導を併せて行ふやう考慮すること
- (ホ) 臨時に保母養成の途を講ずること
- (11) 簡易授産場を設置して女子の未活用勤勞力を動員すること此の場合に於ては左の諸點に付考慮すること

- (イ) 可成工場事業場と連絡を執り輕易なる職種の僱託を受くること
- (ロ) 家庭授産に付ては其の効果を擧ぐるに付特に考慮を拂ひ家庭婦人の勤勞力を活用するに努むること
- (ハ) 設備に付ては前號イに準ずること
- (三) 方面委員を動員して左の事項の達成に努むること
- (イ) 大政翼賛會、大日本産業報國會の活動に協力し國民勤勞精神の昂揚に努めしむること
- (ロ) 勤勞者特に被徵用者家庭の生活援護、指導に遺憾なきを期せしむること尙國民徵用扶助規則の運用に當りては方面委員の活用に付考慮すること
- (ハ) 勤勞青少年の輔導練成に付ては工場事業場と緊密なる連絡を執り其の徹底に努めしむること
- (ニ) 勞務給源の開拓等に付ては國民職業指導所の活動に十分協力せしむること
- (四) 少年救護委員の活動を促し勤勞青少年の輔導練成に遺憾なからしむること
- (五) 其の他既存の隣保施設、診療所、産院、宿泊所等と工場事業場との連絡を緊密にして其の機能を活用するに付特別の考慮を拂ふこと
- 二 工場事業場に對しては其の厚生施設の設置、運営に關し社会事業に於ける經驗と知識とを積極的に活用せしむるやう十分指導すること
- 三 前各項の實施に當りては道府縣産業報國會と十分なる連絡を保ち工場事業場をして進んで必要經費の負擔を爲す等積極的に協力せしむるやう考慮すること
- 四 前各項の目的を達成する爲必要ある地方に於ては大政翼賛會支部、道府縣産業報國會、主要工場事業場、主要社会事業

榮揚團體等關係者を網羅する協議會を設置すること

尙、右通牒の第四項「協議會」設置の件は、前掲(三〇四頁)大政翼賛會提唱の「連絡委員會」に該當するものであり、同じ内容を含むものであると考へられる。

第十章 農村に於ける勤勞母性の保護

農村に於ける勤勞母性の保護」と書いたが、農村(山村及び漁村を含む)に於いては勤勞母性たらざる女性も存在しない。そこでは總ての女子が昔から働いてゐるのである。従つて農村に於いては、全女性がその母性を保護せられなければならないのであるが、決戦下、男子の應召或は軍需産業への移行に因る勞力不足と、一方これに對應する食糧増産への國家的要請によつて、愈々農村女性の勤勞が劇化されざるを得なくなつた、と言ふところにその母性保護の緊要性が益々強く叫ばれなければならない理由が存するのである。

政府は既に人口政策確立要綱に於いて、農業人口四割保有を決定したが、實情は既にその四割を割つて居り、而かも農村母性の不健康とその乳幼児死亡の高率は、農家戸數の減少其の他の惡事情と共に、此の政策の遂行に必ずしも樂觀を許さなないものがある。

そこで政府は更に昭和十七年七月、國本農村確立の方針を決定したのであるが、その内容は次ぎの如く要約される。

一、人口政策的見地から農村を健兵健民の培養地—母胎たらしむべく、農業報國精神を徹底し、その厚生施設を完備する。

二、國內農業人口四割を確保すべく耕地開拓、交換分合を強力に實行する。

三、國內食糧自給強化のため生産性高き適正規模農家を設定し、從來の自作農維持創設運動を一段と強化する
一方、生産技術の改善、經營の共同化及び機械化を圖り、また食糧増産のため既存農業團體を統合する。

農村に於ける勤勞母性保護の中心課題は、何と云つてもその健康保護であるが、その中には大きな問題として勞働の軽減、栄養の改善、保健知識の向上等が掲げられる。然し、これらの問題は決してそれ自體單獨には解決され得ないのであつて、より根本的には、わが國現在の農業機構及び農業勞働事情の改革が先行しなければならず、また農村に於ける生活文化の昂揚が圖られなければならない。例へば農村母性の勞働軽減と云ふ一つの問題をとつて見ても、農業に於ける機械力及び畜力の導入、共同作業に依る勞働力の調整及び婦人の適正勞務配置、また共同炊事或は共同保育等による生活の改善等が併行的に行はなければ到底その目的を達成し得ないのである。かく見れば、醫療施設や保健婦の配置の如きは寧ろ末のことであるとも言へる位である。

されば、上記國本農村確立の具體的政策として政府が掲げてゐるところも、(一)農地潰廢並に耕作放棄の積

極的防止、(二)工場作業場から極力農村を隔離することにより悪風潮の農村流入を阻止して傳統の美風を保持し以つて純農村を確立する、(三)農村文化の維持昂揚、(四)安定農家適正規模の基準目標を確立して之が達成に努力する、(五)適正規模確立に依つて排除された部分の農業移民の政策計畫化、(六)これに伴ふ農業金融對策、(七)適正規模と併行して農地世襲を基調とする自作農維持創設の促進、(八)農業報國運動に依る農村思潮の健全化、(九)託兒所、共同炊事、醫療設備の擴充等農村厚生施設の普及、等の事項であつて、これらの根本的な改善が行はれずしては、今日の農村に於ける勤勞母性の保護もその完全は望み得ないのである。以下述べる當面の諸問題及び對策も一應これらの前提條件を考慮に入れた上で考へる必要がある。

第一節 農村勤勞母性の諸問題

國本農村確立の方針にも示されるやうに、古來わが國は農村立國であり、農村は精神的にも人口的にもわが國力の培養基地、健兵健民の源泉である。而かも農村の女性は、更にまたその國力、健兵健民の直接の生みの母なのである。此の日本の國の力を生み出す母性が、その勤勞に於いて、その生活に於いて、またその健康に於いて、最も惨めな状態にあり、更にそれが愈々激しくならうとする事情にあることは、看過することの出来ない重大な

問題であると言はなければならない。何故ならば、斯くの如き農村母性の實情は、直ちにその乳幼児の劣悪なる諸事情を誘發する原因となつてゐるからである。然し、われわれは農村母性の保護を考へる前に、先づその憂ふべき問題の數々を一應はつきり見きわめなければならぬ。そこから其の對策も自ら導き出されるであらう。

一 農村勤勞母性の勞働事情

わが國農業の零細經營—家族的勞作經營の特質から、農業従事人口の約半數、四五・三%は女子である。即ち日本の農業はその半分を女が擔つてゐるのであつて、農業生産に於ける勞働力としての女性の價値は、他の産業部門に於けるそれに較べて問題にならぬ位大きいのであるが、それだけに、農村女性の母性としての役割への影響若くはマイナスも大きいのである。

農村婦人の勤勞時間は、農業勞働のみについて平均男子の八割と言はれるが、之れに家事及び育児に要する時間を加へれば、事實女の「働く時間」は男子のそれよりも多くなるのであつて、帝國農會の調査によれば、農民の一年間を平均した一日の勞働時間は、男九・二九時間に對し女九・四二時間になつてゐる。之れは一年間三百六十五日休日なしに見た平均であるが、農繁期の如きに於いては農民は殆ど眠る時間もない位に働かなければならないのであつて、林俊一氏の秋田縣農家の調査によつても、農業婦人は「農繁期に於ては、三時に起床し、炊

事前に一働きし、朝食後十二時まで勞働、僅かの休憩時間に乳兒に授乳し、七時過ぎまで働き、九時乃至十時に就寢するまで、實に十七、八時間勞働してゐるのである」(同氏「農村の母と乳幼兒」)。而かも、斯る状態は、必ずしも農繁期と稱せられる一時的な短期間のことのみではなくして、特に支那事變以後勞働力の不足を告ぐるにつれ、農閑期以外の時期には殆ど常に之れに近い勞働時間をもつてゐるのが普通の状態となつてゐるのであり、従つて農村婦人の家事及び育児に専念する時間は益々奪はれて、家庭は荒廢に任され、子供は放任されざるを得ない實情にある。そしてそのことはまた、愈々農村の生活と文化を低下せしめ、循環つて農村婦人の生活と健康とを次第に劣悪化する結果となる。

「家事に身を入れる閑がないから、家は無秩序で非常に不潔で、就中寢間は塵にまみれてゐる。かういふ環境に生まれ、且つ育つたのだから、彼女達に衛生觀念の無いのは當然である。飲食物にしても、成るべく、簡單で口に合ふものを作らうとしてゐるので、非常に傳統的で工夫をするやうな意欲は少い。餘程上の層にならねば月決めで雑誌を購入することがなく、従つて新しい知識は吸收されない。このやうな文化の程度では人口營養や離乳が巧く行はれぬのが當然で、乳汁分泌の少い母性で殆ど總ての兒を失つてゐる例が少くない。」(林氏前掲書)。

そして、此のやうな文化の程度では、萬年床も、窓無しも、若夫婦の納家住りも、寢部屋も、厩も、臺所も、便所も、食事の榮養も、生活の段取りも、何も彼も改善さるべくもないのである。

更に、農村に於ける男子労働力の不足は、女子の勤勞には不適當とされてゐる牛馬耕の如き重筋作業にも女子の従業を餘儀なくして居り、それは殊に妊婦の場合には憂ふべき影響を及ぼしてゐるのである。また、斯る重筋労働でなくても、妊娠末期に於ける田植、稻刈り、除草、草刈り、鋏仕事、背負荷等のやうな、體を前屈し、腹部を壓迫する労働を長時間続けることは明らかによい筈はなく、彼女達自身も苦痛を訴へてゐるのである(愛育會、森山豊氏「都鄙に見たる妊産婦の休養状態」、厚生問題第二十七卷第一號)。農村に多い自然人工流産にしても、その原因は農業労働中の過勞や激動に因るものが非常に多いのであつて、最も多い轉倒したと云ふ理由も、「何れも農業労働の過程中に生じた事柄であり、又除草機を押し過ぎたとか、薪割りとか、重い物を擔つたとかいふ、妊婦の農業労働の過重を推察するに足る原因が見受けられる」のである(林氏、前掲書)。

二 産前産後の休養、分娩の介助

農村に於ける妊産婦は其の殆ど全部が、産前産後に於いて必要なる休養をとつてゐない。産前に於いて農村の妊婦は大多数分娩の直前まで働いてゐる。長友東京府衛生課技師川上輝夫氏の東京府下農村に於ける調査に依れば、産前の休養を全くとらないものが初産婦で八八・三%、經産婦では實に九八・七%に達してゐる(同氏「農村社會政策への批判」、社會事業第二十五卷第十號)。前掲林俊一氏の調査によつても、秋田の三農村に於いて分娩間際

まで労働に従事するものは夫々九四%、九二%及び同じく九二%を示し、餘程上層の農家のものか或は農業以外の職業者のみが休養を攝つてゐるに過ぎない。また同じく前掲愛育會森山豊氏の農山漁村の調査に於いても、産前の休養なく分娩當日まで労働に従事するものは、農村八九・七%(農業労働)、漁村九三・一%(漁業労働)、山村九八・九%(力仕事)である。

斯くの如き妊娠中に於ける過勞は當然母體を衰弱せしめ、胎兒の發育を阻害し、また産後の母乳分泌不足の原因となること言ふまでもない。殊に農繁期に於いては超過重労働となる上に食事は極度の單一粗食になるのが農家の例である。本來乏しい栄養のところへ労働による母體のエネルギー消費量増大のため、胎兒への栄養供給は阻害されてその發育不良を來すことは當然である。また過勞が流早産を來すことは農繁期後に於いてその多いことでも知られるのであつて、特に早産は先天性弱質兒の多い主なる原因であり、そのことは更に乳兒死亡が農村に高率である一因となつてゐるのである。

産後の休養に就いても農村母性は甚だ不充分であつて、産後の臥床七日以上で起きる者は、川上氏の調査では初産婦五七・六%、經産婦七九・〇%を示し、森山氏の調査では臥床五日以内の者五四・五%、一〇日以内で見れば實に九四・五%であり、その中には全く臥床しないと云ふ者が一・三%ある。また分娩その日に家事をなす者は二・八%、五日以内で家事をなすと云ふ者は二八・六%に及んでゐるのであるが、農業労働については一五

日以内で従事するもの三・九%、更に一六日乃至二〇日の者一九・〇%、一六日乃至二〇日で農耕をする者三九・六%と云ふ驚くべき割合を示してゐる。かかる早期就労は分娩による母體の疲労回復を遅らせ、また子宮下垂、脱出等の性殖器障害を起し、或は産褥熱等の原因となることは諸家の研究によつて明らかである。

分娩時に當つて、産婆の介助なしに、老婆や近所の人達で取り上げることは農村では、一般的な風習かと思はれる位普通のことであるが、東京近郊ですら初産婦で産婆の世話にならなかつた者七・七%、經産婦では二〇・三%ある有様である(前掲川上氏調査)。中には産婦が自分一人で生兒を處置したり、或は亭主が鎌で臍の尾を切つた等と云ふ例すらあると言ふ。而かも此の調査の對象となつた村は、東京府の援助の下に母性並に乳幼兒保護事業として囑託醫及び囑託産婆による健康管理を実施してゐる所であると言ふから、以つて一般農山漁村の實情を察し得るであらう。かかる介助者なき分娩の處置が産婦の産褥熱や新生兒疾病の原因になり易いことは之れも説明を要しない。

三 其他、特に栄養、嫁と姑

以上に示されたやうな農村母性の勤務事情や産前産後休養の實情は、當然農村に於ける乳幼兒の健康に關する諸問題を惹起し、またその死亡率を著るしく高いものにしてゐるのであるが、これらの問題については既に諸家

の研究によつて明らかであるから茲には省略したい。

其他、農家に於ける食事—栄養の問題も、その母性にとつて忽諸に出来ない大きな問題である。唯に主婦の文化程度が低いからと云ふだけでなく、その劇しい労働事情からも農家では食事に工夫を拂ふゆとりがない。極めて單一な副食物を一時に澤山作り之れを毎日繰り返へして攝り、而かも精白米を徒らに多量に食することにより満腹感をもつて満足してゐる傳統的な生活慣習は、栄養等についての關心を全くもたせない。これでは農業に於ける過重労働による體力消耗を補ふことが出来ない。農繁期に於いては一般に男子でも眼窩くぼみ、體重も數貫目は減ると云ふのであるから、女子殊に妊婦等にとつては重大な影響を及ぼすのである。かかる食生活の在り方は當然その子女の發育或は體位の向上にも支障を來さざるを得ないのである。

また、結核及び乳兒死亡率の高いこと有名な北陸の或る縣に於いて、縣の當局者から聞いた話である。同地方に於ける農村女子の労働は殊に甚しく、加へて山の迫つた地勢の關係もあり山雪の溶けた水の流れ込む水の如き水田での作業が母體に非常に悪い影響を及ぼしてゐるが、其の上宗教的關係から何々上人の御日などと云ふのが多い時には月に二十日以上あることもあり、此の日は絶対に肉類はとらないと云つた習慣があるため、自然縣民は一般に普段でも脂肪分のあるこれらのものを嫌ひ偏食となる者多く、之れが特に女子の體位を劣弱ならしめてゐる。そこで縣當局は縣下女學校で栄養給食を始めたが、長年の習慣でどうしても肉類は魚肉と雖も食べない

と云ふ者が多い。そこで結局肉類は幼児食の如く粉のやうにひいて分らないやうにして食べさせる、と云つた苦心を拂つてゐると云ふことであつた。

斯くの如き栄養失調の原因も農村にはあるのである。

それから、農村で母性の生活を脅かすもの一つに姑の存在がある。農村では比較的早婚であるため、未だ四十歳臺の後家や姑が少くない。此の姑が嫁に對しては一大權力をもつて居る。姑は嫁の生活を一切自分と同じ経験の中に置かうとする。嫁が新しい知識によつて家を處理し、子を育てようとしても事毎に姑が反對する。妊娠した嫁が栄養をとれないのも、家政の向上を計れないのも、また國策に沿つた御奉公を妨げるのも此の姑である。姑は二言目には、「俺の若い時は」をやり出す。嫁は全く姑の數十年前に於ける無知な経験をそのまま押し付けられ之れを遵奉させられる。そこで、最近では色々村生活の改善を計つてゐるやうなところでは、此の姑の教育に意を用ゐてゐるところが少くないが、嫁の努力によつて新しいことや改善をやらうと云ふ場合には先づ、姑だけを集めて寺の和尚さんか何かから説得して貰ひ、其の上で若い者がやり出す、と云ふやうな苦勞をしてゐる所も少くない。また山梨縣の或る文化運動の旺んな村では、村の老人達に一切「俺の若い時は」と云ふ言葉で封じ之れを破つたら罰金貯金をさせると云ふ申合せをして貰つた、等と巧い手を打つてゐるところもある。何れにし

ても、農村の母性保護を考へる場合、その姑對策は決して無視出來ない實際問題なのである。

斯く考へてくれば、結局農村の母性保護運動は、生活文化運動であり、農村の総合的な文化運動の一環として採り上げられ實施されるときに始めて、その眞の結實を期待出來るのである。

第二節 農村勤勞母性の保護と全村厚生事業

一 農村勤勞母性の保護施設

農村に於ける勤勞母性の保護を目的とする厚生施設としては幾多の方策が考へられる。本書に於いて取扱つた工場事業場に於ける勤勞母性保護に関する諸施策は何れも、或るものはそのまま、或るものは多少形を變へることによつて、農村の母性のためにも適用されるであらう。

醫師、産婆、保健婦等は、母性の健康のためのみならず、その乳幼児を護るためにも缺くべからざる施設である。此の意味で保健所や國民健康保險組合、或は産業組合の病院其の他の施設若くは運動の如きは、農村母性の保護に直接大きな關係をもつ。

また、勤勞事情の緩和のために、農耕の機械化や共同作業、或は女子の適正なる勤勞分擔等が、極めて重要な

役割をもつことについては前にも一寸觸れたところである。殊に共同作業は、それが耕耘、田植、刈入等の適當なる作業について行はれるならば、女子の適正な勤勞配置も可能となり、母性保護には大きな効果をもつに至る。そして共同保育や共同炊事等も、此の共同作業と相伴ふことによつて始めてその眞價を發揮し、母性の負擔軽減と健康保持、また能率増進に役立つ體制をつくり上げることになるのであつて、農村母性の保護は、村の諸般の問題と等しく、最早個人的な指導や處理では完うされず、部落全體の、村全體の、生活の共同的努力による改善によつてのみ、母性もまた完きを得ることが出来るのである。

部落の一致共力によつて設けられる農繁期の或は常設の共同保育所は、母親をしてその乳幼児保育に要する心勞と時間的勞力的負擔を軽減することによつて、その作業能率を増進すると共に、その健康の保持を助け、一方また、乳幼児の健康に、生活訓練に、非常に大きな効果を及ぼすことが出来るのみならず、そのことを通して部落の生活文化の改善向上にも刺戟を與へることになる。尙、此の保育所では必ず乳兒及び匍匐兒の哺育を缺いてはならない。

また共同炊事の實施は今日共同作業と切離して考へることは出来ない。農繁期の忙しい時に、重要な勞力である主婦が、朝、晝、夕と三食の仕度のために時間を費してゐたのでは、能率に大きな影響を來すのみならず、主婦の健康上由々しき負擔を課することになる。而かもかかる過重な負擔は、當然食事の粗食化となり、農業家族

が最も營養を必要とする時に於いて最もカロリーの不足を來すと云ふ矛盾を餘儀なくされる。そこで若し、部落が共同で炊事場を設け、交替當番制によつて農繁期中の炊事を賄ふならば、一部落數十戸の三食は二三人の勞力で處理が出来、その上充分なる營養を給することが出来るのである。經費は實費及び實物の分擔供出でよく、經驗を積みれば豫め所要量の蔬菜類の如きは部落内各戸で、共同栽培も可能であり、費用を節約することが出来るのである。今日、此の共同炊事と共同保育とは共同作業實施に伴つて不可欠な實踐事項だと云はなければならぬ。而して斯くの如き共同生活の實踐によつて、農村の勤勞母性は、勞働の過重から救はれ、健康を護り増進することが出来、また文化的にも向上する機會を與へられる一方に於いて、部落全體の融和と隣保共扶の精神及び情熱を深め、部落生活の改善向上も促進することとなるのであるが、此の部落共同は更に進んで全村共同となり、そこに眞の國本農村も確立されるに至るのである。

尙、これらの季節的な施策を除いては、やはり農村勤勞母性のための常置的な保護對策がもつと考へられなければならない。それらのものとしては以下に記すやうな全村厚生の諸運動が注目せられるのであるが、之れに關聯して農村保健婦の活動はその總てを通じて最も重要なものである。今日では、未だ保健婦と云へば直ちに農村保健婦として理解される位であつて、産業保健婦の如きは之れに對し殆ど發達を見てゐないと言つてもよい。然し、農村保健婦制度の骨子は、既に述べた工場事業場に於ける保健婦の場合と等しいものである。勿論、農村

保健婦の活動は、その使命に於いて、その實際方法に於いて、産業保健婦や都市保健婦とは自ら異なるものあり、日本農村の現段階に於いて、その國本農村確立の上に、特に母性及び乳幼児問題の上に、非常に重大なる價值と役割をもつものであるが、本稿に於いては既に紙數の關係もあり、ここには唯その重要性を指摘するのみに止めて、説明を略することにする。

二 全村厚生事業の理念と其の運動

社會事業が未だ貧困者を其の主たる對象としてゐた時代に於いて、その農村社會事業の經驗は農村に關する限り社會事業の問題が、救護問題にしても保健一般の問題にしても、乳幼児の問題でも、結核問題でも、或はまた榮養の問題にしろ、住宅改善にしろ、何によらず、當該の對象個人だけを相手にして取扱つてゐたのでは決して解決がつかない、と云ふ結論を教へた。結局夫々の問題について、貧農でも、富農でも、部落全體を或は村全體を一體として考へ、その一體を對象として對策を講ずるのでなければ、當該個人の問題も遂に解決を望み得ないのである。農村に於いては、一人の村民、一戸の農家も、その生活は根底に於いて部落全體の生活、村全體の生活にしっかりと結び付いてゐるのである。一人を、一農家を、よくするためには、部落全體を、村全體をよくしなければ効果がないのである。農村は、農村の部落は、共同體としての性格を今日、尙最も強靱に保有してゐる。

そこで、農村に於いては全村社會事業と云ふ運動が興り、言葉が使はれるやうになつたのである。

一人の貧農家庭の、保健衛生状態を改善し、病氣を治し、之れを豫防し、妊婦の健康を護り、乳兒を健全に發育させようと思へば、結局部落全體にその目的を徹底させなければならぬ。部落全體の女子達が、或は姑や嫁たちが、これらの問題について自覺し解決しようとするのでなければ、その一家の姑や主婦だけをいくら説いてもどうにもならない。また、共同託兒所や、共同炊事にしたところが、決して小作農家だけが必要なのではなく、部落全體の農家が貧富の別なく必要なのである。そこに農村に於ける厚生施策の、また母性保護の、困難性も容易性もあるのである。今日では、單り厚生の問題だけでなく、經濟の問題にしても、生産の問題にしても、其の他の國策遂行の問題にしても、また教育上の問題にしても、皆同じことが云へるのであつて、農村の問題に關する限り、傳統に培はれた村の共同體的性格の認識を前提とせずしては解決が考へられない。

そこで、全村社會事業は、或は共同保育や共同炊事と云ふ方法に於いて、また村の保健婦活動によつて、貧富や階級の別なく、全體を相手としてのためまざる仕事を續けて來たのである。今日の農村勤勞母性の保護も、同じく村の共同體的性格と、全農村の女性が勤勞母性であると云ふ現實に基いてなされなければならない。かかる意味に於いて、直接農村母性の保護に關聯をもつ二三の運動について、例示的に説明することとする。同じやうな幾多の施設や運動が他にもあることは言ふまでもなく。

三 國民健康保險組合

無醫村、或は準無醫村的な、醫療保健施設の恩恵を受けること薄い日本農村の、此の問題を解決し、農村と農村人の健康を確保せんとする國民健康保險組合の制度は、當然特にその勤勞母性の保護にとつて閉却することの出来ない密接な關聯をもつ。此の制度の生まれる以前から、産業組合が此の切實なる問題の解決のために醫療利用組合の運動を興し、産組病院の建設によつて農村の保健對策に重要な貢獻をして來てゐることについては説明を要しないであらう。

國民健康保險組合法は、昭和十三年、隣保相扶、共濟の精神に則つて、農村民其の他一般庶民階層の保健醫療問題を解決し、その體位の向上を期せんとする主旨をもつて制定された。それは市町村地域の居住者を組合員とする普通國民健康保險組合を主體とし、別に都市の同業者等職業的團體を基礎とする特別國民健康保險組合をも含むところの劃期的な國民的社會保險制度である。制度實施以來四年、昭和十七年三月末に於いて既に、組合の設立せられたもの全國に二千有六十二市町村、此の被保險者六百十萬餘と云ふ普及狀況を示したが、更に時局の進展に伴ひ、此の制度を眞に健兵健民對策の根幹とし、人口政策遂行上の基盤的な組織とすると共に、併せてわが國醫療組織の整備刷新に資する目的を以つて、政府は、第七十九帝國議會の協賛を経て、法の大改正を行ひ、

同時に一大英斷を以つて同組合の急速なる普及計畫を決定した。

即ち、昭和十七年度の一ケ年に於いて、過去四ケ年に設立されたもの二倍半に近い五千組合を新しく設立し、被保險者一千三百七十五萬人を新に獲得せんとする歴大なる計畫であるが、此の一大普及計畫は、政府の縣命なる努力と、大政翼賛會、翼賛壯年團、町村長會其他各種關係團體の協力により、今や國民運動的性格を以つて進展し、年度末までには大體豫定目標通り設立を完了する見込みのやうである。

而かも本組合は法の改正後全村加入の建前を強化して、必要あらば全村強制加入をも命じ得ることとなり、また補助金の増額等に依り、單なる治療のみならず、保健を中心とする村民生活の全般に亘り廣汎なる健民事業を行ふ総合的厚生施設として活動し得ることとなり、現に各組合に保健婦を配置し、また極力診療施設を設け、其他豫防的な保健運動を行ふ等、強力な實踐の歩を進めつつあるのであつて、その國民保健、國民生活の上に及ぼすべき豊富な實行力は漸次一般の期待を増しつつある。

四 愛育村運動

愛育村運動は恩賜財團愛育會の指定し指導する村の運動であつて、農山漁村の乳幼児死亡率を低下させ、その健全なる成育を圖るため、乳幼児保育に關する正しい知識と技能を普及し、全村打つて一丸となり之れを實踐せ

しめんとするものである。即ち村内婦人をもつて愛育班を組織せしめ、之れが中心となつて、母性並に兒童の教化、養護等各種の愛育事業を総合的に、全村的に実施せしむるものであり、その精神に於いては郷土愛、祖國愛に立脚した隣保相扶であり、その實踐に當つては村民の日常生活に即した方法をとつてゐる。此の愛育村は全國各地に指定せられ、愛育會及び府縣當局の指導協力によつて全村運動として實踐が進められ着々効果をあげて居るのであつて、その方法は、村指定の如何に拘らず、全村厚生事業として大きな關心がもたれ學ばれてよいと思ふのである。此の運動は、母性並に乳幼兒の愛護と云ふ目標を中心にして、村内の凡ゆる組織及び機關と連絡をとり、その協力を得て實踐されるのであるが、その目的を達するためには結局村民の日常生活の在り方そのものに觸れてゆかねばならぬのであつて、その結果は更に村全體の健全なる生活の建設と云ふ方向をとらざるを得ず、自然全村厚生の実をあげることになりつつあるのである。

今、此の愛育指定村として顯著な成績をあげてゐる山陰の某農村について其の實際活動を見るに、此の村は、戸數約五百、人口約三千の標準的な人口構成をもつ村であるが、愛育運動の開始に當り、村當局では新生兒から年齢二十九歳までのものの教育指導體系を確立し、全村統一ある総合的な教育（廣い意味の）を行ふこととし、村民の根本的な育成を計りつつあり、更に、愛育運動の主體として村の厚生協會に婦人部を設け、村婦人會と一體となつて運動の實踐を擔當せしめてゐる。

而して同婦人部には、愛育部、保育部、栄養食研究部、生活刷新結婚改善部、幹部訓練會、母親人事相談所等を設けて居るが、その愛育部及び保育部は左の如き事業を行つてゐる。

愛育部 部—妊産婦保護並に一家教育、乳幼兒保護指導教育、一般家庭指導教育、家庭調査、健康保健相

談所、囑託専門醫派遣、醫療衛生器具貸出、分娩乳兒用具見本備付、乳兒用品切符發行、愛

育文庫

保育部 部—農繁季節保育所、常設保育所、幼稚園教育、保育所給食、保育文庫

尙、愛育部の内容としては、

人的構成—主任一名（村主事）、副主任一名、囑託醫一名、保健婦三名、保健委員二〇名（二〇部落）

愛育班員四三名（四三隣保班）

活動—妊娠四ヶ月より届出（調査）、保健婦診察（毎月）、妊娠健康診断（醫師）、一家教育（姑教

育）、出産準備、助産奉仕、出産届、村長及び會長祝詞、祝品（本會及び支部組合）、毎月巡

回診察）記録及び指導

之れに對し村の婦人會（會員八百餘名）もまた庶務、會計、鍊成、國防、保育、愛育の各部を設け、特に部落及び隣保班に愛育班を設けて厚生協會婦人部の活動に即應して協力してゐるのである。

然し、これらの活動も斯る組織的なやり方と共に結局その指導に當る人間の問題がより以上の價值と關係をもつ。此の村には村長の他主任になる婦人の非常によい適任者があるから成功してゐるのであるが、九州の或る村では何も組織はないが、村長が自分の妻の経験から妊産婦を大事にしなければならぬことを痛感し、之れを婦人常會や女子青年團の集會の度に機會ある毎に熱心に力説してゐる結果、何時か村全體に、特に婦人の間に妊産婦を勞はる氣風が出来、そのために妊産婦は産前産後の休養も充分に行はれ、また榮養もとることが出来るやうになつて、前記の村と變らぬ成績をあげてゐる、と云つた所もあるのである。要は人と、そして全村の運動にまで高めると云ふところに問題解決の核心があると云ふべきである。

五 健民特別指導地區の設定

厚生省は、人口の急激にして且つ永續的な發展増殖と、その資質の飛躍的な向上を圖り、以つて健民政策の急速且つ徹底的な實をあげるためには、國民の熱意と共に、關係各方面の連絡協調による指導助成並に各種施設の総合的な運営が必要であるとの建前から、昭和十八年度に於いて、全國民市町村の適當なる地域に約五十個所を選び健民特別指導地區を設定し、その得たる結果を基礎として全國的健民對策の樹立並に實施の資とする目録の下に、特別指導助成を行ふことになつた。健民運動が廣く皇國民族力の保持増強を期する運動なるに鑑みて、そ

の政策を総合的な方法に依り各方面の總力を結集して行はんとするところに、從來の官廳が行ふところと異つた注目すべき新しい意味がある。農村の、またその母性の、厚生を考へるものにとつて、その行き方には參考となるものがあらう。

健民特別指導地區設定要綱

一、總 旨

人口の急激なる増加と其の資質の飛躍的向上とを圖り以て健民の實を擧ぐる爲め豫て政府に於ては種々施策しつゝあるところなるも、之が急速なる具現を期する爲には國民の之に對する熱意を必要とするのみならず關係各方面の緊密なる連絡協調に依る指導助成、其の他各種施策の総合的にして且徹底的な實施とを必要とす。仍て「健民特別指導地區」を設定し、特別指導に依り所期の効果を擧ぐると共に之に依つて歸納せらるゝ結果を基礎として全國的健民對策の樹立並に實施の資と爲すものとす。

二、方 法

一定地域を指定して健民特別指導地區とし、之に對し國、道府縣、關係團體等の指導助成其の他各種施策を徹底集中し現在の施設を最大限度に活用すると共に、特に必要と認めらるる事項に關しては可及的之が實現を圖ること

三、特別指導の對象たるべき地域の名稱

健民特別指導地區（以下單に地區と稱す）

四、地區の規模

第十章 農村に於ける勤勞母性の保護

地區の大きさは概ね左の規準に依ること

- (イ) 原則として町村、市に在りては町村程度の人口を有する市内一團地とすること
- (ロ) 必要がある場合は市(六大都市に在りては區)若くは保健區又は部落程度の小規模の一團地と爲すことを得ること

五、地區の數
地區の數は各道府縣及六大都市毎に概ね一箇所とすること但し小規模の一團地の場所は之を合して一箇所町村程度とらしむること

六、地區の指定

- (イ) 地方長官は地區を選定し現状調査を添へ厚生大臣に地區指定の申請を行ふこと
- (ロ) 指定すべき地區は既に保健所の設置ある保健區内の地域たるべきものとし現に指定の事項に關し特別指導の對象たるものは特に考慮すること
- (ハ) 地區の指定は左の諸點より判断し指導を要すると認めらるゝ地域にして、且地元民の熱意、指導施設の状況等に依り健民の實を擧げ得るものと認めらるゝ地域に對して之を行ふこと

- 1 出生率の状況
- 2 流早死産の状況
- 3 乳幼児死亡の状況
- 4 結核蔓延の状況
- 5 國民體力法に依る體力検査及壯丁検査の成績

- 6 體力錬成の状況
- 7 環境衛生の状況
- 8 その他

(三) 地區の指定は厚生大臣之を行ふこと

七、指定後の措置

- (イ) 地區の指定ありたるときは地方長官は直ちに指定地區毎に基礎調査を行ひ、差し當り三箇年を限り健民特別指導計畫を樹立し、厚生大臣の承認を得て之が實施に着手すること
- (ロ) 指定地區に對しては政府は厚生省(厚生科學研究所及人口問題研究所を含む)を中心とし各省協力の下に指導助成を之に集中すること

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等は政府の方針に即應し指導を之に集中すること

八、健民特別指導委員會

健民特別指導の徹底を期する爲道府縣には地方長官を委員長とする道府縣健民特別指導委員會、厚生省には厚生次官を委員長とする厚生省健民特別指導委員會を設置すること

九、其 他

健民特別指導に關し必要な事項は別に之を定むること

健民特別指導地區の保健指導に關する件(厚生省人口局長通牒)

第十章 農村に於ける勤勞母性の保護

健民特別指導地区に對する指導計畫の樹立に付ては既に種々御留意中のことと存じ候も保健指導に關する計畫設定に當りては左記各項御留意の上各地方の實情に即し指導に萬全を期する様致度

記

- 一、保健指導を総合的且つ效率的に行ふ爲保健所をして名實共に保健指導の中核たらしむること、之が爲には特に保健所の職員及設備の充實を行ふこと
- 二、健民特別指導に關係ある機關及團體の總力を結集するに必要な組織を勸導し、保健指導に關しては保健所の長の指導の下に指導の圓滑なる運営を圖ること
- 三、地區内住民の直接保健指導に當る者例へば保健婦、助産婦、地區内保健指導の連絡に當る者等の保健指導上必要な知識及技能の向上を圖る爲保健所の長をして講習會、練成會等を開催せしむること
- 四、保健所の長をして地區の實情に即せる適確なる保健指導を行はしむる爲健民特別指導實施計畫を樹立せしむること
- 五、保健指導は人口の飛躍的增加並に資質の飛躍的向上を目的として體力の練成、保育、疾病の豫防、其他日常生活に必要な指導を内容とすべきも、特に母子保健、體力の練成、營養改善及結核豫防に重點を置き計畫すること
- 六、母子保健の指導に於ては國民體力法に依る乳幼児の體力検査に基く指導及妊産婦手帳制度に依る妊産婦の保健指導の徹底を圖ることを中核として特に左の諸點に留意の上計畫すること

(一) 妊産婦

- (イ) 検査指導の徹底
- (ロ) 流早産の防止

(ハ) 養育及休養に關する具體的指導

- (二) 乳幼児
 - (イ) 乳幼児體力管理實施の徹底
 - (ロ) 人工養育、乳兒及重弱兒、特に早産兒の保育指導
 - (ハ) 離乳期の養育指導
 - (ニ) 春期及夏期に於ける下痢腸炎の豫防指導
 - (ホ) 小兒傳染病の豫防指導

七、結核の豫防指導に於ては國民體力法其他の法令に依る検査の結果に基く保健指導を中核とし、其の具體的指導の徹底を目的とし、特に發病防止、早期患者の治療及感染防止に主力を注ぎ計畫すること

(三) 健康診断(體力検査を含む以下同じ)

健康診断は特に青年層に重點を置き左に掲ぐる者に付之が實施の徹底を圖ること

工場、礦山、其他事業場に於ける集團生活者

學童、生徒及學生

歸郷者

患者の家族

(四) 健康診断後の措置

健康診断の結果に基き左の措置を行ひ以て健康診断の効果を全からしむること

第十章 農村に於ける勤勞母性の保護

(イ) 疫病防止

結核感染後一箇年以内と認めらるる者に對しては生活の指導を實施し其の疫病防止を圖ること

(ロ) 早期患者の治療

早期患者に對しては夫々の病狀に應じ生活及療養の指導を強力に實施し、又本人の生活狀態より見て必要有る場合は適當なる保護の途を講じ以て速かなる治療を圖るに努むること

(ハ) 感染防止

排菌者に對しては實情に應じ療養場所への隔離、療養所への收容施設、其の他病毒傳播の防止を圖ること

(ニ) 結核預防生活の指導

結核の預防並に療養に關する知識の啓蒙に努め、特に動勞と休養との調整其の他生活全般に亘り各人の現實に即したる實地指導を行ふこと

八、營養改善の指導に於ては左の諸點に留意の上現地現狀に即する庖厨指導たることを主眼として計畫すること

(一) 營養思想の啓蒙

理論に走り抽象に隨することなく、戦時下に於ける食糧事情に關する認識理解を深からしめ食物に對する感謝の念を涵養し、偏食の矯正、咀嚼の勵行、混食等現地現狀に即する確なる營養思想の啓蒙に努むること

(二) 家庭に於ける營養改善

郷土食の活用指導並に協同炊事又は協同献立の普及を主眼として家庭に於ける食生活の營養改善に努むること

(三) 集團生活に於ける營養改善

學校、工場、礦山、商店等集團生活者の營養を確保する爲、營養供給の指導を實施すること

(四) 營養食料品の自給奨励

自家用營養食料品として蔬菜、家畜等の計畫的栽培飼育等を奨励すること

(五) 食物の完全活用の指導

食物の合理的なる調理方法を指導し、廢棄部分の高度利用を圖らしめると共に、食物の保存貯藏等に關する知識技術の普及に努むること

主食偏重の觀念を是正し、副食品の適正なる攝取を奨励すること

九、體力鍊成の指導

國民鍊練又は國民修練の指導に於ては、體力検査の結果に基き地區内住民各個の體力に應ずる心身一如的鍊成を目標とし、健康者に對しては愈々鍊練を加へ、病弱者に對しては修練と療養とを併課するを旨として計畫すること、尙計畫樹立に當りては特に左の諸點に留意すること

(一) 綜合的基礎體力の鍊成を目的として體力章檢定實施の徹底を圖ること、尙之と照應して體力章檢定種目の常時鍛鍊の風潮を昂揚すること

(二) 生活に即せる體育實踐を目的として體操、歩行、行軍、水泳等の指導並に奨励に努むること

(三) 地區内住民の各層に對し夫々に適したる各種の武道の修練を奨励すること

(四) 温泉地、保養地、貴勝地等の利用に一段と刷新を加へ皇國天典の大自然を活用せしむるに努むること

(五) 各種修練道場等を最も效率的に活用し特に筋骨薄弱者に對する常時修練に努むること

- 一〇、地区内人口の構成をして常に健全性を保持するやう特に之が指導を行ふ必要なる計畫を爲すこと
- 一一、社會保險制度を普及擴充し以て保健指導の効果を十全ならしむるやう計畫すること、尙計畫樹立に當りては特に左の諸點に留意すること
- (一) 國民健康保險組合の設立と事業の擴充
 - (イ) 國民健康保險組合未設置地區に於ては之を設置せしめ全員加入と爲し、療養の給付と保健施設の擴充を行はしむること
 - (ロ) 國民健康保險組合の保健施設の實施に當りては國民特別指導の趣旨に則り保健所と連絡の上其の指導の下に之が機能の全面的發揮を圖ること
 - (ハ) 健康保險制度の活用
 - 被保險者に對する保健施設と保健所との連絡を緊密にし保健指導の徹底を圖ること
- 一二、國民體力法、結核豫防法、醫療保護法、各種共済組合制度等の運営を積極化し以て療養に關する措置を徹底せしむるやう計畫すること

第三節 農村文化運動

日本は古來農業立國であり、農村は國本である、日本の國の力は農村から生まれ、そこから育てられる、と期

待される。然し、現實は、長い間の農村忘却、農村放擲から、その諸々の事情は頗る憂ふべきものがある。その意味で、前記の國本農村確立要綱も定められ、その他保健施策等政府の努力は最近に至つて、農村の更生確立のために集注せられつつあるのであるが、農村自體に於いても、その自覺に基いて自ら起ち上らうとする努力が目覺ましくなされ、各種の運動が行はれつつある。その中でも、最近頃みに全國的に普及せんとしてゐる農村文化運動はわれわれの深き關心を惹くものである。

眞に遙しく優秀なる農民、かかる農民は肉體に於いて頑健なるのみならず、その精神に於いて、その教養に於いて、またその情操に於いて、最も日本的に優れてゐなければならぬ。長い傳統に培はれた會つての農村人は實にそのやうな農民であり、日本人を代表するものであつた。そして、そこにはかかる農村人を生み育てるのに相應しい農村の生活ぶりがあつたのである。

かくの如き農村と農村人を再び創り上げるためには、單に外側から色々な施策や啓蒙が行はるだけでは足りない。どうしても農村の中から自分達の意欲としての努力が生まれて來なければならぬ。而かも、農村の生活は強固な共同體としての軀帯に結合されてゐる。農民を立派にするためにはその生活を立派にしなければならぬ。そして農民の生活を立派にするためにはその部落を、その村を立派なものにしなければならぬ。立派な日本の國本として相應しい村—郷土を建設することによつて始めて、農村人は女も子供も立派なものになり、日本

の國を背負ひ、日本の國の底力としての能力を發揮し得るに至るのである。かかる意圖のもとに、農村文化運動が今日全國に展開せられてゐるのであり、この運動が眞の實を結ぶとき、働く農村の母性もまた、その在るべき生活を約束されるに至るであらう。

文化とは要するに、民族が、國民が、そのもつ理想を達成せんとして營むところの生活の表現であり、それを表現せしむる生活の力である。云ひかへれば、生活の仕振りこそが文化なのであつて、文化は即ち生活文化であると言はれる所以である、日本人として相應しい生活のしぶり、日本の農民として相應しい生活のしぶりを確保するとき、始めて農村と農民がその期待される國本としての力をもつことが出来る。今日の農村文化運動は實に斯る意圖と念願をもつて創められ、徐々にはあるが着々と普及しつつあるのである。一つの理想の郷土はやがて理想の日本に繋がることを信じながら、日本の各地で村々のよき人達が、黙々と、裡に希望を抱きしめながら、しかし困難な努力を、たゆみなく続けてゐるのを私は旅する毎に眼のあたりに見、また耳にして、ひそかに敬意を表し、期待をもつてゐるのである。

工場事業場に於ける厚生施設、また従つて勤勞母性保護の施設が、單に一方的に與へられるのでなくして、之れを受ける側が積極的に参加し勤勞者が之れを自分達のものとして協力し活用するものでなければ、眞の効果を望

み得ないことを私は屢々指摘し來たのであるが、農村文化運動の方法は全くこれに等しい。而して又私は、工場事業場に於ける母性保護が、之れに携るものの総合的な知識と努力、關係各方面の協力によつてのみ、なし遂げ得られることを述べたのであるが、農村文化運動もまた、かかる村全體の協力と総合的な努力によつて進められつつある。

村の凡ゆる指導的な機關と人が―役場も學校も、農會も、産業組合も醫師も僧侶も、警察官も驛長も、また壯年團や青少年團や、婦人會も皆一緒になつて、村の現状を詳さに検討する。そして改善し實施すべき必要な問題を發見する。採り上げべき問題が明らかになつたら、總ての機關と人が、自己の専門を離れて、或は自己の専門を通して、之れが改善に或は實施に力を協せて努力するのである。

例へば、母性や乳幼児の保健問題は、勿論醫師や産婆や保健婦が専門的な職能から中心的指導力になるけれども、同じ目的のために役場其の他の機關、そして國民學校の教員も寺の坊さんも、駐在所の巡査も、皆之れに協力するのであり、婦人會、壯年團、青少年團何れもその組織を擧げて、その問題解決のために働くのである。斯くて村をよくしようとする此の文化運動は村全體の村民運動として行はれ、村民の生活の中に實を結んで來る。

また、食糧増産に勵む村の娛樂の問題にしても、唯之れを町の映畫や芝居に求めるだけでなく、村の青年男女の自作自演なる素人演劇を採り上げることによつて、若い者達の生活訓練と文化向上に資するのみならず、そ

の相通する生活感情の溢れた演劇は村民をよろこばせ力を呼び起すのに充分であらう。音楽にしても、若し國民学校の先生が指導してくれるならば、村の青年の自作になる歌詞を作曲し之れを村の若い者が、これならばと氣に入るまで共に歌ひ共に直してゆくうちに、眞に村民の勤勞生活に叶つた、而かも傳統精神のにじみ出たよい村の勤勞の歌が生まれるであらう。斯の歌はレコードの流行歌のやうに泡の如く湧き忘れ去られるものでなく、村びとに欣び歌はれ、永い生命をもつに違ひない。生活の改善にしても、教育の問題にしても、或は經濟的な問題にしても、同じやうに村民達が自分の問題として關心をもち、共に努力するならば効果は大きい。そして色々な問題が、文化運動として扱はれ行はれるところに、潤ひと柔かみをもつて人心に訴へ人心をつかむ魅力をもつてくる。農村文化運動は實にこのやうな考へ方と方法をもつて行はれ、また行はれようとしてゐるのである。

農村文化運動は結局農村厚生運動であり、農村生活運動である。そして斯る意味に於ける農村文化運動は、大政翼賛會の創設以來その文化部に於いて體系づけられ、且つ推進せられつつある。村や町に文化會が設けられ、それは更に郡或は一定地域（地方）の、また府縣單位の文化協會若くは文化聯盟として結ばれて、共通的なまた協同的な全面的運動として伸びようとしてゐる。そして、これらの府縣や地域の文化運動關係者は、例へば東北地方とか九州地方とか共通的な生活事情と感情とをもつプロックに分れて、文化協議會を催し、研究討論を盡すと共に相携へ相勵ましつゝ運動の展開を圖つてゐる。尙、大政翼賛會の地方支部には多くのところに文化委員會

が設けられ、管下地方の文化・生活問題について研鑽し、企畫し、また文化團體の指導に當りつつある。

農村に於ける勤勞母性の生活と地位も、またこの文化運動と共に成長し確保されてゆくであらう。

尙、大政翼賛會文化部に於いて設定した「地方文化新建設の根本理念と其の方策」に於いては、農村文化運動を念む地方文化振興の指導目標として、

第一には、あくまで郷土の傳統と地方の特殊性とを尊重し、地方々々がその特質の最大限を發揮しつゝ、常に國家全體として新に創造發展することを目標とし、中央文化の單なる地方再分布に終らしめざること

第二には、從來の個人主義的文化を止揚し、地方農村の特徴たる社會的集團關係の緊密性を益々維持増進せしめ、郷土愛と公共精神とを高揚しつゝ、集團主義文化の發揚をはかり、以つて我が家族國家の基底單位たる地域的生活協同體を確立すること

第三には、文化及び産業、政治、行政、その他の地域的偏在を是正し、中央文化の健全なる發達と地方文化の充實をはかり、兩者の正しき交流によつて、各地域毎に均衡ある文化の發展を期すること
の三項を掲げ、更にその方策の中に於いて特に、

「衣食住の新設計及び冠婚葬祭その他に亘り新生活様式の樹立をはかること」

「國民協同生活の精神を表現する明朗な傳統的行事竝に習俗の復活とその新しき健全なる育成發達をはかること」
等を指示してゐる。

著者略歴 昭和二年東京外語獨語科卒，昭和二～十年社會事業團體西窓學園主事，昭和七年全日本社會事業團體聯盟理事，昭和十六年三月大政翼賛會厚生部，現在に至る。
著書「現代社會事業要論」常盤書房刊。

(出版會承認)
(10109)

昭和十八年四月十二日 初版印刷
昭和十八年四月十六日 初版發行 (1,000)
昭和十八年七月二十日 第二版發行 (1,000)

女子勤勞管理全書第七卷
勤勞母性保護

定價 四圓
特別行爲 二〇錢
稅相當額 二〇錢
合計 四圓〇錢

著者 牧 實一
發行者 大井 德三
印刷者 中村 柳
配給元 日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二、九



發行所 株式會社 東洋書館

東京都總町區九段一、二
電話九段四四一、二
振替東京二七〇〇三八四
出版會員二〇〇五八六三九

—— 書全理管勞勤子女 ——

第一卷	女子	勞務	勞働科學研究所 桐原葆見 未刊
第二卷	女子の體力と勞働		醫學博士 岩田正道 未刊
第三卷	女子の職場配置		厚生技術師 狩野廣之 送三〇
第四卷	女子の技能養成		中央職業指導所 伊藤博 未刊
第五卷	女子の勞働條件		日本光學工業 乘富丈夫 未刊
第六卷	女子勞務者教育		産業報國會 赤松常子 未刊
第七卷	勤勞母性保護		大政實業會 實一 送三〇
第八卷	女子寄宿舎管理		鐵ヶ瀨紡績會社 長 牧 亮吉 未刊
第九卷	女子勞務者の鍊成		著者 交渉中
第十卷	女子の職業病		醫學博士 澤井 淳 送三〇
第十一卷	ナチス女子勞務員研究		調查官 菊地春雄 未刊

—— 以下續刊 ——

—— 書全理管務勞 ——

1	戰時勞務管理	勞務研究 文庫 桐原葆見 送三〇
2	産報の組織と運営	産報中央本部 佐々木正制 送三〇
3	勞務動員	企畫院 調査官 鶴島瑞夫 未刊
4	勞務配置	厚生省技術師 狩野廣之 送三〇
5	勞務輔導	指導所技術師 伊藤博 送三〇
6	技能養成	厚生省技術師 三井 透 未刊
7	勤勞人の鍊成	産報中央本部 廣崎真八郎 送三〇
8	職長養成	日鐵産報局長 大内 輝雄 送三〇
9	勤勞文化	日鐵産報局長 鈴木 昇一 送三〇
10	賃金制度	厚生省技術師 大西 清治 未刊
11	工場青年學校	東大助教授 海後 宗臣 未刊
12	疲勞と休息	京都帝大講師 古澤 一夫 送三〇
13	勞働衛生	大阪帝大教授 梶原 三郎 近刊
14	産業保健管理	勞務研究 醫學博士 藤木 新次 送三〇
15	工場安全	勞務研究 部長 上野 義雄 送三〇
16	職業病	厚生科學 赤坂 京次 未刊
17	産業體育	産報厚生部長 野津 謙 未刊
18	工場寄宿舎管理	産報中央本部 佐々木正制 送三〇
19	女子勞務管理	勞務研究 文庫 桐原葆見 未刊
20	傷痍軍人勞務輔導	軍事保健院 辻村 春男 送三〇
21	徵用勞務管理	日光勞務課長 乘富 丈夫 送三〇
22	轉業者及女子勞務輔導	指導所技術師 伊藤博 送三〇
23	工場保健衛生	醫學博士 栗原 操 送三〇
24	勞務統制法	前産大教授 後藤 清 送三〇
25	婦人勞務者保護	勞務研究 醫學博士 古澤 嘉夫 送三〇
26	工場食糧	勞務研究 醫學博士 有本邦太郎 近刊
27	産業福利施設	川崎重工業 好 送三〇
28	勞働者年金保險法論	近藤 文二 送三〇
29	作業災害と救急處置	帝大分院外科 若月 俊一 送三〇
30	勞務管理實務	日油勞務課長 江渡 三郎 近刊
31	青少年工の心理と指導	厚生省技術師 藤本 喜八 送三〇

—— 產 業 學 科 叢 書 ——

第一卷	月經と作業能力	勞働科學研究所 桐原保見著	七・八〇
第二卷	作業動作研究	太城廉吉譯著	近刊
第三卷	精神工學	金子秀彬譯著	二・一五〇
第四卷	勞働科學教本	リツアマン著	未刊
第五卷	勞働病理學	山同節男譯著	未刊
第六卷	作業と勤勞者の感情	鈴木達也譯著	未刊
第七卷	集團の心理	瀧川良夫譯著	未刊
第八卷	勞務管理の <small>社會心理學的</small> 研究	三井透譯著	未刊
第九卷	產業醫學の進歩	T・M・リンク男譯著	近刊

—— 以下續刊 ——

貴族院
367

購入

院
昭
19.9.20
和
書

